

令和4年度

鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外

大規模氾濫減災協議会

(合同協議会)

議事次第

日時：令和4年6月7日（火）13:30～15:30

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

- (1) 規約改正（案）について 資料－1
- (2) 各機関の令和3年度の取組み及び今後の予定について 資料－2
- (3) 水防関係に係る話題提供・情報共有 資料－3

4. 閉 会

令和4年度
 鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外大規模氾濫減災協議会
 鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外流域治水協議会
 合同協議会

出席者一覧

日時:令和4年6月7日(火) 13:30~

場所:オンライン開催(事務局:三重河川国道事務所)

所 属	役 職 名	氏 名	
四日市市	市長	森 智 広	
鈴鹿市	市長	末 松 則 子 (代理:防災危機管理課長 船入 公孝)	
亀山市	市長	櫻 井 義 之 (代理:副市長 山本 伸治)	
川越町	町長	城 田 政 幸	
朝日町	町長	矢 野 純 男	
菰野町	町長	柴 田 孝 之 (欠 席)	
津市	市長	前 葉 泰 幸 (代理:災害対策担当主幹 神田 寿次郎) (代理:河川排水推進室主幹 濱口 耕一)	
松阪市	市長	竹 上 真 人 (代理:建設部長 伊藤 篤)	
多気町	町長	久 保 行 央 (代理:総務課長 岡井 一宜)	
明和町	町長	世 古 口 哲 哉 (代理:建設課長 西尾 直伸)	
伊勢市	市長	鈴 木 健 一 (代理:維持課長 濱口 新)	
玉城町	町長	辻 村 修 一 (代理:建設課長 真砂 浩行)	
大台町	町長	大 森 正 信	
度会町	町長	中 村 忠 彦 (代理:建設水道課 技術指導官 中川 美知彦)	
大紀町	町長	服 部 吉 人 (代理:防災安全課長 小倉 秀康)	
南伊勢町	町長	上 村 久 仁	
三重県	県土整備部	水災害対策監	川 北 健 司
	県土整備部 防災砂防課	課長	河 邊 努 (代理:課長補佐兼班長 高村 史博)
	県土整備部 施設災害対策課	課長	浅 野 寛
	県土整備部 河川課	課長	野 呂 守
	県土整備部 都市政策課	課長	林 幸 喜 (代理:副課長兼班長 吉岡 直哉)
	県土整備部 営繕課	課長	太 田 寿 弘 (欠 席)
	県土整備部 住宅政策課	課長	服 部 睦 (欠 席)
	県土整備部 下水道事業課	課長	東 幸 伸
	県土整備部 港湾・海岸課	課長	松 橋 陽 一 郎 (代理:班長 服部 由直)
	県土整備部 道路建設課	課長	南 賢
	県土整備部 道路管理課	課長	高 柳 伸 浩 (代理:道路維持班長 諸岡 裕幸)
	県土整備部 建築開発課	課長	吉 村 厚 哉
	県土整備部 農業基盤整備課	課長	湯 浅 豊 司
	県土整備部 治山林道課	課長	久 保 村 実

所 属	役 職 名	氏 名
四日市建設事務所	所長	千 種 藤 紀
鈴鹿建設事務所	所長	宮 口 友 成 (代理:副所長兼保全室長 大下 賢一)
津建設事務所	所長	高 木 和 広
松阪建設事務所	所長	稗 田 寿 次 郎
伊勢建設事務所	所長	関 山 治 利
四日市地域防災総合事務所	所長	関 泰 弘
鈴鹿地域防災総合事務所	所長	藤 川 和 重
津地域防災総合事務所	所長	榎 屋 眞
松阪地域防災総合事務所	所長	辻 修 一 (代理:副所長兼室長 村田 洋一)
南勢志摩地域活性化局	局長	梅 村 和 弘
気象庁 津地方気象台	台長	松 本 雅 彦
農林水産省 東海農政局農村振興部	洪水調節機能強化対策官	石 田 幸 広 (欠 席)
林野庁 三重森林管理署	署長	石 上 公 彦
国土交通省 蓮ダム管理所	所長	堀 江 幸 生
国土交通省 三重河川国道事務所	所長	菅 良 一
国土交通省 中部運輸局 鉄道部安全指導課	課長	小 野 木 康 仁
森林研究・整備機構 森林整備センター 津水源林整備事務所	所長	田 野 中 大
水資源機構 三重用水管理所	所長	川 地 悟
近畿日本鉄道(株)	鉄道本部 名古屋統括部 施設部	部長 布施 徳 彦 (代理:工務課主幹 森本 宏)
東海旅客鉄道(株)	東海鉄道事業本部施設部管理課	課長 山下 義則
中部電力株式会社	三重水力センター	副長 白 澤 克 也
	インフラ活用事業推進ユニット	水 上 洋 佑
四日市あすなろう鉄道株式会社	鉄道営業部	部長 小 川 美 和 (代理:運輸課長 渡部 一博)

鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会 規約（案）

（設置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9及び第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として「鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、三重河川国道事務所の管理する一級河川及び三重県の管理する一級河川及び二級河川における洪水氾濫や土砂災害等による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

（協議会の実施事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水浸水想定区域等の現状の水害・土砂災害等リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。
- 三 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

（協議会の対象河川）

第4条 本協議会は、国及び三重県が管理する別表－1に掲げる水系を対象河川とする。

(協議会の組織)

第5条 本協議会は、別表－2の職にある者をもって組織する。

- 2 本協議会は、協議会及び幹事会で構成する。
- 3 本協議会は、必要に応じて専門的な知識を有するもの等の出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 4 本協議会は、別に組織する雲出川外大規模氾濫減災協議会、櫛田川外大規模氾濫減災協議会、宮川外大規模氾濫減災協議会と合同協議会を開催できるものとする。
- 5 必要に応じて、流域治水協議会やマスメディア等の既存の会議と連携を図り、減災に係る取組を多くの関係者と共有するものとする。

(協議会)

第6条 協議会の役員として、会長・副会長を置き、各役員については別表－3に掲げる者をもってこれにあてる。

- 2 会長は各委員会を代表し会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(幹事会)

第7条 幹事会の役員として、幹事長・副幹事長を置き、各役員については別表－4の職にある者をもって構成する。

- 2 各幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、減災対策等の各種調整を行い、その結果について協議会に報告する。

(事務局)

第8条 本協議会の事務局は、三重河川国道事務所 調査課、三重県県土整備部 河川課に置く。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第10条 規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成30年7月27日から施行する。

令和元年 6月 3日 一部改正

令和元年11月 1日 一部改正

令和2年 8月24日 一部改正

令和3年 1月12日 一部改正

令和3年 6月 2日 一部改正

令和4年 6月 7日 一部改正

別表－1 対象河川

水系区分	河川名
一級水系	鈴鹿川水系
二級水系	朝明川水系 海蔵川水系 三滝川水系 天白川水系 金沢川水系 堀切川水系 中ノ川水系 田中川水系 志登茂川水系

別表－２ 協議会 構成機関

関係機関	構成機関
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課
気象庁	津地方気象台
県	県土整備部 施設災害対策課
	県土整備部 河川課
	県土整備部 防災砂防課
	県土整備部 港湾・海岸課
	四日市建設事務所
	鈴鹿建設事務所
	四日市地域防災総合事務所
	鈴鹿地域防災総合事務所
市町	四日市市
	鈴鹿市
	亀山市
	菰野町
	朝日町
	川越町
企業	近畿日本鉄道株式会社
	四日市あすなろう鉄道株式会社

別表－3 協議会 構成員及び役員

関係機関	構成員	役職	
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所	所長	会長
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課	課長	
気象庁	津地方气象台	台長	
県	県土整備部 施設災害対策課	課長	副会長
	県土整備部 河川課	課長	副会長
	県土整備部 防災砂防課	課長	
	県土整備部 港湾・海岸課	課長	
	四日市建設事務所	所長	
	鈴鹿建設事務所	所長	
	四日市地域防災総合事務所	所長	
	鈴鹿地域防災総合事務所	所長	
市町	四日市市	市長	
	鈴鹿市	市長	
	亀山市	市長	
	菰野町	町長	
	朝日町	町長	
	川越町	町長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部	部長	
	四日市あすなろう鉄道株式会社 鉄道営業部	部長	

別表－４ 幹事会 構成員及び役員

関係機関	構成員		役職
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所		副所長
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課		係長
気象庁	津地方気象台		防災管理官
県	県土整備部 施設災害対策課		水防対策班長
	県土整備部 河川課		計画班長
	県土整備部 防災砂防課		砂防班長
	県土整備部 港湾・海岸課		海岸整備班長
	四日市建設事務所		副所長兼室長
	鈴鹿建設事務所		副所長兼室長
	四日市地域防災総合事務所		副所長兼室長
	鈴鹿地域防災総合事務所		副所長兼室長
市町	四日市市	危機管理 監統 括部 危機管理室課	室長 課長
		都市整備部 河川排水課	課長
		健康福祉部 介護保険課	課長
		健康福祉部 高齢福祉課	課長
	鈴鹿市	危機管理部 防災危機管理課	参事兼課長
		土木部 河川雨水対策課	参事兼課長
		健康福祉部 長寿社会課	課長
	亀山市	防災安全課	課長
		産業 建設部 土木課	課長
		健康福祉部 長寿健康 地域福祉 課	課長
	菰野町	総務課 安全安心対策室	室長
		都市整備課	課長
		健康福祉課	課長
	朝日町	防災保全課	課長
		産業建設課	課長
		保険福祉課	課長
	川越町	安全環境課	課長
		産業建設課	参事兼課長
		福祉課	課長
	企業	四日市あすなろう鉄道株式会社鉄道営業部 運輸課	
近畿日本鉄道株式会社鉄道本部名古屋統括 部施設部工務課		課長	

雲出川外大規模氾濫減災協議会 規約（案）

（設置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9及び第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として「雲出川外大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、三重河川国道事務所の管理する一級河川及び三重県の管理する一級河川及び二級河川における洪水氾濫や土砂災害等による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。また、水害防止・軽減を図るため、関係機関相互の情報共有化及び水害時における協力・連携を図る。

（協議会の実施事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- ① 浸水想定区域等の現状の水害・土砂災害等リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- ② 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。
- ③ その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

（協議会の対象河川）

第4条 本協議会は、国及び三重県が管理する別表－1に掲げる水系を対象河川とする。

(協議会の組織)

第5条 本協議会は、別表－2の職にある者をもって組織する。

- 2 本協議会は、協議会及び幹事会で構成する。
- 3 本協議会は、必要に応じて専門的な知識を有するもの等の出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 4 本協議会は、別に組織する鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会、櫛田川外大規模氾濫減災協議会、宮川外大規模氾濫減災協議会と合同協議会を開催できるものとする。
- 5 必要に応じて、流域治水協議会やマスメディア等の既存の会議と連携を図り、減災に係る取組を多くの関係者と共有するものとする。

(協議会)

第6条 協議会の役員として、会長・副会長を置き、各役員については別表－3に掲げる者をもってこれにあてる。

- 2 会長は各委員を代表し会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(幹事会)

第7条 幹事会の役員として、幹事長・副幹事を置き、各役員については別表－4の職にある者をもって構成する。

- 2 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、減災対策等の各種調整を行い、その結果について協議会に報告する。
- 3 幹事会は、水害時における協力・連携を図るため、災害関連情報や水防関連情報等を関係機関相互で情報共有する。

(事務局)

第8条 本協議会の事務局は、三重河川国道事務所 調査課、三重県県土整備部 河川課に置く。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成30年 6月21日から施行する。

令和 元年 5月31日 一部改正

令和 2年 8月19日 一部改正

令和 3年 1月12日 一部改正

令和 3年 6月 2日 一部改正

令和 4年 6月 7日 一部改正

別表－1 対象河川

水系区分	河川名
一級水系	雲出川水系
二級水系	中ノ川水系 田中川水系 志登茂川水系 安濃川水系 岩田川水系 相川水系 碧川水系

別表－2 協議会 構成機関

関係機関	構成機関
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課
気象庁	津地方气象台
県	県土整備部 施設災害対策課
	県土整備部 河川課
	県土整備部 防災砂防課
	県土整備部 港湾・海岸課
	津建設事務所
	松阪建設事務所
	津地域防災総合事務所
	松阪地域防災総合事務所
市町	津市
	松阪市
企業	近畿日本鉄道株式会社

別表－3 協議会 構成員及び役員

関係機関	構成員	役職
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所 所長	会長
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課 課長	
気象庁	津地方气象台 台長	
県	県土整備部 施設災害対策課 課長	副会長
	県土整備部 河川課 課長	副会長
	県土整備部 防災砂防課 課長	
	県土整備部 港湾・海岸課 課長	
	津建設事務所 所長	
	松阪建設事務所 所長	
	津地域防災総合事務所 所長	
	松阪地域防災総合事務所 所長	
市町	津市 市長	
	松阪市 市長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部 部長	

別表－４ 幹事会 構成員及び役員

関係機関	構成員		役職
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所		副所長
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課		係長
気象庁	津地方気象台		防災管理官
県	県土整備部 施設災害対策課		水防対策班長
	県土整備部 河川課		計画班長 ダム班長
	県土整備部 防災砂防課		砂防班長
	県土整備部 港湾・海岸課		海岸整備班長
	津建設事務所		副所長兼室長 君ヶ野ダム管理室長
	松阪建設事務所		副所長兼室長
	津地域防災総合事務所		副所長兼室長
	松阪地域防災総合事務所		副所長兼室長
市町	津市	危機管理部 防災室	室長
		建設部 河川排水推進室	室長
		健康福祉部 地域包括ケア推進室	室長
		健康福祉部 高齢福祉課	課長
	松阪市	建設部 土木課	課長
		建設部 建設保全課	参事兼課長
		防災対策課	参事兼課長
		健康福祉部 高齢者支援課	参事兼課長
	健康福祉部 介護保険課	参事兼課長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部 工務課		課長

櫛田川外大規模氾濫減災協議会 規約（案）

（設置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9及び第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として「櫛田川外大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、三重河川国道事務所の管理する一級河川及び三重県の管理する一級河川及び二級河川における洪水氾濫や土砂災害等による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。また、水害防止・軽減を図るため、関係機関相互の情報共有化及び水害時における協力・連携を図る。

（協議会の実施事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- ① 浸水想定区域等の現状の水害・土砂災害等リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- ② 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。
- ③ その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

（協議会の対象河川）

第4条 本協議会は、国及び三重県が管理する別表－1に掲げる水系を対象河川とする。

(協議会の組織)

第5条 本協議会は、別表－2の職にある者をもって組織する。

- 2 本協議会は、協議会及び幹事会で構成する。
- 3 本協議会は、必要に応じて専門的な知識を有するもの等の出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 4 本協議会は、別に組織する鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会、雲出川外大規模氾濫減災協議会、宮川外大規模氾濫減災協議会と合同協議会を開催できるものとする。
- 5 必要に応じて、流域治水協議会やマスメディア等の既存の会議と連携を図り、減災に係る取組を多くの関係者と共有するものとする。

(協議会)

第6条 協議会の役員として、会長・副会長を置き、各役員については別表－3に掲げる者をもってこれにあてる。

- 2 会長は各委員会を代表し会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(幹事会)

第7条 幹事会の役員として、幹事長・副幹事長を置き、各役員については別表－4の職にある者をもって構成する。

- 2 各幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、減災対策等の各種調整を行い、その結果について協議会に報告する。
- 3 幹事会は、水害時における協力・連携を図るため、災害関連情報や水防関連情報等を関係機関相互で情報共有する。

(事務局)

第8条 本協議会の事務局は、三重河川国道事務所 調査課、三重県県土整備部 河川課に置く。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成30年 6月21日から施行する。

令和 元年 5月31日 一部改正

令和 2年 8月19日 一部改正

令和 3年 1月12日 一部改正

令和 3年 6月 2日 一部改正

令和 4年 6月 7日 一部改正

別表－1 対象河川

水系区分	河川名
一級水系	櫛田川水系
二級水系	碧川水系 三渡川水系 阪内川水系 金剛川水系 中川水系 笹笛川水系 大堀川水系 外城田川水系

別表－2 協議会 構成機関

関係機関	構成機関
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所
	中部地方整備局 蓮ダム管理所
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課
気象庁	津地方气象台
県	県土整備部 施設災害対策課
	県土整備部 河川課
	県土整備部 防災砂防課
	県土整備部 海岸・港湾課
	松阪建設事務所
	松阪地域防災総合事務所
市町	松阪市
	多気町
	明和町
企業	近畿日本鉄道株式会社

別表－3 協議会 構成員及び役員

関係機関	構成員	役職	
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所	所長	会長
	中部地方整備局 蓮ダム管理所	所長	
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課	課長	
気象庁	津地方气象台	台長	
県	県土整備部 施設災害対策課	課長	副会長
	県土整備部 河川課	課長	副会長
	県土整備部 防災砂防課	課長	
	県土整備部 海岸・港湾課	課長	
	松阪建設事務所	所長	
	松阪地域防災総合事務所	所長	
市町	松阪市	市長	
	多気町	町長	
	明和町	町長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部	部長	

別表－４ 幹事会 構成員及び役員

関係機関	構成員	役職	
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所	副所長	幹事長
	中部地方整備局 蓮ダム管理所	専門官	
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課	係長	
気象庁	津地方気象台	防災管理官	
県	県土整備部 施設災害対策課	水防対策班長	副幹事長
	県土整備部 河川課	計画班長	副幹事長
	県土整備部 防災砂防課	砂防班長	
	県土整備部 海岸・港湾課	海岸整備班長	
	松阪建設事務所	副所長兼室長	
	松阪地域防災総合事務所	副所長兼室長	
市町	松阪市 建設部 土木課	課長	
	建設部 建設保全課	参事兼課長	
	防災対策課	参事兼課長	
	健康福祉部 高齢者支援課	参事兼課長	
	健康福祉部 介護保険課	参事兼課長	
	多気町 建設課	課長	
	総務課	課長	
	健康福祉課	課長	
	明和町 建設課	課長	
	総務防災課	課長	
	住民ほけん課	課長	
	健康あゆみ課	課長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部 工務課	課長	

宮川外大規模氾濫減災協議会 規約（案）

（設置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9及び第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として「宮川外大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、三重河川国道事務所の管理する一級河川及び三重県の管理する一級河川及び二級河川における洪水氾濫や土砂災害等による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。また、水害防止・軽減を図るため、関係機関相互の情報共有化及び水害時における協力・連携を図る。

（協議会の実施事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- ① 洪水浸水想定区域等の現状の水害・土砂災害等リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- ② 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。
- ③ その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

（協議会の対象河川）

第4条 本協議会は、国及び三重県が管理する別表－1に掲げる水系を対象河川とする。

(協議会の組織)

第5条 本協議会は、別表－2の職にある者をもって組織する。

- 2 本協議会は、協議会及び幹事会で構成する。
- 3 本協議会は、必要に応じて専門的な知識を有するもの等の出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 4 本協議会は、別に組織する鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会、雲出川外大規模氾濫減災協議会、櫛田川外大規模氾濫減災協議会と合同協議会を開催できるものとする。
- 5 必要に応じて、流域治水協議会やマスメディア等の既存の会議と連携を図り、減災に係る取組を多くの関係者と共有するものとする。

(協議会)

第6条 協議会の役員として、会長・副会長を置き、各役員については別表－3に掲げる者をもってこれにあてる。

- 2 会長は各委員を代表し会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(幹事会)

第7条 幹事会の役員として、幹事長・副幹事を置き、各役員については別表－4の職にある者をもって構成する。

- 2 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、減災対策等の各種調整を行い、その結果について協議会に報告する。
- 3 幹事会は、水害時における協力・連携を図るため、災害関連情報や水防関連情報等を関係機関相互で情報共有する。

(事務局)

第8条 本協議会の事務局は、三重河川国道事務所 調査課、三重県県土整備部 河川課に置く。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成30年 7月30日から施行する。

令和 元年 6月19日 一部改正

令和 2年 8月25日 一部改正

令和 3年 1月12日 一部改正

令和 3年 6月 2日 一部改正

令和 4年 6月 7日 一部改正

別表－1 対象河川

水系区分	河川名
一級水系	宮川水系
二級水系	笹笛川水系 大堀川水系 江川水系 外城田川水系 神津佐川水系 泉川水系 五ヶ所川水系 中の谷川水系 伊勢路川水系 大江川水系 河内川水系 村山川水系 小方川水系 古和川水系 奥川水系

別表－2 協議会 構成機関

関係機関	構成機関
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課
気象庁	津地方気象台
県	県土整備部 施設災害対策課
	県土整備部 河川課
	県土整備部 防災砂防課
	県土整備部 海岸・港湾課
	松阪建設事務所
	伊勢建設事務所
	松阪地域防災総合事務所
	南勢志摩地域活性化局
市町	伊勢市
	多気町
	大台町
	玉城町
	度会町
	大紀町
	南伊勢町
企業	近畿日本鉄道株式会社

別表－3 協議会 構成員及び役員

関係機関	構成員	役職	
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所	所長	会長
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課	課長	
気象庁	津地方气象台	台長	
県	県土整備部 施設災害対策課	課長	副会長
	県土整備部 河川課	課長	副会長
	県土整備部 防災砂防課	課長	
	県土整備部 海岸・港湾課	課長	
	松阪建設事務所	所長	
	伊勢建設事務所	所長	
	松阪地域防災総合事務所	所長	
	南勢志摩地域活性化局	局長	
市町	伊勢市	市長	
	多気町	町長	
	玉城町	町長	
	大紀町	町長	
	度会町	町長	
	大台町	町長	
	南伊勢町	町長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部	部長	

別表－４ 幹事会 構成員及び役員

関係機関	構成員		役職
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所		副所長
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課		係長
気象庁	津地方气象台		防災管理官
県	県土整備部 施設災害対策課		水防対策班長
	県土整備部 河川課		計画班長 ダム班長
	県土整備部 防災砂防課		砂防班長
	県土整備部 海岸・港湾課		海岸整備班長
	松阪建設事務所		副所長兼室長 宮川ダム管理室長
	伊勢建設事務所		副所長兼室長
	松阪地域防災総合事務所		副所長兼室長
	南勢志摩地域活性化局		副局長兼室長
市町	伊勢市	危機管理部 危機管理課	次長兼課長
		都市整備部 維持課	課長
		健康福祉部 高齢者支援課	課長
		健康福祉部 介護保険課	課長
	多気町	総務課	課長
	建設課	課長	
	健康福祉課	課長	
大台町	総務課	特命監	
	建設課	課長	
	健康ほけん課	課長	
玉城町	総務政策課	参事兼課長	
	建設課	参事兼課長	
	保健福祉課	参事兼課長	
度会町	みらい安心課		課長
	建設水道課		課長
	長寿福祉課		課長
	産業振興課		課長

市町	大紀町	防災安全課 建設課 健康福祉課	課長 課長 課長	
	南伊勢町	建設課 防災安全課 高齢者支援課	課長 課長 課長	
企業	近畿日本鉄道株式会社鉄道本部 名古屋統括部施設部工務課		課長	

これまでの取組状況及び今後の取組予定

令和4年6月7日

鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外
大規模氾濫減災協議会(合同協議会)

① 小中学校における防災(水災害)教育の実施

- 令和元年度より、小学校にて新学習指導要領の全面実施に向け支援校に対して防災教育の支援を実施しており、今年度も引き続き実施。
- 教材（副読本）、運営用資料（卓上模型、モニタージュ写真等）の授業運営に関する支援と合わせ、**各学校が主体となり継続的に実施できるような仕組みづくりを引き続き実施。**

試行授業実施状況

河川名	学校名	H31	R2	R3
鈴鹿川	鈴鹿市立河曲小学校	●	—	—
	鈴鹿市立神戸小学校	—	—	●
雲出川	津市立香良洲小学校	●	●	●
	津市立一志西小学校	—	●	—
櫛田川	松阪市立掃水小学校	●	●	—
	松阪市西黒部小学校	—	●	●
宮川	伊勢市立豊浜西小学校	●	●	●
	伊勢市立佐八小学校	—	●	—
	伊勢市立豊浜東小学校	—	●	●
	伊勢市立御園小学校	—	●	—
	伊勢市立小俣小学校	—	—	●



今年度の授業の様子（伊勢市立豊浜西小学校）

副読本



卓上模型



フォトモンタージュ

① 小中学校における防災(水災害)教育の実施

- 防災教育の支援の一環として、**ポータルサイトを作成。**
- ポータルサイトのコンテンツとして、「トピックス」、「学校教育教材」、「学習用素材」、「**教員の方へ (e-learning)**」を掲載。
- **令和4年度、教育関係者向け水防災教育訴求・啓発動画やデジタル副読本を追加掲載予定※。**

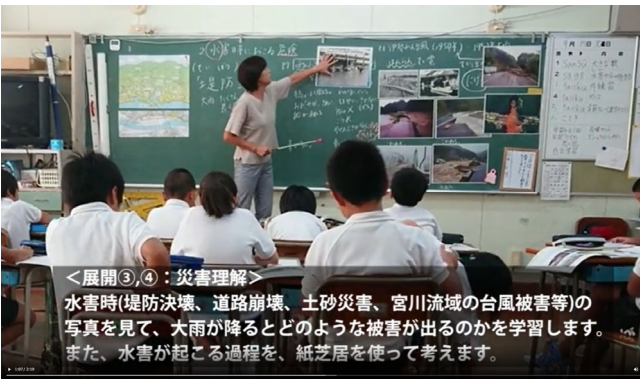
ポータルサイトの構成

コンテンツ	概要
トピックス	学校や地域において、防災教育を実施した事例、実施のきっかけや実施までの準備・流れ、使用した教材、参加者の反応などを紹介
学校教育教材	学校防災教育用に作成した副読本、学習指導・発問計画、プリントを紹介
学習用素材	学習習用のマイクロモデル(模型)、フォトモンタージュ、防災カードゲーム等の素材・リンク先を紹介
教員の方へ (e-learning)	三重県内で実施された防災教育の試行授業動画(ダイジェスト版)を掲載 ※全4時限、それぞれ2動画掲載(各2分程度)

ホームページ



e-learning (試行授業動画(ダイジェスト版))



デジタル副読本 R4追加予定※



各種黄色いボタンをクリックすると、動画や音声等が再生

▼ボタン一例

4水系の副読本をデジタル化

教育関係者向け水防災教育訴求・啓発動画 R4追加予定※



②水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組

R4年度 大規模氾濫減災協議会 合同協議会

- 地域住民（特に要配慮者）の皆様が早期避難行動に繋がるよう、地域の防災リーダーである自主防災組織や要配慮者支援を行っている地域包括支援センター等での防災講座を実施。
また、地域活動サークルや企業、外国人等を対象とした防災講座を行うことも可能。
- 防災講座では**水害リスクや入手可能な防災情報解説**や**マイ・タイムラインなど避難行動を考えるワークショップ**等の運営支援を実施。

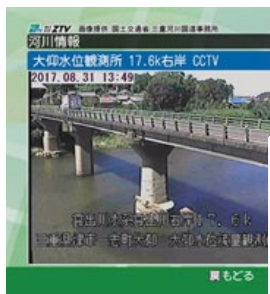
<水害リスクや防災情報をわかりやすく解説>



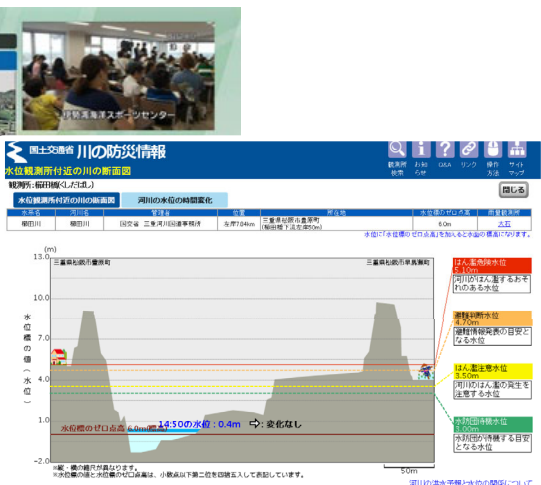
防災をわかりやすく解説



R1 三重県北勢浸水（実績）



ケーブルテレビでの映像配信(ZTV)



川の防災情報

地域の皆さんが入手できる防災情報

<楽しく防災を学ぶワークショップ等>

自らの避難行動を考えるシートを活用した講座（台風・大雨に備えるマイ・タイムラインをつくらう！）



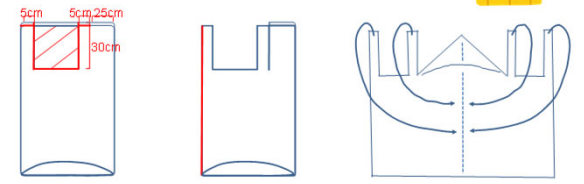
事例：豊橋創造大学学園祭でのワークショップ



いざという時に役立つ防災グッズづくり
事例：商業施設での防災イベント

ゴミ袋で合羽(ポンチョ)

さあ、避難する時。合羽がない！
そんな時は、ゴミ袋で手作り合羽を作りましょう。



- ①ゴミ袋の底を上にして、右から25cmほどの位置に切り込みを入れる。次に斜線部分を切り取り、短い赤線部分を2カ所折り縫す
- ②左側の折り目(赤線の部分)を切り縫す
- ③開いて、三角の部分に紐を入れて、2本のひもを結びと出来上がり

②水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組

R4年度 大規模氾濫減災協議会 合同協議会

- 防災・減災への取組実施である河川管理者や防災部局と**高齢者福祉部局とが連携し**、水害からの**高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組を実施**。
- 要配慮者利用施設及び地域包括支援センターを対象として、**避難情報・行動に関する理解促進、要配慮者の避難支援の事例紹介等について、講習会（web会議活用）を実施**。

No.	対象施設（市）	実施日	開催形式	講習内容
1	特別養護老人ホームくすのき園（鈴鹿市）	令和3年1月28日（木） 10：00～11：00	オンライン開催 （施設会議室と事務局を接続）	①水防災の基礎知識 ②要配慮者の避難行動に関する事例紹介
2	津北部西地域包括支援センター（津市）	令和3年1月28日（木） 14：00～15：30	会場・オンライン同時開催	①水防災の基礎知識についての解説 ②避難情報・避難行動に関する個人ワーク ③要配慮者の避難行動に関する取り組み
3	津市在宅療養支援センター（津市）	令和3年2月25日（木） 18：30～20：40	会場・オンライン同時開催	①近年の水害被害について ②津市の災害リスクについて（土砂災害、地震・津波、高潮、水災害） ③避難情報等について（水害・土砂災害）



R3.1.28 津市北部西包括支援センター 防災講座



R3.2.25 津市在宅療養支援センター 防災講座

③危機管理型水位計と簡易型河川監視カメラの設置

■洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計を開発することで、**水位計未設置河川や地先レベルのきめ細やかな水位把握が必要な河川への水位計の普及を促進し、水位観測網の充実を図る。**

(R4.3末時点で、三重河川国道事務所にて85基、三重県にて213基設置済み)

■機能を限定した低コストの簡易カメラ（簡易型河川監視カメラ）を設置し、**多くの地点で河川状況を確認することで従来の水位情報だけでは伝わりにくい「切迫感」を共有し、円滑な避難を促進。**

(R4.3末時点で、三重河川国道事務所にて39基設置、三重県にて45基設置)

簡易型監視カメラの閲覧方法（川の水位情報より）

画面では、メニューの表示切替で河川監視カメラ(簡易型)のみのチェックとすることで、簡易型河川監視カメラの設置位置が確認できます。

川の水位情報

- ・危機管理型水位計・通常水位計・**河川カメラ(簡易型河川カメラも含む)**が同一画面上に表示。
- ・**氾濫するまでどの程度の余裕があるかリアルタイムに確認。**
- ・**河川カメラ(簡易型河川カメラ含む)により、河川の状況を画像にて確認。**

堤防の高さから下がり計測

カメラ画像の確認

川の水位情報
<https://k.rever.go.jp/>



洪水時は事務所HP・Twitterでも防災情報を発信しています
 HP : <https://www.cbr.mlit.go.jp/mie/>
 Twitter : https://twitter.com/mlit_mie

④流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供

R4年度 大規模氾濫減災協議会 合同協議会

- 令和2年9月より、宮川（勢田川）流域で簡易浸水センサ等を用いた「浸水状況共有システム」の現場実証を開始しており、次年度も現場実証を継続。
- 伊勢市では、中部電力（株）と連携し、スマートメータを活用した下水道水位検知の試行について検討するとともに、浸水状況共有システムは、他流域等での活用・検討について支援。
- 簡易型浸水センサや危機管理型水位計等の情報を収集し、LINE通知する試行システムを構築し、試行・運用検証を行った。

簡易型浸水センサ等を用いた防災情報の共有支援



【簡易浸水センサ】

- 浸水検知なし
停止 ※センサ検知なし
- 浸水検知 (L1)
浸水L1 ※道路面等の浸水(5cm程度)を把握(早期検知)
- 浸水検知 (L2)
浸水L2 ※家屋浸水や避難困難となる浸水(30~50cm)を把握

【排水設備稼働状況】

伊勢市管理の12箇所のポンプ場等にて試行

稼働中 停止

【危機管理型水位計】

平常水位 観測開始水位超過 危険水位超過 氾濫開始水位超過

【スマートメータの活用試行】

スマートメータ通信網の自動検針以外への応用

① 氾濫検知サービス (〇〇市・〇〇市)

● 「マンホール内(内水)の水位」「中小規模河川の水位」が把握できていないという課題に対し、「電池駆動で遊動通過能力が高い」という利点を活かしたソリューションを提供するサービスを開発中

発生の方
雨水を河川へ流す排水が溢れつづき、小さな川やマンホール、朝溝から水が溢れる氾濫

発生の方
大雨により大きな河川の水量が増え、堤防が決壊したり、堤防を越えて水が溢れだす氾濫

内水氾濫 外水氾濫

下水道設備(見えない部分)の水位を計測し、見える化する
内水氾濫検知サービス

中小規模な河川・用水・ため池の水位を計測し、見える化する
河川水位計測サービス

● スマートメータ通信網は、自動検針以外のデータについても送信可能。

● 「地面の下に・電池駆動で・長期間通信できる」というスマートメータ通信網の利点を活かした「水道ソリューション事業」を、様々な自治体と共同で検討している。

- 【最初の検知】簡易浸水センサ検知後、即通知が来ます。
- 【2回目以降】10分間隔で更新状況が通知されます。(複数箇所でセンサ検知した場合は集約して通知します)
- トーク画面下のバナーをタップするとシステム画面にリンクします。



LINE通知画面例

⑤洪水を安全に流すためのハード対策 (防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策)

R4年度 大規模氾濫減災協議会 合同協議会

- 近年の気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害、また、インフラの老朽化から国民の生命、社会の重要な機能を維持できるよう防災・減災、国土強靱化の取組の加速化、深化を図るため、令和3年度から7年度の5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め重点的・集中的な対策を推進。
- 流域治水対策における中長期目標[※]では気候変動の影響を踏まえた河道掘削、堤防整備、堤防強化、遊水地整備等の整備を実施し、1級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率100%を目指す。

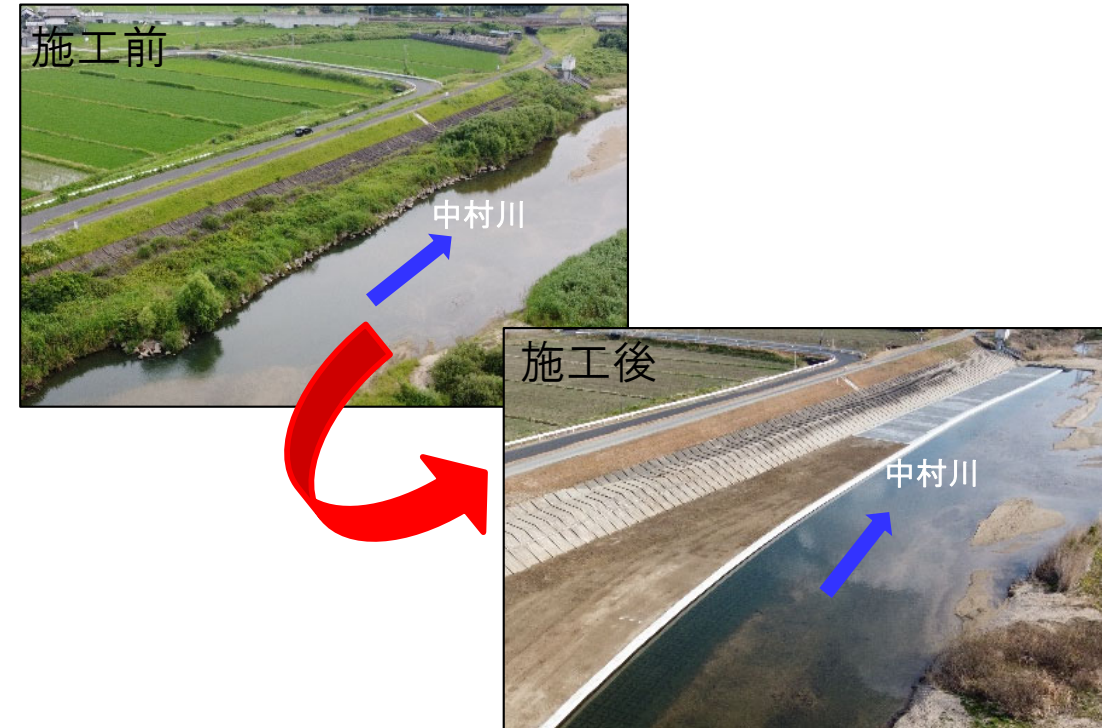
※令和32年度頃から令和27年度頃までに前倒し

対策の内容・効果

樹木繁茂・土砂堆積及び橋梁等による洪水はん濫により、人命被害リスクの高い危険箇所について、樹木伐採、河道掘削などの対策を講じることにより、水位低下を図る。



R3年度樹木伐採実施状況 鈴鹿川右岸10.7k付近



R3年度護岸整備実施状況 中村川左岸1.1k付近

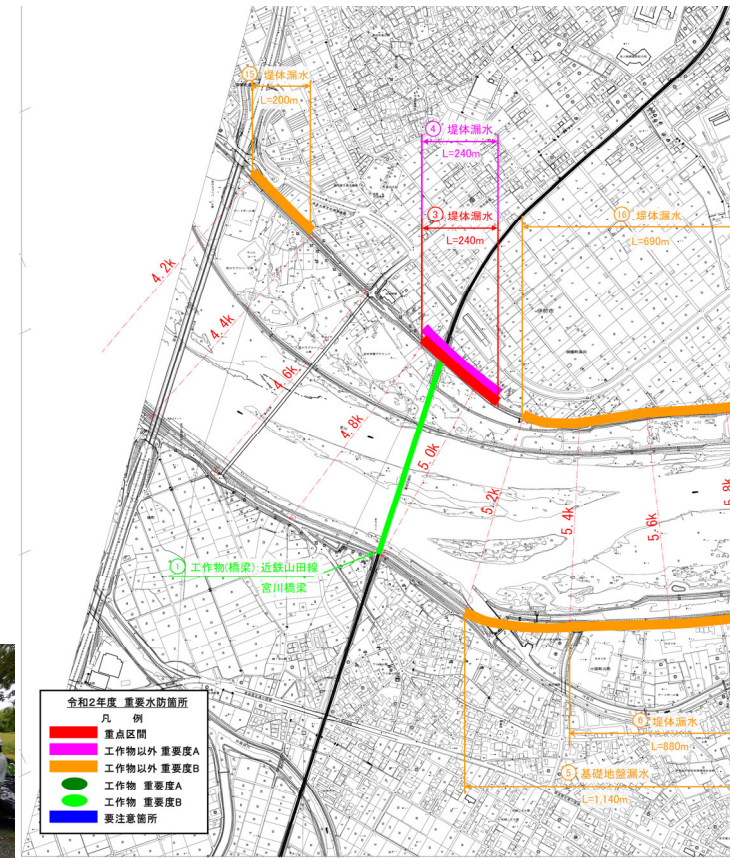
⑥地域と連携した水防活動に関する取り組み

- 市町の水防管理団体が洪水時に迅速かつ的確な水防活動が実施できるよう、重要水防箇所の巡視を毎年実施。
- 重要水防箇所とは、洪水時において堤防等の巡視・監視・水防活動等を特に注意して行う必要がある箇所のこと。

令和3年度の巡視実績

事務所	水系	出張所	日付	参加者	実施内容
				水防団等	
三重河川国道	鈴鹿川	鈴鹿川	5月27日	・四日市市 危機管理室 ・鈴鹿建設事務所 保全課 ・亀山市 防災安全課 計 3名	合同巡視 鈴鹿川 右岸22.8k付近（亀山市海本町） 他2箇所を実施
三重河川国道	雲出川	雲出川	6月1日	・三重県 施設災害対策課 ・三重県警察 災害対策係 ・松阪建設事務所 保全課 ・津市 建設部 他 計 16名	合同巡視 雲出川 右岸3.8k付近（松阪市小野江町） 他3箇所を実施
三重河川国道	宮川	宮川	6月2日	・伊勢市 消防団 ・玉城町 消防団 ・伊勢警察署 警備課 ・南勢志摩地域活性化局 他 計 14名	合同巡視 宮川 右岸4.9k付近（伊勢市御園町高向） 他3箇所を実施
三重河川国道	櫛田川	櫛田川	6月3日	・松阪市 消防団 ・多気町 消防団 ・明和町 総務防災課 ・松阪警察署 警備課 他 計 18名	合同巡視 櫛田川 左岸2.0k付近（松阪市西黒部町） 他5箇所を実施

重要水防箇所詳細図（例：宮川）



今年度は6月6日～14日の間で実施予定



合同巡視の様子（左から鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川）

令和3年度の各機関の取組

令和4年6月7日

鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外
大規模氾濫減災協議会(合同協議会)

令和3年度の各機関の取組 目次

＜鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外河川の減災に係る取組方針＞

- ① 想定最大規模外力を対象とした洪水浸水想定区域図を元にした洪水ハザードマップの策定・周知
- ② 小中学校における水災害教育の実施
- ③ 要配慮者利用施設における避難計画の策定及び訓練の促進
- ④ 優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの治水安全を向上させるためのハード対策
- ⑤ 防災気象情報の改善
- ⑥ 円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線の補強などのハード整備
- ⑦ 住民の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むために、市民向けの防災講座を実施
- ⑧ 水位、雨量情報のさらなる周知

① 想定最大規模外力を対象とした洪水浸水想定区域図 を元にした洪水ハザードマップの策定・周知

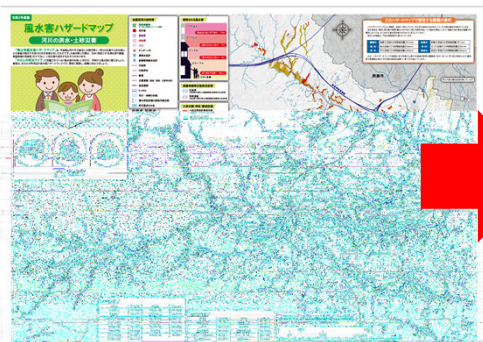
機 関 名	概 要
亀山市	水害リスク情報の空白域の解消
川越町	ハザードマップの更新・周知
多気町	水害リスク情報の空白域の解消
朝日町	水害リスク情報の空白域の解消
菰野町	水害リスク情報の空白域の解消
三重県河川課	洪水浸水想定区域図の作成
四日市建設事務所	洪水浸水想定区域図の指定・公表

令和3年度 大規模氾濫減災協議会の取り組み

【水害リスク情報の空白域の解消】

- ・令和2年度に作成したハザードマップの啓発に努めました。宅地開発等に対し個別に相談対応しています。

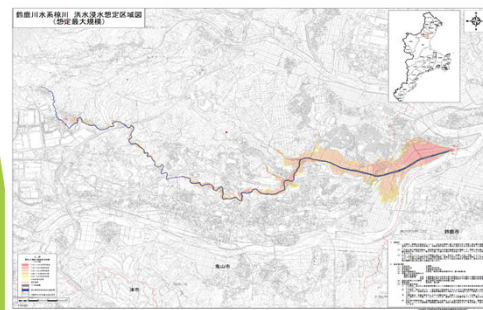
風水害ハザードマップ作成



宅地開発等の 個別対応



検討事項



- 検討項目
- 令和3年度に三重県が浸水想定区域を追加したことにより、ハザードマップの修正を検討しています。

【持続的な水災害教育の実施と伝承】

- ・「わたしの防災マップ」による啓発伝承などの防災に関する出前講座を行いました。小学校での防災教育等を5回行うことで、持続的な水災害に対する意識付けを行いました。



5	緊急安全確保※1
～警戒レベル4までに必ず避難！～	
4	避難指示※2
3	高齢者等避難※3
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)

非常持ち出し袋はある？
何が入ってる？
点検してる？
危険な場所を知ってる？

家の近くで地震が起こったら？
学校の近くで地震が起こったら？
真ん中で地震が起こったら？

教室での授業中に地震が起こったら？
外で体育の授業中なら？

災害時の連絡手段は？
自分がどこに避難するか家族は知ってる？

普段から考えておくことが大切です

【目標(コンセプト)】

台風や豪雨災害から身を守るため、ハザードマップの周知徹底や小学生を対象とした防災教室、高齢者を対象とした防災講座を開催することにより、水害を知ってもらうとともに、要配慮である子どもや高齢者の防災意識を高めることで受講者やその家庭における防災力のブラッシュアップを図る。

【防災教室】

指定緊急避難場所などの見学をとおして、想定される災害を知ってもらうとともに施設の役割の学んだり、備蓄品を実際に見たり、質問したりすることで、災害を身近な問題として意識してもらう。

子どもの防災意識を高め、家庭内で保護者と防災について話してもらうことで、家庭の防災意識の向上と、防災対策の充実に繋がるようにする。



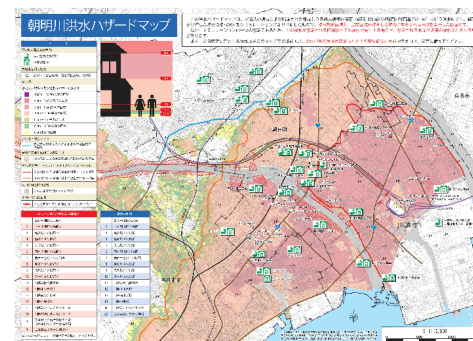
【防災講座】

高齢者を対象とした風水害に関する防災講座を開催し、風水害について過去の災害事例などを通じて、自分の命を守るために平時から備えるべきことを考え、実践してもらう。

また、ハザードマップの見方を説明し、自分はそのタイミングでどこに避難するかといったマイタイムラインの作成を促した。高齢者等避難に時間がかかる方の防災意識を高めることで、円滑な避難ができるようにする。

【ハザードマップの更新・周知】

平成29年度に更新したハザードマップを全戸配布し、転入者へも転入時に配布している。配布後も地区の防災訓練に活用するなど、ハザードマップの必要性を周知している。



防災重点農業用ため池の見直しを実施した。これに関連して町総合防災訓練の会場に「ため池ハザードマップ」を掲示し、ため池による水害リスクについて啓発を行った。また、広報誌に浸水想定図に関する記事を掲載した。



町総合防災訓練での啓発の様子



浸水想定図に関する記事

【多気町】 ③重点項目 実効性のある要配慮者施設の避難確保計画の作成推進と避難訓練の実施

保育園などの要配慮者利用施設が作成した避難確保計画が、実効性を確保できるようにアドバイスなどを行った。また、避難確保計画に基づいた避難訓練への支援を行った。

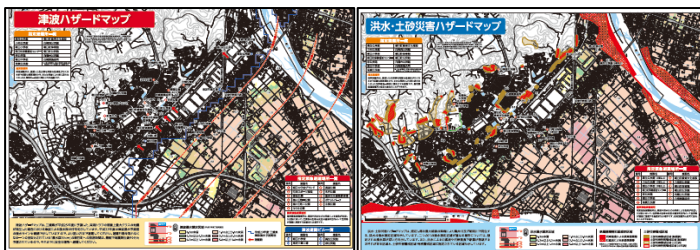


保育園の避難訓練の様子

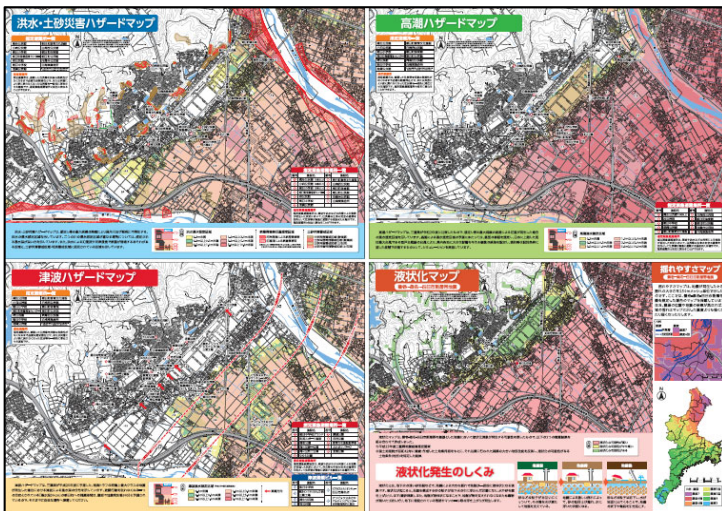
【水害リスク情報の空白域の解消（高潮ハザードマップ作成）】

- ・朝日町ハザードマップ防災に想定最大規模の高潮による氾濫が発生した場合の浸水想定区域を掲載した高潮ハザードマップを追加。
- ・各種別ハザードと見比べることができるよう一面にマップを集約。

【旧ハザードマップ】



【新ハザードマップ】



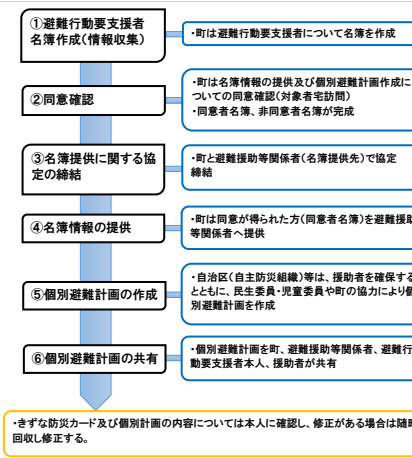
【高齢者の避難行動への理解促進（避難行動要支援者の個別避難計画作成）】

- ・令和3年度においては、2地区（小向地区・縄生地区）の班長会にて制度、計画作成に関する説明会を実施。
- ・各班で要支援者に対する援助者を選定依頼。

【説明会の様子】



【計画作成までの流れ】



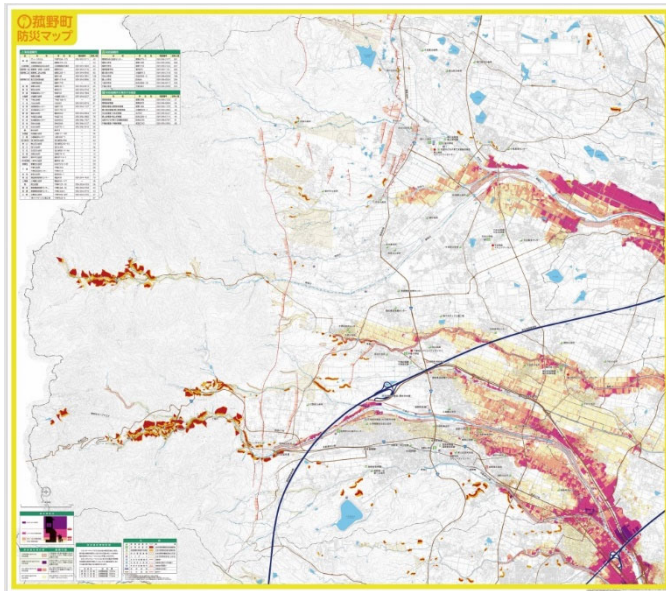
【班毎に要支援者宅地図作成】



水害リスク情報の空白域の 解消

【概要】

転入者が菰野町の災害リスクを把握できるようハザードマップの配付を継続して行っています。



流域の水災害の早期把握に 資する防災情報の提供

【概要】

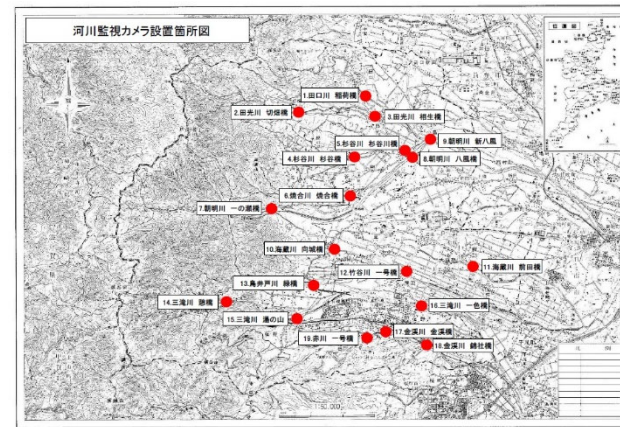
令和2年度に河川カメラを設置、令和3年度からその映像を公開しており、河川の水位状況を住民が見ることができます。



監視カメラの設置状況



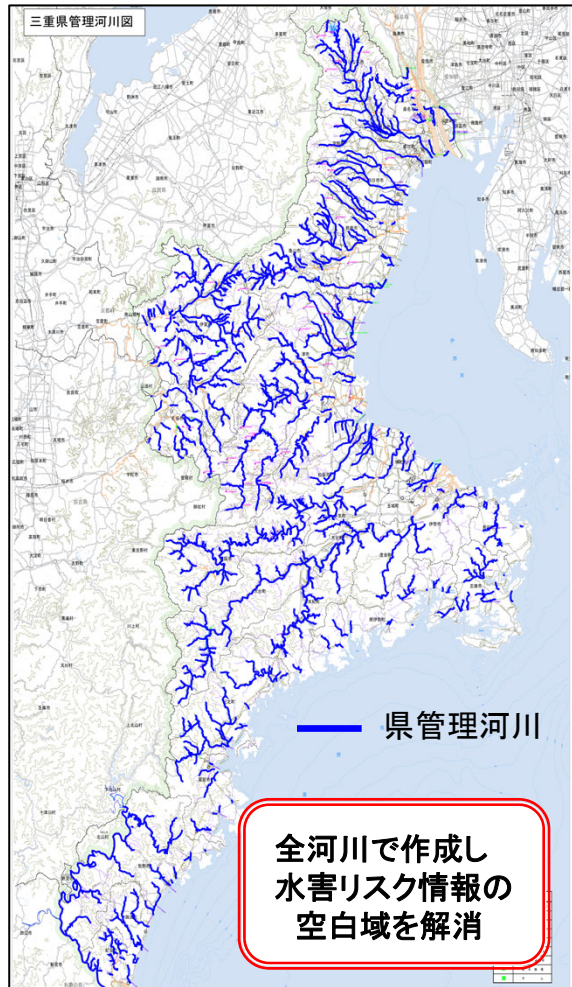
配信画像（テレビ）



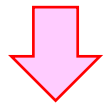
洪水浸水想定区域図・危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ 三重県河川課

頻発する豪雨災害への備えとして、R3年度末までに「洪水浸水想定区域図」を三重県が管理する全ての河川で作成しました。また、R3年度に策定した河川DX中期計画に基づき、「危機管理型水位計」、「簡易型河川監視カメラ」を充実させ、水災害の早期把握に資する情報提供を行います。また、危機管理型水位計に氾濫が開始する前段階の水位として、新たに危険水位を設定し、住民の避難行動の参考となる水位を設定・運用します。

【洪水浸水想定区域図の作成】



三重県ではR3末までに洪水浸水想定区域図を三重県が管理する全ての河川(546河川)において作成しました。



順次、指定・公表

関係市町への
データ提供

浸水ナビへの
データ反映

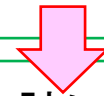
オープンデータ
による民間サー
ビスの促進

を実施します。

【危機管理型水位計・監視カメラの設置】

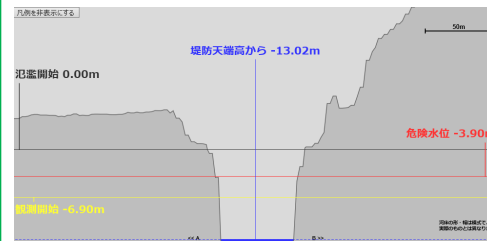
三重県ではR3末までに危機管理型水位計213基、簡易型河川監視カメラを44基を県管理河川に設置

R4以降は、R3年度に策定した河川DX中期計画に基づき、水防活動上重要な箇所への設置を進めます。

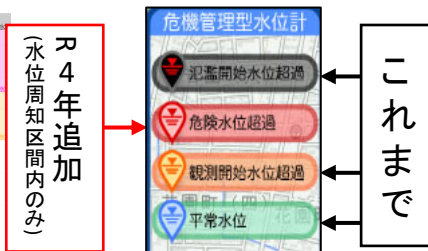
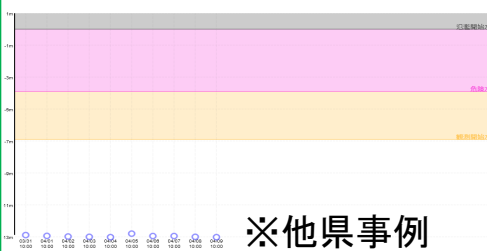


【危機管理型水位計に危険水位を追加】

これまで設置した危機管理型水位計の内、水位周知区間内に設置した39基において、氾濫が開始する前段階の水位として、危険水位をR4年中に設定します。



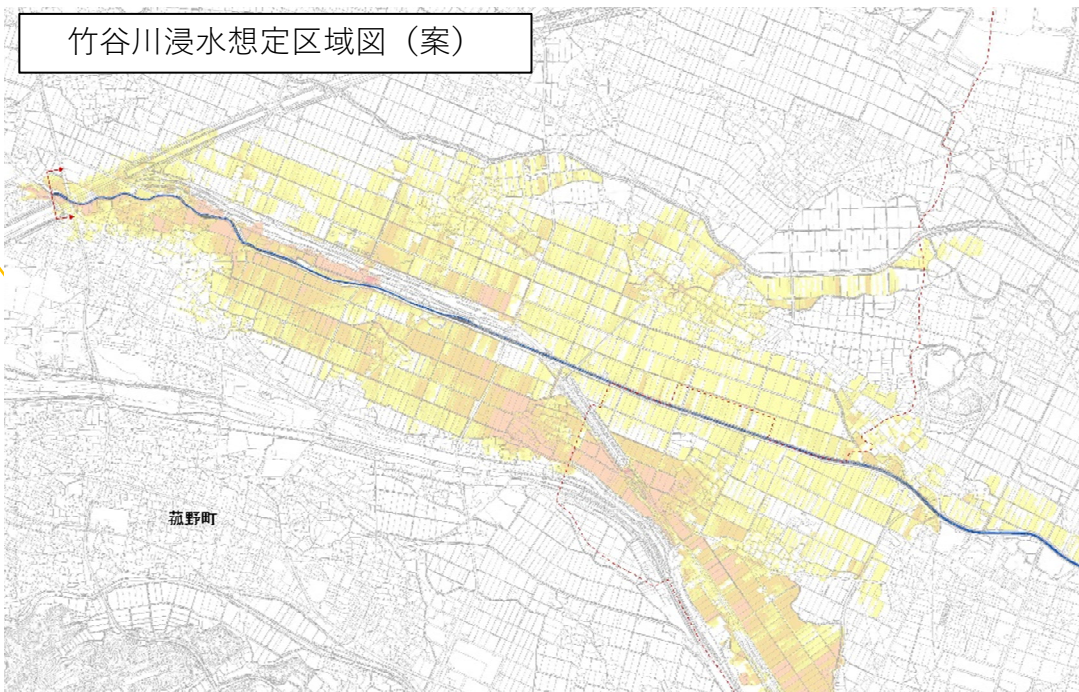
河川横断図に危険水位ライン(赤色)を表示。水位ラインを超えると、水位計の表示が赤色に変化。



※他県事例

洪水浸水想定区域図の指定・公表

洪水時の円滑かつ迅速な避難に資する資料として、洪水浸水想定区域図の指定・公表を行います。
 ・令和3年7月の水防法の改正に伴い、洪水予報河川・水位周知河川以外の河川も洪水浸水想定区域図の指定対象として追加されたため、四日市建設事務所管内の県管理河川全ての洪水浸水想定区域図の指定・公表を行います。



対象河川

番号	河川名	延長 (km)
鈴鹿川水系 (指定区間)		1.2
1	春雨川	0.4
2	小池川	0.2
3	谷川	0.6

番号	河川名	延長 (km)
朝明川水系		20.1
4	朝明川	7.7
5	田光川	4.9
6	杉谷川	3.1
7	田口川	3.7
8	焼合川	0.7

番号	河川名	延長 (km)
海蔵川・三滝川水系		21.3
9	竹谷川	7.5
10	三滝川	4.3
11	矢合川	2.1
12	金溪川	4.8
13	赤川	2.6

公表資料

- ・洪水浸水想定区域図 (想定最大規模) (計画規模)
- ・洪水浸水想定区域図【浸水継続時間】 (想定最大規模)
- ・家屋倒壊等氾濫想定区域図 (氾濫流) (河岸浸食)



②小中学校における水災害教育の実施

機 関 名	概 要
鈴鹿市	学校や地域等で防災出前講座や避難訓練を実施
亀山市	「わたしの防災マップ」による啓発伝承などの防災に関する出前講座の実施
川越町	防災教室、防災講座の実施
南伊勢町	持続的水災害教育の実施と伝承

【重点項目】持続的な水災害教育の実施と伝承

学校や地域等で防災出前講座や避難訓練を実施(令和3年度計77回)

令和3年度においては、10小学校にて防災教育の支援を実施。



小学校での防災講話の様子



放課後等デイサービスでの
防災講話の様子



小学校でのリモート形式を用いた
防災講話の様子



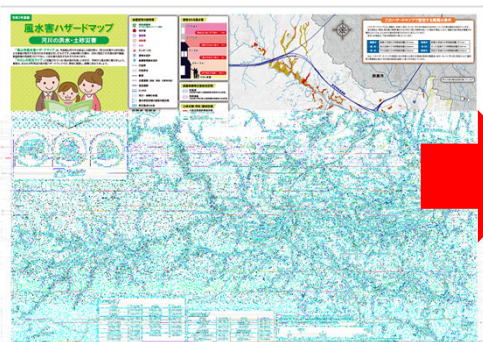
自治会や企業での防災講話や避難訓練の様子

令和3年度 大規模氾濫減災協議会の取り組み

【水害リスク情報の空白域の解消】

- ・令和2年度に作成したハザードマップの啓発に努めました。宅地開発等に対し個別に相談対応しています。

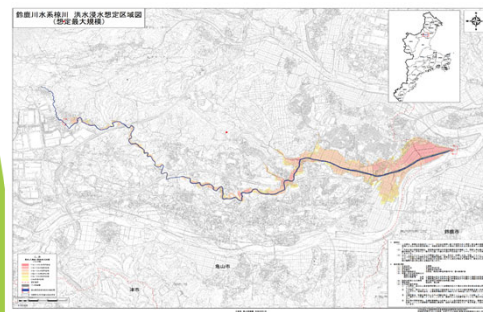
風水害ハザードマップ作成



宅地開発等の 個別対応



検討事項



○検討項目

令和3年度に三重県が浸水想定区域を追加したことにより、ハザードマップの修正を検討しています。

【持続的な水災害教育の実施と伝承】

- ・「わたしの防災マップ」による啓発伝承などの防災に関する出前講座を行いました。小学校での防災教育等を5回行うことで、持続的な水災害に対する意識付けを行いました。



5	緊急安全確保※1
～警戒レベル4までに必ず避難！～	
4	避難指示※2
3	高齢者等避難※3
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	早期注意情報 (気象庁)



普段から考えておくことが大切です

【目標(コンセプト)】

台風や豪雨災害から身を守るため、ハザードマップの周知徹底や小学生を対象とした防災教室、高齢者を対象とした防災講座を開催することにより、水害を知ってもらうとともに、要配慮である子どもや高齢者の防災意識を高めることで受講者やその家庭における防災力のブラッシュアップを図る。

【防災教室】

指定緊急避難場所などの見学をとおして、想定される災害を知ってもらうとともに施設の役割の学んだり、備蓄品を実際に見たり、質問したりすることで、災害を身近な問題として意識してもらう。

子どもの防災意識を高め、家庭内で保護者と防災について話してもらうことで、家庭の防災意識の向上と、防災対策の充実に繋がるようにする。



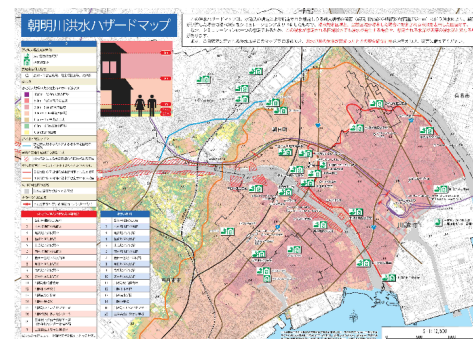
【防災講座】

高齢者を対象とした風水害に関する防災講座を開催し、風水害について過去の災害事例などを通じて、自分の命を守るために平時から備えるべきことを考え、実践してもらう。

また、ハザードマップの見方を説明し、自分はそのタイミングでどこに避難するかといったマイタイムラインの作成を促した。高齢者等避難に時間がかかる方の防災意識を高めることで、円滑な避難ができるようにする。

【ハザードマップの更新・周知】

平成29年度に更新したハザードマップを全戸配布し、転入者へも転入時に配布している。配布後も地区の防災訓練に活用するなど、ハザードマップの必要性を周知している。



対策名：持続的水災害教育の実施と伝承

【目的】

○大規模な自然災害発生時に、自ら考え、行動できる人材を育む

- ・自分の身は自分で守る力をつける
- ・防災・減災の知識を向上させ、地域のリーダーの育成を図る。

＜実施内容＞

○南伊勢高校（南勢校舎）防災特別授業

- ・自然災害のリスク（防災安全課）
- ・タウンウォッチング（災害ボランティアコーディネーター）
- ・防災ゲームクロスロード（三重県教育委員会事務局）
- ・ゼロ次の備え、Myまっぴらんの作成（防災安全課）
- ・避難所での対応（船越区長）・避難所運営ゲーム（三重大学_水木助教）
- ・災害から身を守る、地域を守る（三重大学_川口准教授）
- ・防災研修（阿倍野防災センター；あべのタスカル）

○インターンシップ事業（南伊勢高校生_防災安全課）

○子育て支援センター・子育てサロンでの防災講話（防災安全課）

○教頭会（町内小中学校教頭、南伊勢町教育委員会、防災安全課）

三重大学、三重県、災害ボランティアコーディネーターとの連携



三重大学 水木助教



三重県教育委員会



三重大学 川口准教授



避難所運営ゲーム



タウンウォッチング

災害ボランティアコーディネーター

地元区長、防災安全課による授業



南伊勢町船越区長

避難所の実地調査



ゼロ次の備え・Myまっぷらん

南伊勢町防災安全課



防災講話

南伊勢町防災安全課

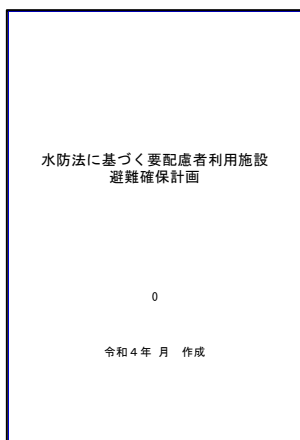
③要配慮者利用施設における避難計画の策定 及び訓練の促進

機 関 名	概 要
鈴鹿市	要配慮者施設の避難確保計画の作成推進と避難訓練の実施
朝日町	高齢者の避難行動への理解促進(避難行動要支援者の個別避難計画作成)
多気町	要配慮者施設の避難確保計画の作成推進と避難訓練の実施
明和町	水防法・土砂法に基づく要配慮者施設の指定の追加
三重県防災砂防課	市町担当者向け勉強会を実施

【重点項目】実効性のある要配慮者施設の避難確保計画の作成推進と避難訓練の実施

避難確保計画の作成推進

R3年度に避難確保計画が未作成の施設に対して訪問を行い、避難確保計画の作成を促した。
その結果、未作成であったすべての施設から避難確保計画の作成・提出があり、避難確保計画作成率100%を達成。



河川浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の全74施設が避難確保計画を作成

令和4年3月1日 要配慮者利用施設における一斉避難訓練

河川浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設において、市が支援する一斉避難訓練の実施。



保育園での避難訓練の様子



病院での避難訓練の様子

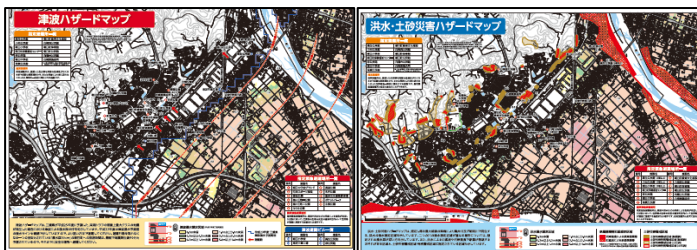


障害者支援施設での避難訓練の様子

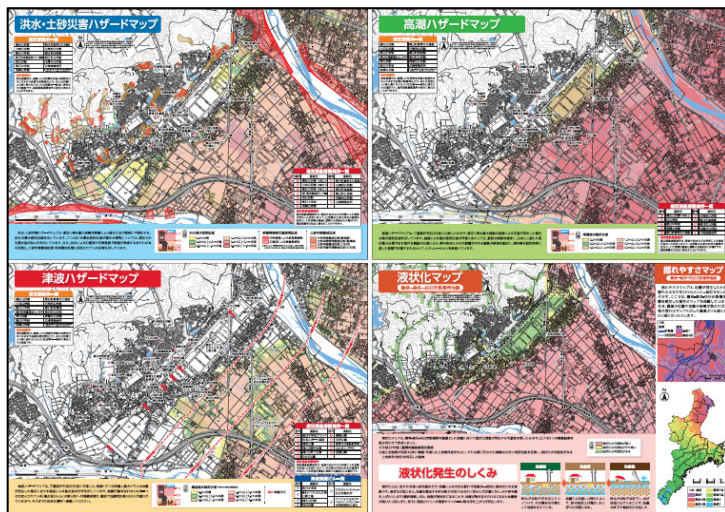
【水害リスク情報の空白域の解消（高潮ハザードマップ作成）】

- ・朝日町ハザードマップ防災に想定最大規模の高潮による氾濫が発生した場合の浸水想定区域を掲載した高潮ハザードマップを追加。
- ・各種別ハザードと見比べることができるよう一面にマップを集約。

【旧ハザードマップ】



【新ハザードマップ】



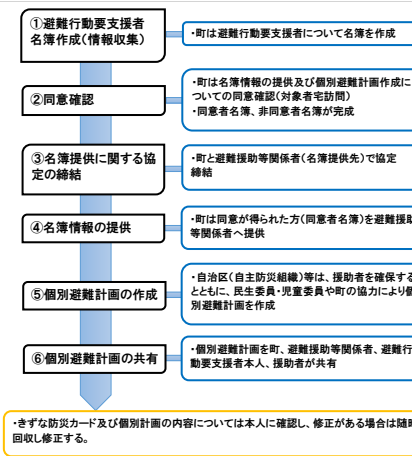
【高齢者の避難行動への理解促進（避難行動要支援者の個別避難計画作成）】

- ・令和3年度においては、2地区（小向地区・縄生地区）の班長会にて制度、計画作成に関する説明会を実施。
- ・各班で要支援者に対する援助者を選定依頼。

【説明会の様子】



【計画作成までの流れ】



【班毎に要支援者宅地図作成】



防災重点農業用ため池の見直しを実施した。これに関連して町総合防災訓練の会場に「ため池ハザードマップ」を掲示し、ため池による水害リスクについて啓発を行った。また、広報誌に浸水想定図に関する記事を掲載した。



町総合防災訓練での啓発の様子



浸水想定図に関する記事

【多気町】 ③重点項目 実効性のある要配慮者施設の避難確保計画の作成推進と避難訓練の実施

保育園などの要配慮者利用施設が作成した避難確保計画が、実効性を確保できるようにアドバイスなどを行った。また、避難確保計画に基づいた避難訓練への支援を行った。



保育園の避難訓練の様子

重点項目に係る明和町における取組

◎水防法・土砂法に基づく要配慮者施設の指定について

R2年度まで ⇒ 櫛田川周辺の施設

R3年度 ⇒ 上記に大堀川・笹笛川周辺の施設を追加

※R4年度中に新たに追加となった施設へ「避難確保計画」の作成を依頼し、支援予定。

重点項目(実効性のある要配慮者施設の避難確保計画の作成推進と避難訓練の実施)

■ 市町担当者向け勉強会を実施

市町担当者との避難確保計画作成等の意見交換会



市町担当者と県担当者により、市町が作成する土砂災害ハザードマップ、洪水ハザードマップの作成や、避難確保計画の策定に対する要配慮者利用施設への対応等、意見交換を行いながら、自助、共助につながる取組を強力に支援

市町の開催する避難確保計画作成支援講習会



市町の開催する要配慮者利用施設の管理者を対象に土砂災害防止法、水防法に基づく避難確保計画作成支援講習会に参加し連携することで、避難確保計画の重要性や、避難確保計画作成の手引きのポイントを説明するなどの支援

④優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの治水安全を向上させるためのハード対策

機 関 名	概 要
玉城町	準用河川外城田川の整備
大紀町	河道掘削、溪流流倒木撤去の実施
鈴鹿建設事務所	河道拡幅、堆積土砂撤去、砂防堰堤の整備
四日市建設事務所	堤防整備等ハード対策の実施

取組③ 準用河川外城田川の整備 [R元年度～]

○外城田川流域治水整備計画

平成29年の台風21号洪水における床上浸水の減少を目標に、外城田川の整備計画を作成した。

当面の対応策

- ・市街地の溢水発生個所の流下能力の向上（河道掘削）
- ・洪水の逆流対策等の実施（フラップゲートなど）
- ・パラペット等による堤防の嵩上
- ・ソフト対策（避難計画の作成、水位計の活用、ため池の事前放流など）

○緊急自然災害防止事業債の活用

- ・整備計画に基づく河道掘削、護岸補強（R元年度・2年度）

取組③ 準用河川外城田川の整備

河道掘削



【大内山川：河道掘削】

- ・河川整備計画目標流量を安全に流下させるために、河道掘削を行い水位低下を図る。
- ・R3年度には、町内3か所において約2万m³の掘削工事を実施しました。

施工前



施工後



【溪流流倒木撤去】

- ・令和3年度に、大紀町内5ヶ所において実施。

施工前



施工後



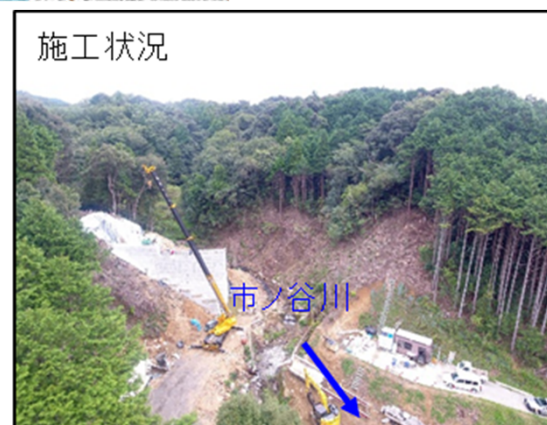
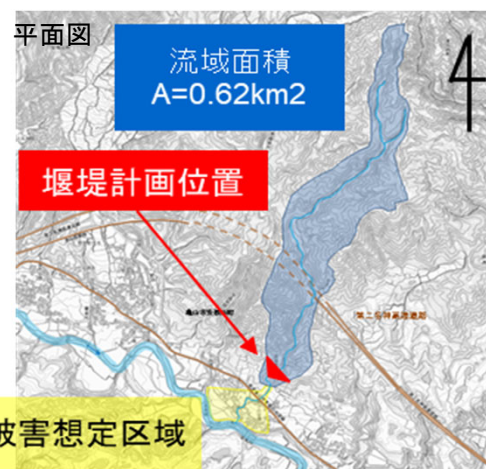
【椋川：河道拡幅 堆積土砂撤去】

椋川は、近年において昭和49年及び平成7年に洪水被害が生じていることから、河川整備計画に基づく河道拡幅並びに護岸整備を行っている。
また、堆積土砂により低下している河川の流下能力を回復するため、堆積土砂撤去を行っている。



【市ノ谷川：砂防堰堤の整備】

市ノ谷川は、鈴鹿山脈の南端で新名神高速道路を横断する流域0.62km²の渓流である。
渓流内には大量の不安定土砂が堆積しているため、今後の集中豪雨により、土石流の発生するおそれがあることから、砂防堰堤及び溪流保全工の整備を行い、地域の安心安全を確保する。



堤防整備等ハード対策の実施

河川整備計画規模の洪水に対する計画的な治水対策として、二級河川三滝川や二級河川朝明川において堤防嵩上げ等を実施。危機管理型ハード対策として、二級河川朝明川において堤防表法余裕高部分の張りコンクリート等を実施。



⑤防災気象情報の改善

機 関 名	概 要
津地方気象台	顕著な大雨に関する気象情報の提供 1日先の「危険度分布」の提供 線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけについて

令和3年度の取組状況

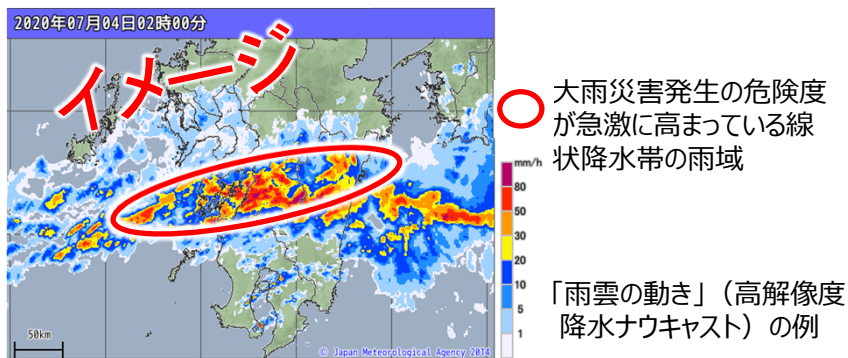
- 2) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
 - (2) 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項
 - ・防災気象情報の改善

- 5) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組
 - ・土砂災害に対する警戒避難体制の整備

【顕著な大雨に関する気象情報の提供】

- 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報です。
- この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報です。警戒レベル4相当以上の状況で発表します。

線状降水帯に関する情報を補足する図情報のイメージ



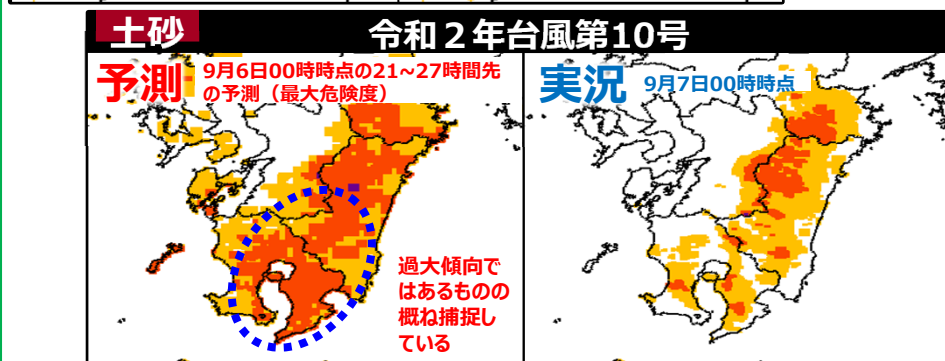
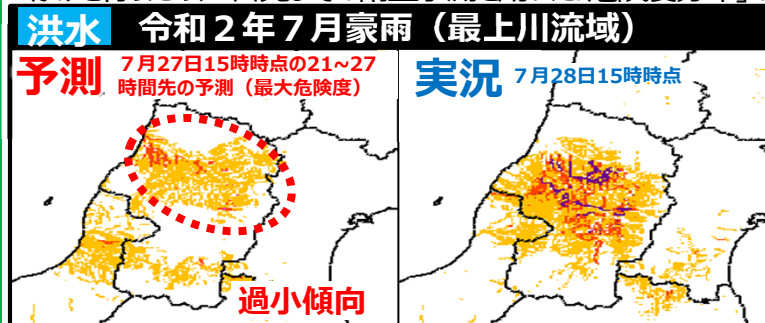
線状降水帯に関する情報のイメージ

顕著な大雨に関する〇〇県気象情報

〇〇地方、〇〇地方では、線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続けています。命に危険が及ぶ土砂災害や洪水による災害発生の危険度が急激に高まっています。

【1日先の「危険度分布」の提供】

台風による説明会等に限り、より長時間のリードタイムを確保した警戒の呼びかけを行うため、1日先までの雨量予測を用いた「危険度分布」の提供を開始。



対策メニュー	【主体】	短期	中・長期
■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策			
最新の被害資料による大雨警報（浸水害）・洪水警報等の基準変更	【国】	実施済	
顕著な大雨に関する気象情報の提供	【国】	実施済	
1日先の「危険度分布」の提供	【国】	実施済	
気象に関する予測精度の向上	【国】		→
自治体が作成するタイムラインの見直しへの助言	【国】		→
住民の水害リスクに対する理解・促進への取り組み	【国】		→
防災気象情報（キキクル等）の利活用の促進	【国】		→

【引き続き実施】

土砂災害警戒情報を発表する（毎年実施）

- 気象庁HP掲載の土砂キキクルにより、土砂災害の危険度の提供（毎年実施）
- 市の防災担当者へホットライン（毎年実施）

【令和3年度】

- 大雨特別警報（土砂災害）、大雨警報（土砂災害）・注意報の新基準の運用開始

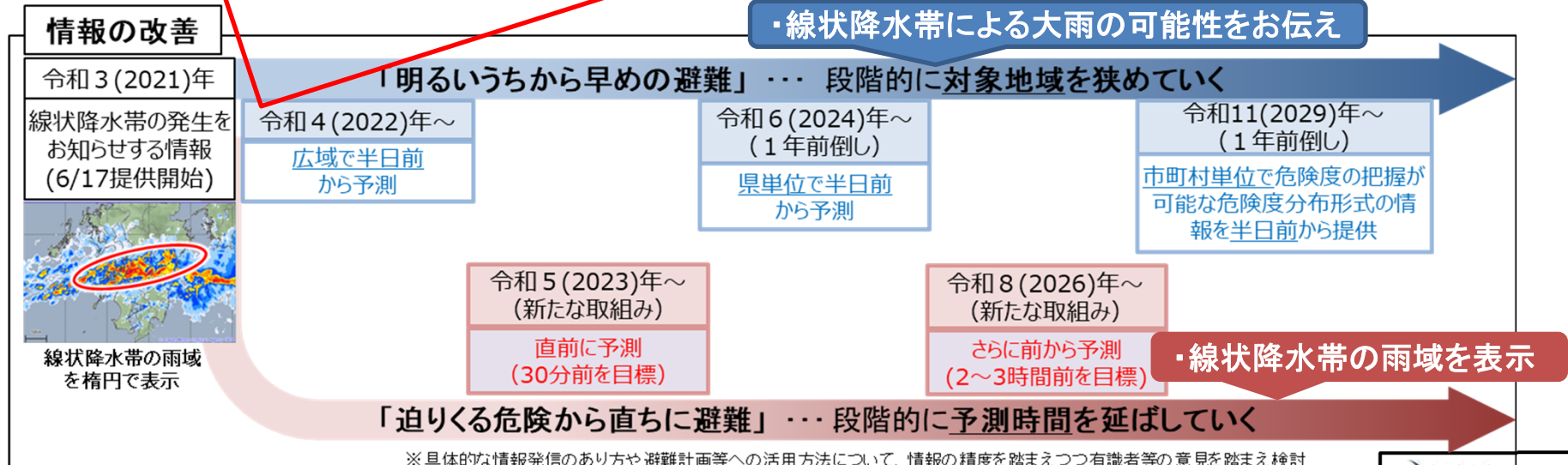
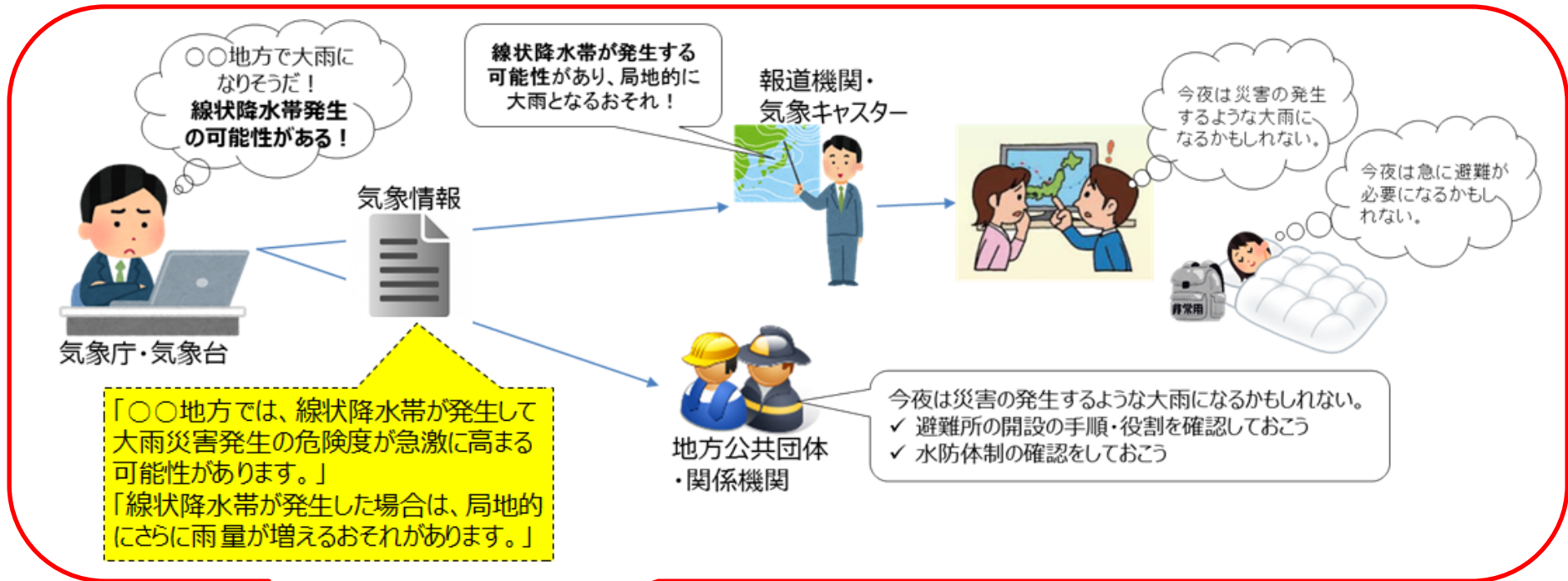
線状降水帯による大雨の 半日程度前からの呼びかけ

令和4年5月24日

津地方気象台

線状降水帯による大雨の可能性を半日前からお伝えします

令和4年
6月1日～



※具体的な情報発信のあり方や避難計画等への活用方法について、情報の精度を踏まえつつ有識者等の意見を踏まえ検討

線状降水帯による大雨の可能性を半日前からお伝えします

➤ 令和4年6月1日から、「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性が程度高い場合に、「気象情報」において、半日程度前から地方予報区単位で呼びかけ、情報の充実をはかります。（地方予報区：全国を11ブロックに分けた地域）

※ 警戒レベル相当情報を補足する解説情報として発表します。

大雨に関する〇〇地方気象情報 第〇号
〇年〇月〇日〇〇時〇〇分 〇〇气象台発表

<見出し>

〇〇地方では、〇日夜には、線状降水帯が発生して大雨災害発生危険度が急激に高まる可能性があります。

<本文>

…（中略）…

[量的予想]

<雨の予想>

〇日〇時から〇日〇時までには予想される24時間降雨量は、いずれも多い所で、

〇〇県 〇ミリ

〇〇県 〇ミリ

〇〇県 〇ミリ

の見込みです。

線状降水帯が発生した場合は、局地的にさらに雨量が増えるおそれがあります。

…（中略）…

[補足事項]

今後発表する防災気象情報に留意してください。

次の「大雨に関する〇〇地方気象情報」は、〇日〇時頃に発表する予定です。

大雨が予想される際に発表される気象情報に、線状降水帯発生可能性について言及する

※ 原則、「〇〇地方」と記載します。（全般・地方・府県）

※ 全般気象情報は、「大雨に関する全般気象情報」のほか、「台風第〇号に関する情報」というタイトルで発表されることもあります。

※ 05, 11, 17時頃以外は、見出しのみの発表とすることがあります。

大雨に関する〇〇地方気象情報 第〇号
〇年〇月〇日〇〇時〇〇分 〇〇气象台発表

<見出し>

〇〇地方では、〇日夜には、線状降水帯が発生して大雨災害の危険度が急激に高まる可能性があります。

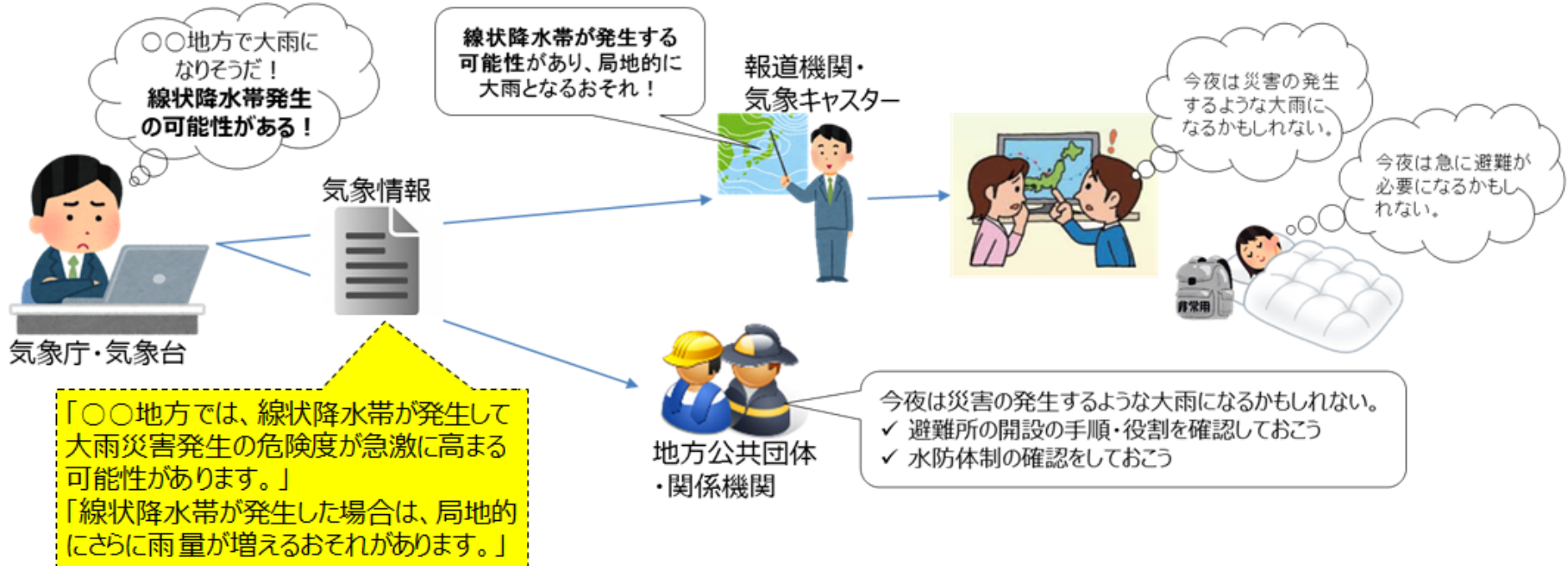
<本文>

なし

予想雨量と併せ、線状降水帯が発生した場合にはさらに状況が悪くなる可能性があることを伝える

線状降水帯による大雨の可能性が発表されたとき

- 線状降水帯が発生すると、大雨災害発生の危険度が急激に高まることがあるため、心構えを一段高めていただくことを目的としています。この呼びかけだけで避難を促すわけではなく、ほかの大雨に関する情報と合わせてご活用ください。
- **市町村**の防災担当の皆さまには、避難所開設の手順や水防体制の確認等、災害に備えていただくことが考えられます。
- **住民**の方々には、大雨災害に対する危機感を早めにもっていただき、ハザードマップや避難所・避難経路の確認等を行っていただくことが考えられます。



線状降水帯による大雨の可能性を伝えるタイミング

- ◆ 線状降水帯が発生する可能性がある時間帯の概ね半日前から6時間前までは、気象情報において、線状降水帯というキーワードを使って呼びかけます。
- ◆ 線状降水帯が発生する可能性がある時間帯まで概ね6時間未満となった場合は、もはや心構えを一段高める段階ではなく、具体の避難行動が必要です。そのため、線状降水帯の発生の可能性に特化するのではなく、より具体的に大雨の状況を解説し、大雨警報やキキクル等、様々な情報の活用を呼びかけます。
- ◆ 同じ地域で線状降水帯が繰り返し発生するような場合、最初に「顕著な大雨に関する気象情報」が発表された後は、一連の事象が終わるまで、発生の可能性ではなく、線状降水帯というキーワードを用いて発生後の呼びかけを行います。

気象庁HPの楕円表示が継続している場合の解説例

〇〇地方では、線状降水帯による非常に激しい雨（猛烈な雨）が続いています。引き続き、土砂災害、河川の氾濫に厳重に警戒してください。

気象庁HPの楕円表示は継続していないが、 降水が再度組織化し非常に激しい雨（や猛烈な雨）の降る可能性がある と判断する場合の解説例

〇〇地方を中心に、線状降水帯による非常に激しい雨（猛烈な雨）の降りやすい状況が続いています。これまでの大雨により地盤が緩んでいる所（や洪水の危険度が高まっている河川）があり、引き続き、土砂災害（や河川の氾濫）に厳重な警戒が必要です。

⑥円滑かつ迅速な避難に資するための 防災行政無線の補強などのハード整備

機 関 名	概 要
大台町	防災・行政情報配信システム整備事業 災害からライフラインを守る事前伐採事業
玉城町	防災行政無線の更新
度合町	防災行政無線デジタル化整備

【被害の軽減、早期復旧・復興のための対策】

➤ 防災・行政情報配信システム整備事業

行政からの情報を個人のスマートフォンなどに配信するシステム(スマホアプリ)を整備しました。



➤ 災害からライフラインを守る事前伐採事業

台風などの倒木が原因の電線寸断による長期の停電を防ぐため、三重県及び中部電力パワーグリッドと連携し、電線を寸断する恐れのある樹木を事前に伐採しました。

伐採前



伐採中



伐採後



取組② 防災行政無線の更新 【デジタル化】〔R元年度～〕

老朽化した親局・子局、個別受信機、の更新

更新期間 令和元年度から令和3年度

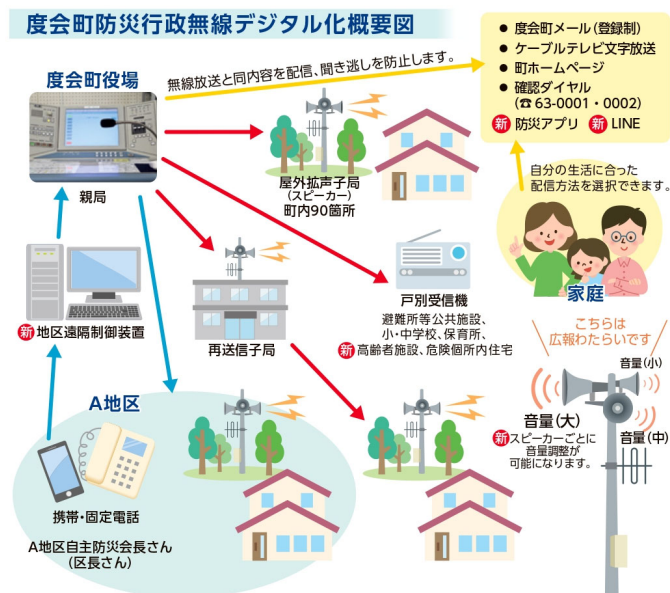
概算事業費 約3億5千万円

事業内容 親局 1局 子局 7局

個別受信機 4,800台（全戸無償配布）

円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線の整備 (防災行政無線デジタル化整備)

防災行政無線デジタル化整備完了。機器の更新、高規格スピーカー・地区遠隔制御装置の導入などにより、避難体制を強化。



○無線放送のワンオペレーション操作で、多様なメディアに同時配信。伝達漏れの最小化、難聴地域対策、聞き逃し防止

○避難所等公共施設、高齢者施設、危険地域内の住宅に戸別受信機を設置

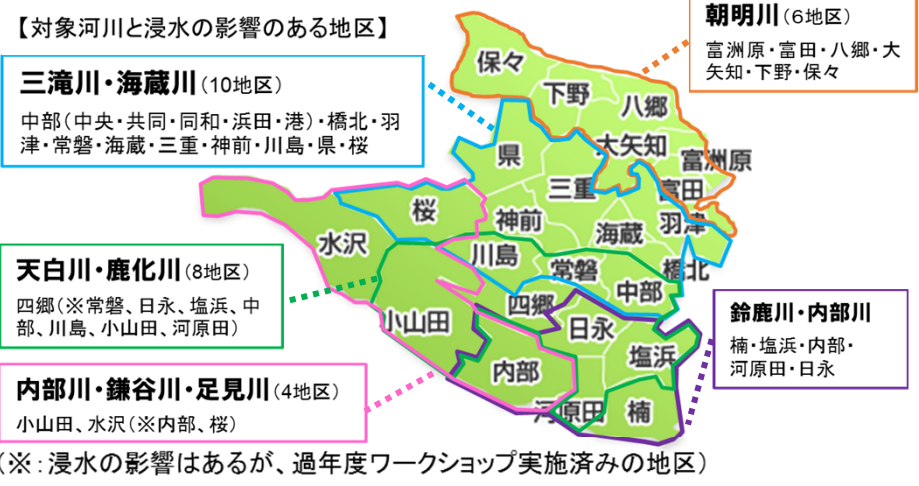
⑦住民の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むために、市民向けの防災講座を実施

機 関 名	概 要
四日市市	防災マップ説明会等
伊勢市	防災マネージャーおよび防災アドバイザーによる防災講習の実施
玉城町	地域への防災講話等の実施
三重県防災砂防課	土砂災害防止月間(6月)等における広報活動、防災訓練の実施

住民ワークショップの実施概要

- 平成30年度は鈴鹿川水系（鈴鹿川・内部川）、令和元年度は朝明川水系、令和2年度は三滝川・海蔵川水系、令和3年度は天白川・鹿化川水系および内部川（上流部）・鎌谷川・足見川の対象地域で住民ワークショップにより、防災マップ（洪水ハザードマップ）の作成、検討を実施した。
 - ◆ 住民ワークショップは各地区にて3回実施
 - ◆ 地区防災組織を中心とし、多様な主体の参画を募る

【対象河川と浸水の影響のある地区】



令和3年度ワークショップの概要

実施回	開催日程	会場	内容
第1回	令和3年 11月29日 ~12月18日	各地区市民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワークショップ <ul style="list-style-type: none"> - 趣旨説明 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 逃げどきマップ(素案) ➢ 気づきマップ(素案) - テーブル意見交換・発表 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 危険箇所等の情報聴取
第2回	令和4年 2月19日 ~3月5日	各地区市民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワークショップ <ul style="list-style-type: none"> - 第1回を受けた修正点の説明 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 逃げどきマップ(修正案) - テーブル意見交換・発表 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 防災カルテ(案)の意見聴取 ➢ 地区内の危険箇所等の掲載内容の確認
第3回	令和4年 3月13日	四日市市総合会館(オンライン配信)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講演(講師: 東京大学 片田敏孝特任教授) <ul style="list-style-type: none"> - 各地区で行われたワークショップのまとめおよび報告 - 逃げどきマップ、気づきマップの提示



平成30年度 鈴鹿川水系(鈴鹿川・内部川)のワークショップの様子

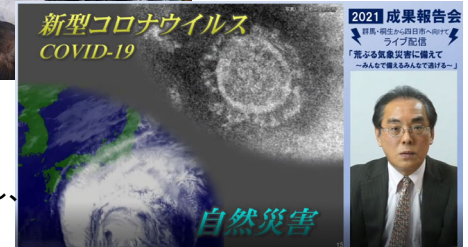


令和元年度 朝明川水系のワークショップの様子



ワークショップは感染症対策の上で実施

成果報告会はオンラインで実施し、Youtube配信



令和2年度 三滝川・海蔵川水系のワークショップの様子

四日市市洪水ハザードマップ(鈴鹿川水系)

- 単なるハザードマップという位置づけだけでなく、“自立ある防災”を地域で進められるような“リスクコミュニケーションツール”として位置づけ。
- 四日市市民が、「ハザードマップ」を“主体的に活用”することで、“災害に向き合う姿勢”がこの地に暮らす上での“あたりまえ(住まう作法)”として根づいた地域づくりを目指す。

表面

裏面

表紙：洪水を強調
避難のポイントを掲載

気づきマップ：
河川別の浸水域

情報の
入手方法を掲載

避難所一覧を5地区以外も掲載
(バリアフリー対応を掲載)

避難距離
等の計り方
の掲載

降雨条件

注意する水位
と調べ方

判定フローの簡略版

洪水から命を守る対応

裏面で判定する行動指針の説明

四日市市防災カルテ

- 今後の地域での“みんなで逃げる・みんなで備える(地区防災計画の作成)”取組みのために、地区ごとの災害特性を分析し、各地区に応じた防災上、注意すべき事項等をまとめた防災カルテを作成

第3案 2019.01.10

四日市市
地区別 防災カルテ

楠地区

地区を知る
みんなで備える
みんなで逃げる

災害避難や
災害時の危険箇所

避難所
危険箇所
避難経路
避難ルート

- ワークショップで聴き取った、災害に関する記録や過去の災害発生箇所、避難の際の危険な箇所、地域に残したい知識や知恵等を地図に落とし込み掲載

○防災マネージャーおよび防災アドバイザーによる防災講習の実施

- ▶ まちづくり協議会の防災講習会を実施



取組① 地域への防災講話等の実施

町防災技術指導員による講話



重点項目（実効性のある要配慮者施設の避難確保計画の作成推進と避難訓練の実施）

■ 土砂災害防止月間（6月）等における広報活動、防災訓練を実施

県政だより「6月号」による広報活動



6月は土砂災害防止月間です

～みんなで防ごう土砂災害～

土砂災害から身を守るために、避難先、避難経路を確認しましょう。

問 県土整備部 防災砂防課

三重県 土砂災害 検索

☎ 059・224・2697 FAX 059・224・2684



避難所受付



自宅訪問による安否確認



避難所参集



避難所内間仕切り設営

県内各地の自治会単位等で、防災意識と地域防災力の向上を図るため、土砂災害に関する情報の伝達や住民避難の訓練を実施しました。

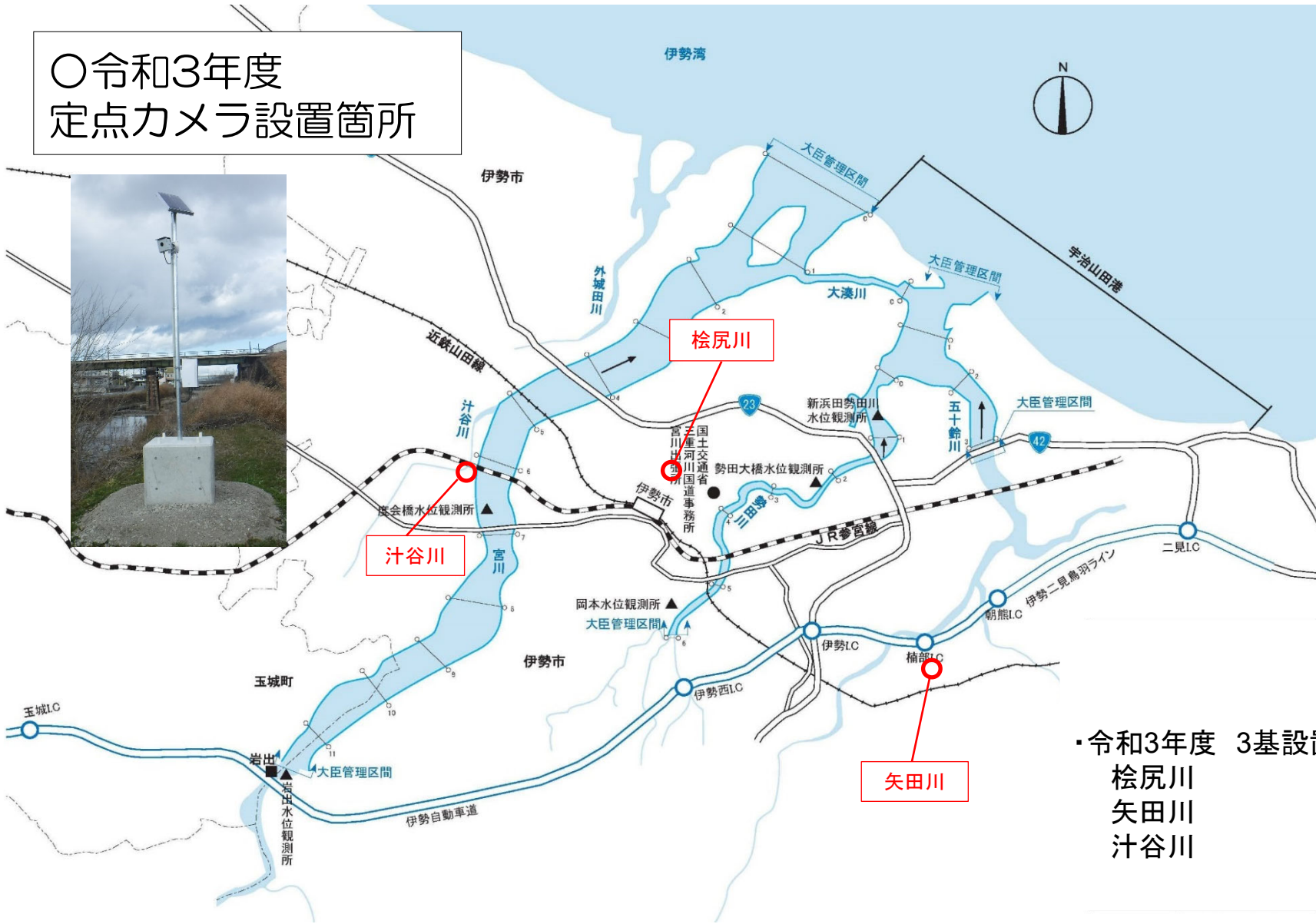
⑧水位、雨量情報のさらなる周知

機 関 名	概 要
伊勢市	定点カメラの設置
玉城町	危機管理型水位計 設置 河川監視カメラのライブ映像 配信 雨量観測装置 設置
度合町	監視カメラ設置・画像配信
菰野町	流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供
三重県防災砂防課	三重県土砂災害情報提供システムによる土砂災害警戒区域等の表示 土砂災害警戒情報の発表 三重県土砂災害情報提供システムにより危険度を発信

定点カメラの設置

伊勢市

○令和3年度
定点カメラ設置箇所



取組① 住民の避難対策

○ハザードマップの周知 [R元年度改訂]

地域への防災講話等の実施

総合防災マップ・外城田川治水整備計画説明会

○避難確保計画の策定

浸水区域内の15施設へ要請・策定支援 (令和2年度から)

○住民への情報提供

危機管理型水位計 (1河川) 3箇所

河川監視カメラのライブ映像配信 (2河川) 3箇所

雨量観測装置 1箇所

流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供 (監視カメラ設置・画像配信)

監視カメラを増設し、河川の増水、道路の現況確認が可能。町HPで画像をライブ配信。

【監視カメラ設置箇所 計4箇所】

- 橋梁及びその周辺
 - 浸水実績区域
 - 事前雨量規制(通行止め)区間
- 既設 - 県道度会玉城線内城田大橋
 - 新設 - 主要地方道伊勢大宮線立岡地内
町道学校上久具線久都比売橋
主要地方道伊勢南島線川口地内

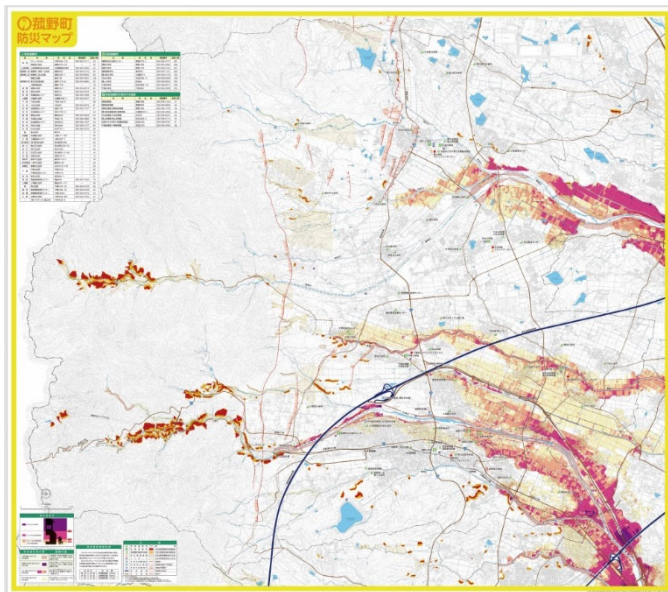


浸水実績のある県道等を望む配信画像

水害リスク情報の空白域の解消

【概要】

転入者が菰野町の災害リスクを把握できるようハザードマップの配付を継続して行っています。



流域の水災害の早期把握に資する防災情報の提供

【概要】

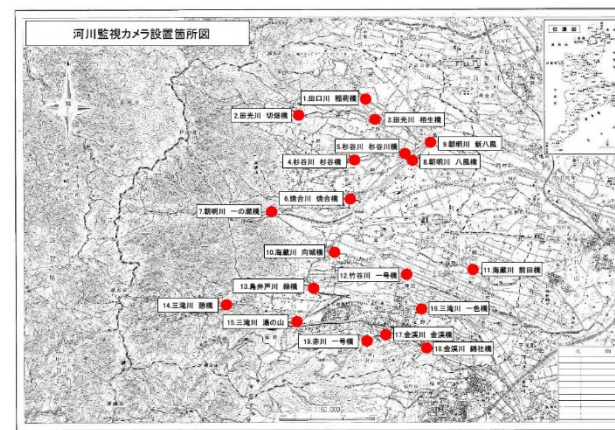
令和2年度に河川カメラを設置、令和3年度からその映像を公開しており、河川の水位状況を住民が見ることができます。



監視カメラの設置状況



配信画像（テレビ）

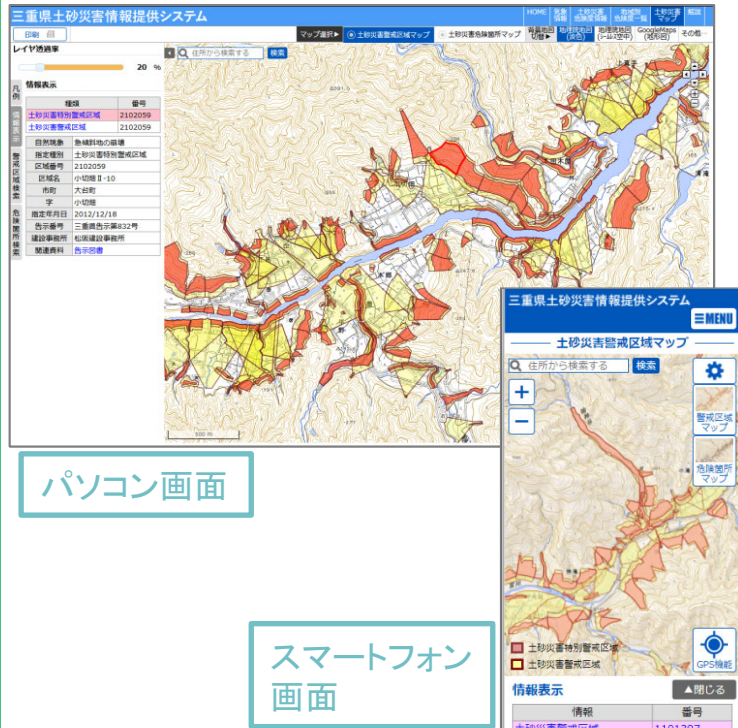


重点項目（実効性のある要配慮者施設の避難確保計画の作成推進と避難訓練の実施）

- リスク情報をより分かりやすく伝えることで地域住民の理解を深めるとともに、自助・共助を強力に支援することで、地域全体の防災力を向上

みんな
で
まもる

■ 三重県土砂災害情報提供システムによる土砂災害警戒区域等の表示



パソコン画面

スマートフォン画面

■ 土砂災害警戒情報の発表

気象情報

発表履歴検索 最新 < 前の発表 2018/09/30 20:40 次の発表 > 更新方法 ● 自動(5分間隔) ● 手動

市町	大雨特別警戒・警戒・注意報	土砂災害警戒情報	市町	大雨特別警戒・警戒・注意報	土砂災害警戒情報
北部	四日市市	大雨警戒	伊勢志摩	伊勢市	大雨警戒
	桑名市	大雨警戒		鳥羽市	大雨警戒
	鈴鹿市	大雨警戒		志摩市	大雨警戒
	亀山市	大雨警戒		玉城町	大雨警戒
	いなべ市	大雨警戒		度会町	大雨警戒
	木曽岬町	大雨警戒		南伊勢町	大雨警戒
	東員町	大雨警戒	尾鷲市	大雨警戒	
	菟野町	大雨警戒	熊野市	大雨警戒	
	朝日町	大雨警戒	大台町	大雨警戒	
	川越町	大雨警戒	大紀町	大雨警戒	
中部	津市	大雨警戒	紀北町	大雨警戒	
	松阪市	大雨警戒	御浜町	大雨警戒	
	多気町	大雨警戒	紀宝町	大雨警戒	
	明和町	大雨警戒			
伊賀	名張市	大雨警戒			
	伊賀市	大雨警戒			

土砂災害警戒情報文 PDF 発表文

発表日時
2018年09月30日 20:40

警戒対象地域
津市（中西部）、松阪市（西部）、熊野市、大台町

土砂災害警戒情報画面

指定完了箇所について「三重県土砂災害情報提供システム」での情報発信により土砂災害に対する認知度を向上

三重県と津地方気象台は、土砂災害発生危険性が高まったとき、土砂災害警戒情報を発表します。

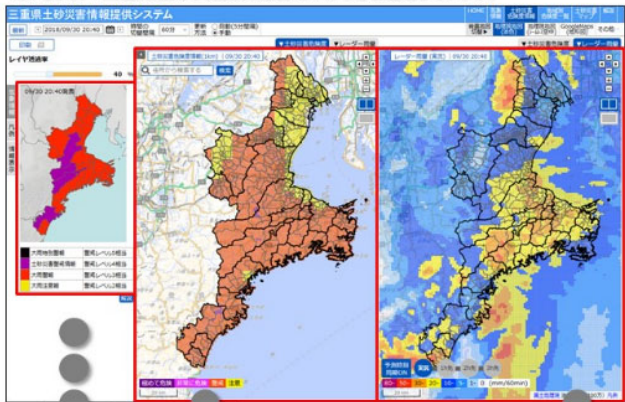
重点項目（実効性のあるよう配慮者施設の避難確保計画の作成推進と避難訓練の実施）

■ 三重県土砂災害情報提供システムにより危険度を発信

県民のみなさんの避難行動や市町による避難指示等の発令を適時・適切に行っていただけるよう、「三重県土砂災害情報提供システム」を運用しています。

三重県土砂災害情報提供システム

県民のみなさんの避難行動や市町による避難指示等の発令を適時・適切に行っていただけるよう、「三重県土砂災害情報提供システム」を運用しています。



<h4>土砂災害警戒情報等</h4> <p>土砂災害警戒情報や大雨警報等が発表されている市町を確認できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報 警戒レベル5相当 土砂災害警戒情報 警戒レベル4相当 大雨警報 警戒レベル3相当 大雨注意報 警戒レベル2相当 	<h4>土砂災害危険度情報 (1kmメッシュ・地域別)</h4> <p>1kmメッシュ、地域別に、大雨による土砂災害発生の危険度を確認できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 極めて危険 実況で土砂災害警戒情報発表市町を超過 警戒レベル4相当 非常に危険 平常で土砂災害警戒情報発表市町を超過 警戒レベル3相当 危険 実況または平常で大雨警報発表市町を超過 警戒レベル2相当 注意 実況または平常で大雨注意報発表市町を超過 警戒レベル1相当 	<h4>レーダー雨量 実況・予測 (1kmメッシュ)</h4> <p>10分間隔で観測される1kmメッシュのレーダー雨量で、実況、1時間先から3時間先までの予測雨量を確認できます。</p> <table border="1"> <tr> <td>80-</td> <td>20-30</td> <td>1-5</td> </tr> <tr> <td>50-80</td> <td>10-20</td> <td>0-1</td> </tr> <tr> <td>30-50</td> <td>5-10</td> <td></td> </tr> </table> <p>(mm/60min)</p>	80-	20-30	1-5	50-80	10-20	0-1	30-50	5-10	
80-	20-30	1-5									
50-80	10-20	0-1									
30-50	5-10										

画面ははめ込み画像のため、実際の画面とは異なる場合があります。背景地図出典：国土地理院
[アクセスはこちら](https://www.sabo.pref.mie.jp)

<https://www.sabo.pref.mie.jp>
 (パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)

三重県 県土整備部 防災砂防課
 〒514-8570 津市広明町13番地（本庁5階）
 Tel 059-224-2697
 Fax 059-224-2684
 E-Mail bssabo@pref.mie.lg.jp

気象・土砂災害危険度情報

最新の気象情報を見る | 最新の土砂災害危険度情報を見る

気象情報・土砂災害警戒情報 | 土砂災害危険度情報 (1kmメッシュ・地域別)

最新の降雨状況を見る

レーダー雨量 実況・予測 (1kmメッシュ)

お手持ちのパソコン、スマートフォン、携帯などから閲覧できます。
<https://www.sabo.pref.mie.jp>
 (パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)

土砂災害警戒区域など

土砂災害マップを見る

土砂災害警戒区域等、土砂災害危険箇所

画面ははめ込み画像のため、実際の画面とは異なる場合があります。背景地図出典：国土地理院

QRコードのアクセスはこちら



<https://www.sabo.pref.mie.jp>
 (パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)

QRコード対応機器をお持ちの方は、こちらからアクセスできます。

水防関係に係る話題提供・情報共有

令和4年6月7日

鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川外
大規模氾濫減災協議会(合同協議会)

- 水防活動の見える化
- まるごとまちごとハザードマップの高度化の取組
- 国管理河川における指定河川洪水予報の氾濫危険情報の運用改善について
- リードタイムの再検討について

水防活動の見える化

水防活動の報告について

出水期を迎え、水防活動が実施された際の報告につきましては、都道府県や水防管理団体の水防計画に基づき、適切な報告をお願いします。

- 国民の水防への理解と協力を得るため、水防活動の内容をわかりやすく、対外的にPRできるよう、「水防計画作成の手引き」の資料14-2水防活動報告書様式を参考に、速やかな報告をお願いします。
- 水防活動が実施された場合や報告を受けた場合には、ホームページへの掲載や広報誌掲載等の積極的な取り組みをお願いします。
- 国土交通本省では、ホームページにおいて、水防活動の報告を掲載しています。
<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/kisotishiki/>

【水防計画作成の手引き(都道府県版)】(抜粋)

14.2 水防報告

水防管理者は、水防活動が終了したときは、その状況を資料14-1、14-2に示す様式により、水防活動実施後〇日以内に土木事務所長を経由するなどして水防本部長に報告するとともに、水防本部長は当該水防管理者からの報告について国(〇〇地方整備局)に報告するものとする。

<解説>(抜粋)

〇日以内については3日程度とすることが望ましい。

資料14-2 水防活動報告書様式(例)

平成28年台風第〇号における水防活動 (〇〇県〇〇市消防団・平成28年8月〇日～〇日)		
<p>〇概要</p> <p>〇〇市消防団は、平成28年8月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で氾水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。</p>		
活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)
水防活動または被害状況写真	水防活動または被害状況写真	水防活動実施箇所 地図
〇〇川左岸(〇〇地先) 堤防巡視	〇〇川左岸(〇〇地先) 積み土のう工	
水防活動または被害状況写真	水防活動または被害状況写真	
〇〇川右岸(〇〇地先) 月の輪工	〇〇地区の浸水被害	

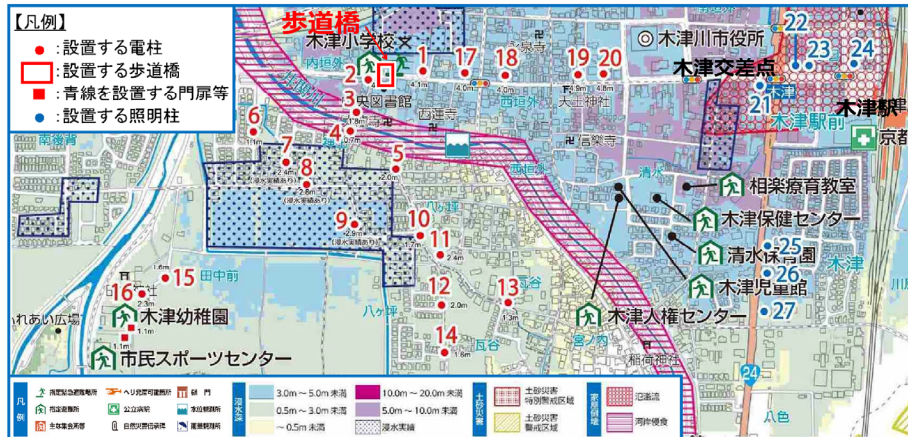
まるごとまちごとハザードマップの 高度化の取組

まるごとまちごとハザードマップの高度化の考え方 (1/2)

まるごとまちごとハザードマップの高度化の考え方 (1/2)

- 設置箇所においては、自治会総会の際の説明から始まり、関係機関と各自治会によるまち歩きや検討会を実施した上で、自治会にて設置箇所の詳細を決定し、工事の際には周知のためのチラシを配布するなど、地元協力のもと、事業を実施しました。
- 設置箇所は、子供達が把握できる場所、多くの市民が目につく場所という観点から、小学生の通学路と人通りの多い国道沿いを主として展開しました。

設置位置図 (木津川市ハザードマップとの関係)



照明柱 (人通りや交通量の多い箇所に設置)



まるごとまちごとハザードマップの高度化の考え方 (2/2)

まるごとまちごとハザードマップの高度化の考え方 (2/2)

- 電柱には、想定浸水位だけでなく、近年の実績浸水深と二次元バーコードを記載し、照明柱及び歩道橋には想定浸水深を表示し、それぞれが並んで見えて繋がるように配置しました。
- 今後、高度化したまるまちHMを用い、二次元バーコードを活用した避難訓練と防災マップ作成を予定しています。

設置位置図 (通学路、人通りや交通量が多い道路との関係)



電柱 (連続的に見えるように設置)



歩道橋、小学校正門前 (通学路に設置)



まるごとまちごとハザードマップの高度化の取組

■ まるごとまちごとハザードマップの高度化とは

まるごとまちごとハザードマップ（以後、「まるまちHM」と言う）は、地域の浸水リスクの把握や防災意識向上を目的とし、生活空間である“まちなか”に浸水高さを示した表示板を設置する取組です。

まるまちHMの高度化とは、これまでのまるまちHMに比べてさらに分かりやすく、実際の浸水深が一目でわかるように工夫することで、設置後も浸水リスクをより多くの住民に理解してもらうとともに、二次元バーコードにより自治体の防災情報サイトに接続が可能とすることにより、まるまちHMを「高度化」した試行取組です。

■ まるごとまちごとハザードマップの取組

標準的なまるごとまちごとハザードマップ



高度化したまるごとまちごとハザードマップ



■ 二次元バーコードによる防災情報の取得

スマホでアクセス！



まるごとまちごとハザードマップの高度化の実施例

■ 通学路沿いの設置例



連続して見える例



浸水実績表示のある例



歩道橋の設置例

■ 人通り・交通量の多い道路沿いの電柱や照明柱への設置例



国管理河川における指定河川洪水予報の 氾濫危険情報の運用改善について

現在

実況水位が氾濫危険水位に到達した場合に、氾濫危険情報を発表。

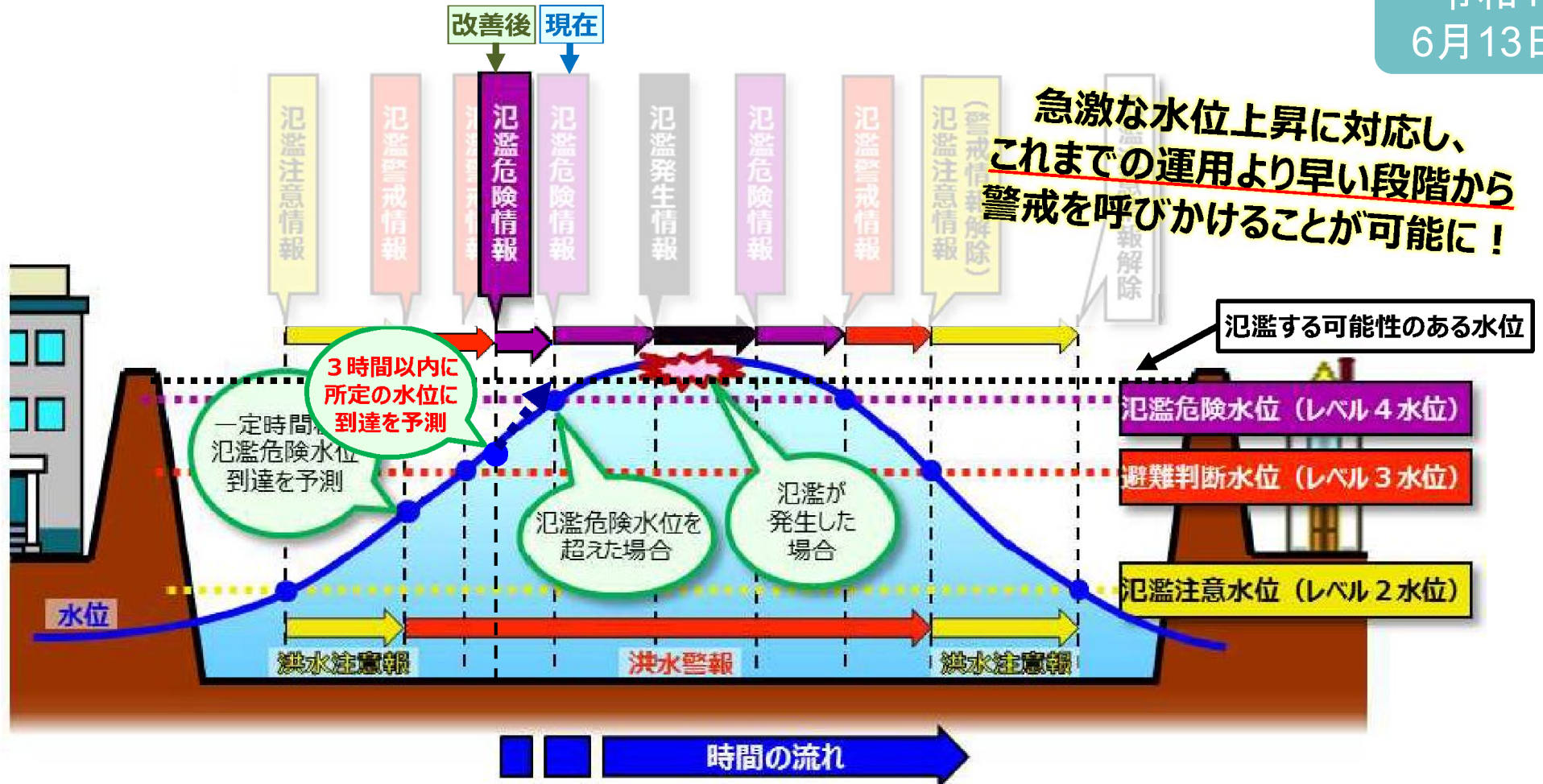
※ 氾濫危険情報：警戒レベル4相当、避難指示の目安

従来の運用に加えて

改善後

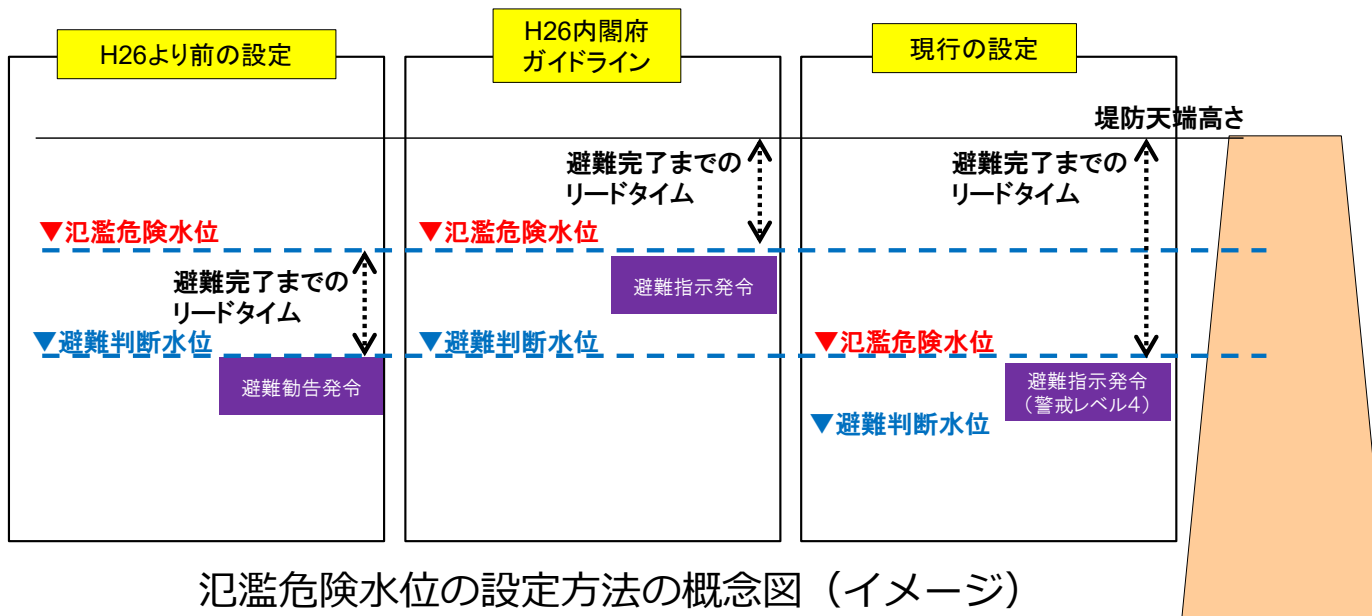
水位が急激に上昇し、3時間以内に、氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなった場合は、予測に基づいて氾濫危険情報を発表。

令和4年
6月13日～



リードタイムの再検討について

- 避難指示（警戒レベル4）に対応する水位である「氾濫危険水位」は、全国的には、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府平成26年9月）および、それに準じた「危険水位及び氾濫危険水位の設定要領」（原則、堤防天端で越水する時点避難完了とし、氾濫危険水位が避難指示に対応するという考え方）に沿って設定することとなっている。
- 一方、三重四川の観測所の多くでは、河道の整備状況や水位情報の浸透状況等を勘案し、平成26年以前に設定された避難判断水位の値（＝避難指示（当時は避難勧告）に対応していた値）を、「氾濫危険水位」と読み替えて運用してきた経緯がある。
- 今般、近年の避難情報等を踏まえ、現状の各河川の整備状況・流下能力等の変化を考慮し、リードタイムの再検討を行う。



氾濫危険水位の設定方法の概念図（イメージ）

見直し検討方針

- 近年の河道の流下能力・評価高（危険箇所設定条件）の変化状況の確認
- 現行値設定時の流下能力・評価高と現状の違いの確認
- 上位を踏まえた、リードタイムの見直しの必要性と、見直し案の整理
- 見直し案についての各自治体への意見照会

<鈴鹿川外河川の減災に係る取組方針>

概ね5年間で実施する取組の実施状況と今後の予定(令和4年度)

<凡例>
 取組対象外機関

鈴鹿川外河川の減災に係る取組方針 (R3.12.14)				各関係機関の取組内容																					
項目	事項	主な取組項目	目標 時期	取組 機関	国		三重県							市町						鉄道会社					
					三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	港湾・海岸課	四日市建設事務所	鈴鹿建設事務所	四日市地域防災 総合事務所	鈴鹿地域防災 総合事務所	四日市市	鈴鹿市	亀山市	菟野町	朝日町	川越町	近畿日本鉄道 株式会社	四日市あすなろ 鉄道株式会社			
		・早めの避難につなげる啓発活動	引き続き 実施	県、市町、 津地方気象 台	R3までの 取組内容				—					—	チラシの配布。	訓練への参加要請があ れば四日市地方部とし て参加。		広報誌、市ホームページ を通じて啓発活動を実 施。	防災講話等で随時周知	水防訓練の実施。 避難計画の策定及び訓 練の実施を呼びかける。 地区防災計画の策定支 援。	避難確保計画策定施設 で訓練実施。(4施設)	年1回以上の防災訓練・ 防災教育・広報活動を 実施します。 要配慮者利用施設の管 理者・所有者に対して避 難確保計画の作成と避 難訓練の実施を促しま す。	—		
					R4以降の 取組予定				—					—	継続してチラシを配布、 必要に応じてSNS等によ り周知を図る。	継続して実施。		継続して実施。	継続して実施。 地区防災計画の策定支 援。	継続して実施。	継続して実施。	—			

<雲出川外河川の減災に係る取組方針>

概ね5年間で実施する取組の実施状況と今後の予定(令和4年度)

<凡例>

取組対象外機

雲出川外河川の減災に係る取組方針 (R3.12.14)				各関係機関の取組内容															
項目 事項	主な取組項目	目標 時期	取組 機関		国	気象庁	三重県						市町		鉄道会社				
					三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	港湾・海岸課	津建設事務所	松阪建設事務所	津地域防災 総合事務所	松阪地域防災 総合事務所	津市	松阪市	近畿日本鉄道 株式会社		
1)	・小学生も理解しやすいテキストを作成し、継続的な小中学校等における水災害教育の実施と伝承、「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成	引き続き実施	三重河川国道、県、市町	R3までの取組内容 R4以降の取組予定			要請があれば、出前講座等を実施する。 継続して実施。	— —									国のパンフレット等を用いた啓発。 継続して実施。		
	・実効性のある要配慮者施設の避難確保計画の作成と避難訓練を促進	引き続き実施	三重河川国道、県、市町	R3までの取組内容 R4以降の取組予定			避難計画の策定及び訓練の実施を呼びかける。 継続して実施。	— —									避難確保計画の作成と促進。 避難確保計画の作成と促進。	避難確保計画策定数 R4.1月末 293/302 97% 避難確保計画の作成、 避難訓練を促進。	
	・SNS・広報紙等を活用した継続的な情報発信	引き続き実施	三重河川国道、県、市町、鉄道会社	R3までの取組内容 R4以降の取組予定				県土整備部ツイッターによる河川に関する情報発信、県政だよりみえによる河川に関する情報発信を実施。 継続して実施。										津市防災だよりの作成。 R3.10月に防災啓発冊子を各戸配布。 取組みなし。 要請があり、ポスター枠に空きがあれば駅構内掲示板に掲出予定。	
	・共助の仕組みの強化	引き続き実施	三重河川国道、県、市町	R3までの取組内容 R4以降の取組予定				— —										津市受援計画の見直し。 津市受援計画の見直し。	地区防災計画策定支援セミナーの開催。 地区防災計画策定支援セミナーの開催。 (5/15.5/29)
	・高齢者福祉部局と連携した避難行動への理解促進、マイタイムラインなどの個人防災計画の作成	引き続き実施	三重河川国道、県、市町	R3までの取組内容 R4以降の取組予定				— —										避難行動要支援者名簿の作成・提供。 避難行動要支援者名簿の作成・提供。	特に無し。 高齢者福祉部局との連携を検討。
	・企業等と連携した避難体制等の確保	引き続き実施	三重河川国道、県、市町	R3までの取組内容 R4以降の取組予定				— —										災害時応援協定の締結。 災害時応援協定の締結。	
2) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み																			
(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項																			
1)	・避難指示の発令等に着目したタイムラインの見直し	必要に応じて実施	三重河川国道、県、市町、津地方気象台	R3までの取組内容 R4以降の取組予定		三重県水害対応タイムライン策定への助言・協力。 継続して実施。	県管理の水位周知河川においてタイムライン及びホットラインを構築し、運用している。 状況に応じて更新を行う。	— —									津市タイムラインの見直し。 津市タイムラインの見直し。	実施。 実施。	
	・タイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの作成	引き続き実施	三重河川国道、市町	R3までの取組内容 R4以降の取組予定													津市タイムラインの見直し。 津市タイムラインの見直し。		
	・想定最大規模の洪水浸水想定区域を踏まえた避難指示等の発令基準の見直し	必要に応じて実施	市町	R3までの取組内容 R4以降の取組予定													対法改正による発令基準の見直し。 必要に応じて実施。	実施。 実施。	
	・避難指示・緊急安全確保の発令対象エリアと発令順序の検討	引き続き実施	三重河川国道、県、市町	R3までの取組内容 R4以降の取組予定				— —									地域防災計画の整備。 必要に応じて実施。	庁内関係部局と協議。 検討予定。	
	・水害時に着目した指定避難場所の見直し	引き続き実施	市町	R3までの取組内容 R4以降の取組予定													指定避難所の指定。 必要に応じて実施。	HM作成時に実施。 HM作成時に実施。	
	・応急的な退避場所の確保や河川防災ステーションの整備	必要に応じて実施	三重河川国道、県	R3までの取組内容 R4以降の取組予定				— —											
	・情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習の実施	毎年度、出水期までに実施	三重河川国道、県、市町、津地方気象台	R3までの取組内容 R4以降の取組予定		毎年、出水期までに実施する。 継続して実施。	毎年、出水期前までに実施する。 継続して実施。	出水期までに実施。 継続して実施。									関係組織と連携した訓練への参加。 関係組織と連携した訓練への参加。		
	・水門開閉訓練の実施	毎年度実施	県、市町	R3までの取組内容 R4以降の取組予定				— —									開閉操作訓練実施。 (田中川防潮水門) (H30.10.9実施)(R1.7.31実施)(R2.5.26実施)(R3.6.14) 継続して実施。	— —	施設点検に合わせて操作確認。 施設点検に合わせて操作確認。

<雲出川外河川の減災に係る取組方針>

概ね5年間で実施する取組の実施状況と今後の予定(令和4年度)

<凡例>

取組対象外機

雲出川外河川の減災に係る取組方針 (R3.12.14)				各関係機関の取組内容														
項目 事項	主な取組項目	目標 時期	取組 機関	国	気象庁	三重県						市町		鉄道会社				
				三重河川国道事務所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	港湾・海岸課	津建設事務所	松阪建設事務所	津地域防災 総合事務所	松阪地域防災 総合事務所	津市	松阪市	近畿日本鉄道 株式会社		
	・三重河川国道事務所と各自治体で設置する「情報連絡室」を活用した、雨量・水位や数時間先の水位予測などの早期の情報共有	引き続き実施	三重河川国道、市町			すでに対応済み。	—					—			継続して実施中。			
						継続して実施。	—					—			継続して実施中。			
	・報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信、Lアラート、L字放送を用いた情報発信	引き続き実施	三重河川国道、県、市町				—					—			情報発信、Lアラート、L字放送を用いた情報発信。	実施。		
							—					—			情報発信、Lアラート、L字放送を用いた情報発信。	実施。		
	・防災施設の機能に関する情報提供の充実	引き続き実施	三重河川国道、県				—					—			津市地域防災計画への掲載。 津市地域防災計画への掲載。			
・避難のためのダム放流情報提供	引き続き実施	県					ダム放流情報の提供。				—							
							継続して実施。				—							
・ダム放流情報を活用した避難体系の確立	引き続き実施	市町													放流情報の収集とアナウンス。 継続して実施。			
(2) 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項																		
・住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信	引き続き実施	三重河川国道、県、市町				—					—				防災メールの活用。	未実施。		
						—					—				継続して実施。	R4に避難情報の一元配信システムの基盤整備を行う。		
・水位、雨量情報のさらなる周知	引き続き実施	県、市町				—					「防災みえ」、「NHKデータ放送」の周知のためのチラシ配布。(H29.5、H30.6.15、R1.6.11、R2.10.30、R3.11.2)				市HPからリンク。	R3.10月に防災啓発冊子を各戸配布・地域での出前講座等。		
						—					—				継続して実施。	実施。		
・避難指示等の発令判断を的確に行うための水位情報の共有と伝達	引き続き実施	三重河川国道、県、市町					異常洪水時防災操作へ移行時に、下流市町との情報共有のためホットラインを運用。					水位観測所での氾濫危険水位到達から、危険箇所での危険水位について、市に情報共有し、ホットラインを運用開始。(H30.3)				継続して実施。	R3.10月に防災啓発冊子を各戸配布・地域での出前講座等。	
							継続して実施。				継続して実施。				継続して実施。	実施。		
・円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線の補強などの施設(ハード)整備	必要に応じて実施	市町													防災行政無線の整備。	特に無し。		
															防災行政無線の整備。	R4に避難情報の一元配信システムの基盤整備を行う。		
・防災気象情報の改善	必要に応じて実施	津地方気象台					顕著な大雨に関する気象情報の提供(線状降水帯による)。1日先のキキル(危険度分布)の提供開始。											
							線状降水帯の予測の開始。キキル(危険度分布)のカラーコードの変更。											
3) 洪水氾濫による被害の軽減のための迅速化水防活動・排水活動の取り組み																		
(1) 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項																		
・消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練	毎年度、出水期までに実施	市町														未実施。		
																未実施。		

<雲出川外河川の減災に係る取組方針>

概ね5年間で実施する取組の実施状況と今後の予定(令和4年度)

<凡例>

取組対象外機

雲出川外河川の減災に係る取組方針 (R3.12.14)				各関係機関の取組内容															
項目 事項	主な取組項目	目標 時期	取組 機関	三重県												市町		鉄道会社	
				国 三重河川国道事務所	気象庁 津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	港湾・海岸課	津建設事務所	松阪建設事務所	津地域防災 総合事務所	松阪地域防災 総合事務所	津市	松阪市	近畿日本鉄道 株式会社			
	・関係機関が連携した実働水防訓練	毎年度、 出水期ま でに実施	三重河川国 道、県、市 町	R3までの 取組内容			水防管理団体が行う水 防訓練への参加。	—				津市主催の津方面水防 工法・消防団活動訓練に 参加。 (H29.5.14)	—	—			国と連携して実施。	備田川河川敷にて開催 予定であったが新型コロナ ウイルス感染症拡大 のため中止。	
				R4以降の 取組予定			継続して実施。	—				—	—				国と連携して実施。	今年度は6/12に開催予 定。今後、毎年実施の予定。	
	・迅速かつ的確な水防活動のための河川管理 者と消防団の意見交換、重要水防箇所など水 害リスクの高い箇所の共同点検	毎年度、 出水期ま でに実施	三重河川国 道、県、市 町	R3までの 取組内容			河川管理者が実施する 共同点検に参加。	—					河川パトロールを実施。 (適時) 点検実施。(年1回:R3.5 ~6) 代表地区(相川)で県と 関係者による点検実施。 (H30.4.9)	—	—			雲出川の点検に参加。	
			R4以降の 取組予定			継続して実施。	—					継続して実施。	—	—			雲出川の点検に参加。		
	・大規模洪水の減少により、実際の水防活動経 験者が減少するなか消防団員に対する教育、 水防協力団体の募集・指定を促進	引き続き 実施	三重河川国 道、市町	R3までの 取組内容													訓練の実施。		
				R4以降の 取組予定													継続して実施。		
	・水位状況を確認するための危機管理型水位 計や量水標、簡易型河川監視カメラ等の設置	引き続き 実施	三重河川国 道、県、市 町	R3までの 取組内容								津市が実施している水位 に係るイベントを実施。 (調整中) 量水標を設置。(調整中) (危機管理型水位計) R3年度までに、15河川 に15箇所設置済。(雲出 川、田中川、美濃屋川、 穴倉川、中ノ川、大村 川、天神川、波瀬川、柳 谷川、桂畑川、佐田川、 垣内川、岩田川、谷仙 川、赤川) (簡易型河川監視カメラ) R2年度に簡易型監視カ メラを水位周知河川7河 川(横川、志登茂川、安 濃川、美濃屋川、岩田 川、相川、雲出川)に設 置済。	(簡易型河川監視カメラ) 令和2年度に水位周知 河川8河川(雲出川圏域 は碧川)において簡易型 河川監視カメラを設置。	—		未実施。			
				R4以降の 取組予定			河川DX中期計画に基づ きR4年度に県内の3河川 において危機管理型水 位計、13河川において簡 易型河川監視カメラを設 置する。										未実施。	危機管理水位計及び簡 易型河川監視カメラの設 置位置等情報提供と共 有を行う。	
(2) 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項																			
	・災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスクの 説明と水害対策等の啓発活動	引き続き 実施	三重河川国 道、県、市 町	R3までの 取組内容				—									ハザードマップの提供。		
				R4以降の 取組予定				—									継続して実施。		
(3) 一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項																			
	・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報 の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害 を想定した排水計画を作成	必要に応 じて見直 し	三重河川国 道、県、市 町	R3までの 取組内容			作成された排水計画に ついて情報共有を図る。	—									未実施。		
				R4以降の 取組予定			継続して実施。	—									未実施。		
	・排水計画に基づく排水訓練の実施	引き続き 実施	三重河川国 道、県、市 町	R3までの 取組内容			河川管理者が実施する 排水訓練に参加。	—									未実施。		
				R4以降の 取組予定			継続して実施。	—									未実施。		
	・堤防決壊時の対応(情報伝達、復旧工法、排 水計画の検討など)を演習することを目的に、堤 防決壊シミュレーションを実施	引き続き 実施	三重河川国 道、市町	R3までの 取組内容													未実施。		
				R4以降の 取組予定													他機関の訓練に参加。		
	・施設・庁舎の耐水化	必要に応 じて実施	三重河川国 道、県、市 町	R3までの 取組内容				—									未実施。		
				R4以降の 取組予定				—									未実施。		
	・水害BCP(事業継続計画)の作成	必要に応 じて実施	三重河川国 道、県、市 町	R3までの 取組内容			三重県BCPを策定済み。	—									水害BCP(事業継続計 画)の作成。		
				R4以降の 取組予定			—	—									必要に応じて見直し。		

< 榑田川外河川の減災に係る取組方針 >

概ね5年間で実施する取組の実施状況と今後の予定(令和4年度)

< 凡例 >

取組対象外機関

榑田川外河川の減災に係る取組方針 (R3.12.14)				各関係機関の取組内容														
項目 事項	主な取組項目	目標 時期	取組 機関	国		気象庁	三重県					市町			鉄道会社			
				三重河川国道事務所	蓮ダム管理所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	港湾・海岸課	松阪建設事務所	松阪地域防災 総合事務所	松阪市	多気町	明和町	近畿日本鉄道 株式会社		
1)	・実効性のある要配慮者施設の避難確保計画の作成と避難訓練を促進	引き続き実施	三重河川国道、県、市町	R3までの取組内容 R4以降の取組予定			避難計画の策定及び訓練の実施を呼びかける。 継続して実施。	—				避難計画の策定及び訓練の実施状況を確認している。 継続して実施。		避難確保計画策定数 R4.1月末 293/302 97%	浸水想定区域内の施設の計画作成の支援。	避難計画策定作成済み、また訓練実施の呼びかけ。 継続して実施。		
	・SNS・広報紙等を活用した継続的な情報発信	引き続き実施	三重河川国道、県、市町、鉄道会社	R3までの取組内容 R4以降の取組予定			県土整備部ツイッターによる河川に関する情報発信、県政だよりみえによる河川に関する情報発信を実施。 継続して実施。	—						R3.10月に防災啓発冊子を各戸配布。	広報誌、メール、LINE等での周知を実施。	町広報・ホームページでの情報発信。 明和町LINEでの情報発信を検討。	取組みなし。 要請があり、ポスター枠に空きがあれば駅構内掲示板に掲出予定。	
	・共助の仕組みの強化	引き続き実施	三重河川国道、県、市町	R3までの取組内容 R4以降の取組予定				—	—	—	—	—	—	—	地区防災計画策定支援セミナーの開催。 地区防災計画策定支援セミナーの開催。 (5/15.5/29)	—	—	—
	・高齢者福祉部局と連携した避難行動への理解促進、マイタイムラインなどの個人防災計画の作成	引き続き実施	三重河川国道、県、市町	R3までの取組内容 R4以降の取組予定				—	—	—	—	—	—	—	特に無し。	—	—	—
	・企業等と連携した避難体制等の確保	引き続き実施	三重河川国道、県、市町	R3までの取組内容 R4以降の取組予定				—	—	—	—	—	—	—	高齢者福祉部局との連携を検討。	—	—	—
2) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取り組み																		
(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項																		
1)	・避難指示の発令等に着目したタイムラインの見直し	必要に応じて実施	三重河川国道、県、市町、津地方気象台	R3までの取組内容 R4以降の取組予定		三重県水害対応タイムライン策定への助言・協力。 継続して実施。	県管理の水位周知河川においてタイムライン及びホットラインを構築し、運用している。 状況に応じて更新を行う。	—	—	—	—	—	タイムライン策定済。 (水位周知河川)	実施。	—	—	随時検討。 随時検討。	
	・タイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの作成	引き続き実施	三重河川国道、市町	R3までの取組内容 R4以降の取組予定												—	—	— 今後検討していく。
	・想定最大規模の洪水浸水想定区域を踏まえた避難指示等の発令基準の見直し	必要に応じて実施	市町	R3までの取組内容 R4以降の取組予定										実施。	必要に応じて検討。	—	—	—
	・避難指示・緊急安全確保の発令対象エリアと発令順序の検討	引き続き実施	三重河川国道、県、市町	R3までの取組内容 R4以降の取組予定				—	—	—	—	—	—	庁内関係部局と協議。 検討予定。	必要に応じて検討。	—	随時検討。 随時検討。	
	・水害時に着目した指定避難場所の見直し	引き続き実施	市町	R3までの取組内容 R4以降の取組予定										HM作成時に実施。 HM作成時に実施。	見直し済み。 —	—	策定済み。 —	
	・応急的な避難場所の確保や河川防災ステーションの整備	必要に応じて実施	三重河川国道、県	R3までの取組内容 R4以降の取組予定				—	—	—	—	—	—					
	・情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習の実施	毎年度、出水期までに実施	三重河川国道、県、市町、津地方気象台	R3までの取組内容 R4以降の取組予定		毎年、出水期までに実施する。 継続して実施。	毎年、出水期前までに実施する。 継続して実施。	出水期までに実施。 継続して実施。						県管理河川の洪水対応演習を実施。(R2愛宕川、R3名古屋川) 県管理河川の洪水対応演習を1河川選定し実施予定。	—	—	—	
	・水門開閉訓練の実施	毎年度実施	県、市町	R3までの取組内容 R4以降の取組予定				—	—	—	—	—	—	三渡川千貫水門(R2)、金剛川汐止水門(R3)において実施。 1箇所を選定し実施予定。	—	—	—	
	・三重河川国道事務所と各自治体で設置する「情報連絡室」を活用した、雨量・水位や数時間先の水位予測などの早期の情報共有	引き続き実施	三重河川国道、県、市町	R3までの取組内容 R4以降の取組予定				すでに対応済み。 継続して実施。	—	—	—	—	—	—	対応済み。 継続して実施。	—	既に対応済み。 継続して実施。	
	・報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信、Lアラート、L字放送を用いた情報発信	引き続き実施	三重河川国道、県、市町	R3までの取組内容 R4以降の取組予定				—	—	—	—	—	—	実施。 実施。	実施済み。 継続して実施。	—	Lアラート・L字放送を用いて情報を発信する。 継続して実施。	

< 榑田川外河川の減災に係る取組方針 >

概ね5年間で実施する取組の実施状況と今後の予定(令和4年度)

< 凡例 >

取組対象外機関

榑田川外河川の減災に係る取組方針 (R3. 12. 14)				各関係機関の取組内容												
項目 事項	主な取組項目	目標 時期	取組 機関	国		気象庁	三重県					市町			鉄道会社	
				三重河川国道事務所	蓮ダム管理所	津地方気象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	港湾・海岸課	松阪建設事務所	松阪地域防災 総合事務所	松阪市	多気町	明和町	近畿日本鉄道 株式会社
	・防災施設の機能に関する情報提供の充実	引き続き 実施	三重河川国 道、蓮ダ ム、県	R3までの 取組内容 R4以降の 取組予定		従来通り。 従来通り。			— —			— —				
	・避難のためのダム放流情報提供	引き続き 実施	蓮ダム	R3までの 取組内容 R4以降の 取組予定		従来通り。 従来通り。										
	・ダム放流情報を活用した避難体系の確立	引き続き 実施	市町	R3までの 取組内容 R4以降の 取組予定									— —	随時検討。 随時検討。		
(2) 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項																
	・住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信	引き続き 実施	三重河川国 道、県、市 町	R3までの 取組内容 R4以降の 取組予定					— —			— —	未実施。 R4に避難情報の一元配 信システムの基盤整備を 行う。	メール、LINEを活用し、 情報配信を実施。 さらなる拡充を検討す る。	Lアラート、緊急速報メー ルによる情報発信。 継続して実施。	
	・水位、雨量情報のさらなる周知	引き続き 実施	県、市町	R3までの 取組内容 R4以降の 取組予定					— —			危機管理型水位計、簡 易型河川監視カメラにつ いて、関係機関に周知。 (R3.6) 継続して実施。	R3.10月に防災啓発冊 子を各戸配布・地域での 出前講座等。 実施。 広報誌等で周知。	— —	明和町防災マップにURL 記載。 継続して実施。	
	・避難勧告等の発令判断を的確に行うための水位情報の共有と伝達	引き続き 実施	三重河川国 道、県、市 町	R3までの 取組内容 R4以降の 取組予定					— —			水位観測所での水位情 報を防災みえを通じ、市 町と情報共有している。 継続して実施。	R3.10月に防災啓発冊 子を各戸配布・地域での 出前講座等。 実施。 —	— —	— —	
	・円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線の補強などの施設(ハード)整備	必要に応 じて実施	市町	R3までの 取組内容 R4以降の 取組予定									特に無し。 R4に避難情報の一元配 信システムの基盤整備を 行う。	戸別受信機の整備。 情報の確実な伝達のため の機能強化を検討。	一部避難場所には防災 行政無線を設置済み。 今後、随時検討。【継続 して実施】	
	・防災気象情報の改善	必要に応 じて実施	津地方気象 台	R3までの 取組内容 R4以降の 取組予定		顕著な大雨に関する気 象情報の提供(線状降水 帯による)。 1日先のキキル(危険度 分布)の提供開始。 線状降水帯の予測の開 始。 キキル(危険度分布) のカラーコードの変更。										
	・ダム放流警報設備等の耐水化や改良	必要に応 じて実施	蓮ダム	R3までの 取組内容 R4以降の 取組予定		警報設備の増設。 運用開始。										
3) 洪水氾濫による被害の軽減のための迅速化水防活動・排水活動の取り組み																
(1) 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項																
	・消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練	毎年度、 出水期ま でに実施	市町	R3までの 取組内容 R4以降の 取組予定										出水期前に実施。 継続して実施。	— 出水期までに実施。	
	・関係機関が連携した実働水防訓練	毎年度、 出水期ま でに実施	三重河川国 道、県、市 町	R3までの 取組内容 R4以降の 取組予定		水防管理団体が行う水 防訓練への参加。 継続して実施。			— —			— —	榑田川河川敷にて開催 予定であったが新型コロナ ウイルス感染症拡大 のため中止。 今年度は6/12に開催予 定。 今後、毎年実施の予定。	— 町総合防災訓練での実 施を検討。	— 訓練の実施を検討。	
	・迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と消防団の意見交換、重要水防箇所など水害リスクの高い箇所の共同点検	毎年度、 出水期ま でに実施	三重河川国 道、県、市 町	R3までの 取組内容 R4以降の 取組予定		河川管理者が実施する 共同点検に参加。 継続して実施。			— —			点検実施。(年1回5~6 月頃) 重要水防箇所(名古屋 川)で県と関係者による 点検実施。(R3.6) 水防資機材の備蓄情報 の共有。(大口水防倉庫 R3.6)		国が実施する合同巡視 への参加及び情報共 有。 継続して実施。	消防団幹部会で情報共 有を図る。 国が実施する合同巡視 の際に関係機関とともに 点検を行う。 継続して実施。	

<櫛田川外河川の減災に係る取組方針>

概ね5年間で実施する取組の実施状況と今後の予定(令和4年度)

<凡例>

取組対象外機関

櫛田川外河川の減災に係る取組方針 (R3. 12. 14)				各関係機関の取組内容														
項目 事項	主な取組項目	目標 時期	取組 機関	国		気象庁	三重県					市町			鉄道会社			
				三重河川国道事務所	蓮ダム管理所	津地方气象台	施設災害対策課	河川課	防災砂防課	港湾・海岸課	松阪建設事務所	松阪地域防災 総合事務所	松阪市	多気町	明和町	近畿日本鉄道 株式会社		
	・多数の家屋や重要施設等の保全対策(樹木伐採、河道掘削等の実施)	引き続き 実施	三重河川国道、県、市町	R3までの 取組内容					樹木伐採箇所および堆積土砂の撤去箇所について、県と市町で優先度を協議し実施。						地元要望による樹木の伐採、除草作業、排水路の修繕。	—	NPO菟川環境美化推進協議会による、菟川の倒木対策活動支援。	
				R4以降の 取組予定					継続して実施。						今後も地元要望による樹木の伐採、除草作業、排水路の修繕などを実施していく。	—	NPO菟川環境美化推進協議会による、菟川の倒木対策活動支援。	
	・立地適正化計画に基づく防災指針の検討、立地適正化計画の策定検討	引き続き 実施	市町	R3までの 取組内容												—	—	
				R4以降の 取組予定												—	—	今後、検討。
5) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組																		
	・想定される土砂災害リスクの周知	引き続き 実施	県、市町、 津地方气象台	R3までの 取組内容			—		—						HMの配布。 R3.10月に防災啓発冊子を各戸配布・地域での出前講座等。	ハザードマップで周知済み。	—	
				R4以降の 取組予定			—		—						実施。	継続して実施。	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒等を記載したハザードマップを作製済み。(H30年)	
	・土砂災害に対する警戒避難体制の整備	引き続き 実施	県、市町、 津地方气象台	R3までの 取組内容			三重県と共同し土砂災害警戒情報の発表を行う。自治体防災担当へのホットラインの実施。気象庁HPより、キキル(危険度分布)の提供。		—							避難指示等の発令基準の見直し。	—	
				R4以降の 取組予定			継続して実施。		—							継続して実施。	発表される土砂災害危険度情報を参考に、避難勧告等を発令する。	
	・早めの避難につなげる啓発活動	引き続き 実施	県、市町、 津地方气象台	R3までの 取組内容			—		—						R3.10月に防災啓発冊子を各戸配布・地域での出前講座等。	広報誌等で周知。	—	
				R4以降の 取組予定			—		—							実施。	継続して実施。	今後、検討。

<宮川外河川の減災に係る取組方針>

概ね5年間で実施する取組の実施状況と今後の予定(令和4年度)

<凡例>

取組対象外機関

Table with columns: 宮川外河川の減災に係る取組方針 (R3.12.14), 各関係機関の取組内容, 国, 気象庁, 三重県, 市町, 鉄道会社. Rows include items like 'ダム放流情報を活用した避難体系の確立', '住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため...', '水位、雨量情報の更なる周知', etc.

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 鈴鹿川外河川の減災に係る取組方針

令和3年12月14日

鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会

四日市市、鈴鹿市、亀山市、川越町、朝日町、菰野町、
三重県県土整備部、三重県四日市建設事務所、三重県鈴鹿建設事務所、
三重県四日市地域防災総合事務所、三重県鈴鹿地域防災総合事務所
気象庁津地方气象台、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所、
国土交通省中部運輸局鉄道部、近畿日本鉄道株式会社、
四日市あすなろう鉄道株式会社

目 次

1. はじめに	1
2. 協議会の構成	4
3. 鈴鹿川外河川の概要と主な課題	5
4. 現状の取組状況と課題	9
5. 減災のための目標	12
6. 概ね5年間で実施する取組	13
7. フォローアップ	17

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部において堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間にわたる浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者が発生した。

これを受け、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。この答申を受け、12 月 11 日に国土交通省から、全ての直轄河川とその沿川市町村において、概ね 5 年間で水防災意識社会を再構築する取組みを行う「水防災意識社会 再構築ビジョン」が示された。

その後、平成 30 年 7 月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受けて、水管理・国土保全局より、平成 30 年 12 月に「異常豪雨の頻発化に備えたダム洪水調節機能と情報の充実に向けて（提言）」が提言され、さらに、同年同月に「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について～複合的な災害にも多層的に備える緊急対策～」が社会資本整備審議会から答申され、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との認識を持つ必要があることが示された。

この答申を受け、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を、さらに充実し加速するため、平成 31 年 1 月 29 日に緊急行動計画が改定された。

令和元年房総半島台風・東日本台風など、気候変動の影響等により激甚な災害が頻発している状況に鑑み、国土交通省は社会資本整備審議会会長に対して、「大気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」を諮問し、令和 2 年 7 月、審議会から「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～」が答申された。この答申を踏まえ、国土交通省は、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すものとした。

鈴鹿川水系においては、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、水防災意識社会の再構築に向けた取組として、地域住民の安全・安心を担う 3 市（四日市市、鈴鹿市、亀山市）、三重県、気象庁津地方气象台、国土交通省三重河川国道事務所で構成される三重四川災害対応連絡会（以下「連絡会」という。）鈴鹿川委員会（以下「委員会」という。）を開催し、減災のための目標を共有し、令和 2 年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

四日市圏域県管理河川においては、地域住民の安全・安心を担う四日市市、川越町、朝日町、菰野町、国土交通省三重河川国道事務所、気象庁津地方气象台、三重

県が「四日市圏域県管理河川水防災協議会」を、鈴鹿・亀山圏域県管理河川においては、地域住民の安全・安心を担う鈴鹿市、亀山市、国土交通省三重河川国道事務所、気象庁津地方气象台、三重県が「鈴鹿・亀山圏域県管理河川水防災協議会」を設立し、水防災意識社会の再構築に向け取り組むこととした。

本協議会は、「水防災意識社会」を再構築することについて、これまでの各河川管理者の設立した協議会を統合し、本地域がより一体となって、減災のための取り組みを推進するためのものである。本地域の減災のための目標を共有し、円滑かつ迅速な避難、適確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として、平成 28 年度から平成 32 年度（令和 2 年度）までの取り組み進捗を踏まえ、令和 3 年度から令和 7 年度までの「鈴鹿川外河川の減災に係る取組方針」（以下、「取組方針」という。）をとりまとめた。

取組方針の具体的な内容のポイントとしては、以下のとおりである。

- 近年、大規模浸水被害が発生していないほか、氾濫流が市町界を超えて広域に拡散する特性を有していることから、水害リスクが地域住民に十分に認知されておらず、大規模水害に対する住民意識の向上を図るため、洪水浸水想定区域図の分かりやすい説明・周知やハザードマップの改訂・周知、学校等における防災教育に取り組む。
- 洪水浸水想定区域図における浸水深や浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域図等に基づき、早期の立ち退き避難を前提とした避難計画の作成及び水平避難を促すための工夫や、避難路の冠水等も考慮したハザードマップの改訂に取り組む。
- 鈴鹿市、四日市市の低平地や河口デルタでは、堤防決壊した場合、短時間で氾濫流が到達する一方、氾濫形態によっては地区内への避難や垂直避難が困難となり広域避難を要するため、避難指示の発令等に着目したタイムラインに基づく、より実践的な情報伝達演習や水防演習等の実施に取り組む。
- 社会経済活動の早期再開、幹線道路や鉄道網途絶の影響の最小化を図るため、速やかに氾濫水を排水するための排水計画を事前に作成し、その計画に基づく排水訓練の実施に取り組む。
- 住民に、よりタイムリーな情報提供ができるよう、インターネットやデジタル放送等を活用した水位、CCTV 画像の情報提供の強化に加え、大規模洪水時に重点的に監視すべき箇所の監視体制の構築と水防訓練や水防活動の強化に取り組む。
- 治水安全度を向上させるための堤防整備、河道掘削、樹木伐採等を重点的に実施する。

本協議会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識をさらに高めていくこととしている。

なお、取組方針は規約第3条を根拠として協議会において作成したものである。
(※協議会で対象とする鈴鹿川外河川とは次表の河川を示す。)

水系区分	河川名
一級水系	鈴鹿川水系
二級水系	朝明川水系
	海蔵川水系
	三滝川水系
	天白川水系
	金沢川水系
	堀切川水系
	中ノ川水系
	田中川水系
	志登茂川水系

2. 協議会の構成

協議会の構成は以下のとおりである。

関係機関	構成員	役職	
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所	所長	会長
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課	課長	
気象庁	津地方气象台	台長	
県	県土整備部 施設災害対策課	課長	副会長
	県土整備部 河川課	課長	副会長
	県土整備部 防災砂防課	課長	
	県土整備部 港湾・海岸課	課長	
	四日市建設事務所	所長	
	鈴鹿建設事務所	所長	
	四日市地域防災総合事務所	所長	
	鈴鹿地域防災総合事務所	所長	
市町	四日市市	市長	
	鈴鹿市	市長	
	亀山市	市長	
	菰野町	町長	
	朝日町	町長	
	川越町	町長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部	部長	
	四日市あすなろう鉄道株式会社 鉄道営業部	部長	

3. 鈴鹿川外河川の概要と主な課題

(1) 鈴鹿川外河川の概要と氾濫特性

<鈴鹿川水系>

鈴鹿川水系は、三重県の北部に位置し、安楽川を合わせ河口より5km付近の地点で鈴鹿川派川を分派したのち、内部川を合わせ伊勢湾に注ぐ幹川流路延長38km、流域面積323km²の一級河川である。

氾濫域には、三重県四日市市、鈴鹿市、亀山市の3市があり、JR関西本線、紀勢本線、伊勢鉄道、近鉄名古屋線、新名神高速道路及び東名阪自動車道、一般国道1号、一般国道23号、一般国道25号等があり、この地方の交通の要衝となっている。このように発達した交通網を背景に、四日市市の臨海部には石油コンビナート群をはじめとした産業が発達し、鈴鹿市、亀山市では自動車産業や電子部品等を中心とした工業が発達しており、多くの人口・資産、行政・医療機関、駅といった重要な公共施設も多数存在し、経済の中核が広がっている。

一方、鈴鹿川水系の上流部は、地質的に風化が著しく、山崩れの素因となっており、土砂の流出が多く、河川に点在する横断工作物により堆積土砂が顕著で、流下能力上の阻害となっている。鈴鹿川源流から流れ出た洪水は急峻な地形の山間渓谷をぬって流出し、河口部に比べて河床勾配が急な中流部の亀山市では、流水の破壊力が大きく、河岸侵食による家屋の倒壊・流失等の可能性がある。

また、下流部の四日市市や鈴鹿市は低平地が広がっており、一度氾濫が起これば短時間で水没し、浸水が長期化するほか、氾濫流によって家屋の倒壊・流失等の可能性があるなどの氾濫特性をもつことから、その被害は甚大となることが想定される。

<外河川>

朝明川は三重県と滋賀県との県境に位置する釈迦ヶ岳の南に連なる根の平峠に源を発し、東流して焼合川、田光川などの支川を合流し、伊勢湾に注ぐ幹線流路延長25.29km、流域面積87.10km²の二級河川である。朝明川の流域は、伊勢平野の北部にあたる菰野町、四日市市、朝日町、川越町の1市3町からなり、西側には鈴鹿山脈が南北に連なり、東西方向に傾斜した地形となっている。

海蔵川は、菰野町千草より東流して四日市市下海老町にて竹谷川と合流し、四日市市で伊勢湾に注ぐ流域面積43.8km²、幹線流路延長18.7km（法定区間）の二級河川である。鈴鹿山脈の山麓部を源流とする海蔵川は、全体に流れの緩やかな河川である。その流域は三重県北部に位置し、四日市市、菰野町の1市1町からなり、その中流部は志氏神社古墳を始めとした数多くの遺跡が存在する古くから開けた地域であり、下流部では特定重要港湾四日市港が位置するなど、この地域における社会・経済の基盤と成っている。

三滝川は、その源を三重と滋賀との県境鈴鹿山脈の御在所山(標高1210m)に発し、菰野町を東流して、支川金溪川・矢合川を合流し、四日市市で伊勢湾に注ぐ、流域面積62.3km²、幹線流路延長23.3km（法定区間）の二級河川である。その流域は三重県北部に位置し、四日市市、菰野町の1市1町からなり、上流部

は自然豊かな山々に囲まれた地域であり、三滝川沿いの湯の山温泉は古くから温泉街として栄え、下流部では特定重要港湾四日市港が位置するなど、この地域における社会・経済の基盤と成っている。

堀切川は、その源を三重県鈴鹿市御園町、稻生山丘陵に発し、鈴鹿市西部の田園地帯を東流し、伊勢鉄道伊勢線、近鉄名古屋線を越えて寺家町に入ると、北東に向きを変え、左支川釜屋川を合わせ、同市白子において白子港から伊勢湾に注ぐ、流路延長 4.7km、流域面積 18.29km² の二級河川である。流域の関係市は、伊勢平野中央部に位置する鈴鹿市であり、堀切川水系は、同市の南部に位置している。

(2) 過去の主な洪水等による被害状況

<鈴鹿川水系>

○昭和 34 年 9 月洪水（台風 15 号、伊勢湾台風）

鈴鹿川河口では海岸堤防が 250m にわたって決壊し、旧楠町や四日市市の海岸部では甚大な被害を被った。

被害は、死者・行方不明者 115 名、全壊 1,250 戸、家屋浸水約 18,000 戸に及んだ。※1

○昭和 49 年 7 月洪水（低気圧）

総雨量は三重県平野部で 300mm、山間部で 400mm を越す大雨となり、安楽川上流の野登では最大時間雨量 130mm に達した。この豪雨の影響で、鈴鹿川、安楽川、内部川等至るところで決壊し、伊勢湾台風を上回る大出水となった。

被害は、死者・行方不明者 2 名、家屋の全壊 7 戸、家屋浸水約 4,800 戸、浸水面積約 7,500ha に及んだ。※2

<外河川>

○昭和 28 年 9 月洪水（台風 13 号）

中心勢力が上陸時で最大風速 40m/s という大型台風であったのと、台風通過時がちょうど伊勢湾の満潮時と重なったため、三重県を始めとする伊勢湾沿岸各地で高潮を伴う甚大な風水害が生じた。四日市市域においては、近鉄全線が運休し、午起海岸堤防の決壊により避難者は 500 名ほどに達した。罹災者総数は 60,636 人にのぼり、総人口の 46%に及んだ。

○平成 12 年 9 月洪水（台風 14 号）

本州上の前線に台風 14 号からの暖かい湿った空気が継続的に流入したため、東海地方を中心に記録的な大雨となった。（東海豪雨）連続雨量は 575mm 時間最大雨量は 120.5mm。死者 1 名、負傷者 1 名、床上浸水 178 戸、床下浸水 1,975 戸

(2) 鈴鹿川外河川の現状と課題

<鈴鹿川水系>

鈴鹿川水系では、昭和 13 年 8 月に、記録的豪雨により未曾有の災害をうけたことから、昭和 17 年から直轄河川改修事業が始められた。数度にわたる治水計画の変更がなされた後、平成 20 年に鈴鹿川水系河川整備基本方針、平成 28 年

に鈴鹿川水系河川整備計画が策定された。これまでに引堤や、堤防の新設が進められてきているなど、洪水被害の軽減が図られてきている。また、鈴鹿川及び鈴鹿川派川の河口部については、昭和 28 年 9 月の台風の被害により高潮対策事業が実施されたが、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風により甚大な被害を受けたことから、伊勢湾高潮対策事業として再度事業が実施された。その後、平成 15 年には南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定され、これまでに河口部において堤防の耐震対策が実施されてきている。

<外河川>

朝明川の治水事業としては、昭和 49 年度から広域基幹河川改修事業が実施されており、河口から中下野井堰までの 9,918m の区間において、河道整備が行われている。

海蔵川は川幅が狭い事による河積不足の為に洪水がおりやすく、大雨が降ると度々、流域住民を困らせてきた。そこで洪水による災害を防止するため、築堤や護岸工事を始めとした治水事業が実施されてきた。

三滝川は、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風では高潮による甚大な被害を受けたため、河口から四日市橋付近までの区間に防潮堤が築かれ、伊勢湾台風規模の高潮に対して必要な堤防高が確保されている。

堀切川における治水事業としては、昭和 34 年度から伊勢湾高潮対策事業として河口から 1.4km 区間までの改良復旧工事を行っている。また、河川局部改良事業、小規模河川改修事業により、近鉄名古屋線橋梁から上流端の護岸整備を行っている。さらに、昭和 63 年度からは、高潮対策事業として、下流区間で排水機場、堤防嵩上げ、引堤等の整備が実施されている。

こうした治水事業の現状と過去の水害を踏まえた主な課題は、以下のとおりである。

- ハード対策が進むにつれ、地域が洪水に対する意識が希薄となってしまうことが問題であり、現状は計画堤防高に満たない堤防や質的整備が完了していない堤防に加え、流下能力向上のための河道掘削も完了しておらず、現在の整備水準を上回る洪水に対して、浸水被害が懸念されることから、想定される水害リスクを住民に周知する必要がある。
- 一度氾濫が発生した場合には、沿川における家屋倒壊や広範囲で大規模な浸水の発生、また氾濫流が市町界を超えて広域に拡散する特性を有しているが、水害リスクが地域住民に十分に認識されていないため、的確な避難行動のために必要な情報の提供・周知が必要であるとともに、効果的な水防活動を実施するための訓練等が必要である。
- 鈴鹿市、四日市市の低平地や河口デルタでは、氾濫流の到達時間が早く、また浸水が広範囲にわたり、加えて長期間の浸水が発生することが懸念されることから、長期化する浸水を一日も早く解消するため、堤防整備等のハード対策に併せ、大規模水害を想定した排水計画の作成等が必要である。

○「鈴鹿川水系流域治水プロジェクト」等と連携しながら、ハード・ソフト一体で多層的に取り組みを推進していく必要がある。

以上の課題を踏まえ、鈴鹿川外河川の大規模水害に備え、具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築をめざすものである。

※1 三重四川治水史より集計

※2 水害統計より集計

4. 現状の取組状況と課題

鈴鹿川外河川における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題の抽出を行った。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○ 課題：●（以下同様）

項目	現状・課題	
想定される水害リスクの周知	○ 洪水予報河川・水位周知河川において、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域を三重河川国道事務所や三重県のホームページ等で公表している。	
	○水位周知河川以外の河川においても、順次策定している。	
	○想定最大規模の高潮における高潮浸水想定区域図を三重県のホームページ等で公表している。	
	● 想定最大規模降雨における洪水及び高潮浸水想定区域図等の水害リスク情報が十分認識されていない。	A
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	○ 河川水位の動向に応じて、水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」（国交省・気象庁共同発表）を自治体向けに通知しているとともに、「洪水予報」については一般に周知している。	
	○ 三重河川国道事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）の体制を確立している。	
	● 洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認識されていない。	B
避難指示、緊急安全確保の発令基準	○ 市は、避難指示、緊急安全確保の発令に関する基準を地域防災計画に記載し、その基準に基づき発令。	
	● 住民の確実で安全な避難のために深夜や早朝を避けての避難勧告等を発令するタイミングの難しさや発令範囲の特定が困難である。	
避難場所、避難経路	○ ハザードマップにおいて避難場所等については指定・周知済み。	
	○ 避難経路は図上訓練等を通して、住民自らが選定するよう指導している。	
	● 想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域に応じた避難場所、避難経路の検討がされていない。	D
	● 避難に関する知識に地域格差が生じている。	
● 避難場所が不足する市町での応急的な退避場所の確保が必要。		
住民等への情報伝達の体制や方法	○ 雨量・水位情報や避難指示等の避難に関する情報は、メール、ホームページ、広報車、屋外スピーカー、デジタルデータ放送等の発信が主として	

	利用されている。	
	● 住民や企業が防災情報をもとに自ら判断し行う準備行動や避難行動を啓発するための防災教育が不十分である。	E
	● 避難指示等の避難情報を発信している防災メールへの登録について、十分に住民に普及していない。	
	● 防災スピーカーのみに頼る住民も多く、他の情報伝達手段が浸透していない。	
	● 避難行動につながるリアルタイム情報を充実させる対策が必要である。	
避難誘導體制	○ 市職員、消防団員、自主防災組織が連携し、消防、警察と調整しながら避難誘導を実施している。	
	● 夜間、荒天時においては、避難誘導時の誘導者及び住民双方の安全の確保が必要である。また、避難経路が変更された場合には避難誘導體制の検討が必要である。	F
	● 自主防災組織における安全確保の基準が設けられていない。	

②水防に関する事項

項目	現状・課題	
河川水位等に係る情報提供	○ 水防に係る情報としては、国土交通省が基準水位観測所の水位の動向に即して「水防警報」を発した場合は、三重県に通知しており、県は水防管理者に通知している。また、NHKを通じて津地方気象台から水防管理者に通知がされている。	
	○ 優先的に水防活動すべき重要水防箇所等、洪水に対しリスクの高い区間について、水防連絡会等で周知しているほか、水防をになう消防団や地域住民と現地を確認している。	
	○ 危機管理型水位計や簡易型監視カメラを設置し、川の防災情報にて公開している。	
	● 水防活動の際の様々な判断をするため、現場で水位情報を入手する手段として「川の防災情報」のURLやQRコードを水防連絡会等で周知しているが、必ずしも活用されていない。	G
河川の巡視区間	○ 管理区間において、河川管理者や市職員、消防団が巡視を実施している。	
	● 巡視する関係者全てが河川に関するエキスパートではないため、全ての人が水防に関する十分な知識を有している訳ではない。	H
水防資機材の整備状況	○ 各市で土のう袋やシート等を庁舎、水防倉庫などに備蓄している。	

	○ 三重河川国道事務所において、応急復旧用の根固めブロックや大型土のう、土砂等を備蓄している。	
	● 備蓄資機材情報の共有や大規模災害時における相互支援のルールが確立されていない。	I
市庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	○ 市庁舎、支所、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、コミュニティセンター等の防災基幹施設の安全化を図り、災害時における応急対策活動拠点としての機能の整備を進めている。	
	● 災害時に防災拠点となる施設が浸水区域内に存在する。	J

③ 氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項目	現状・課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	○ 排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生による出動体制を確保している。	
	● 想定最大規模の洪水を対象とした被災に対する排水計画や災害対策車両・機器の運用がなく、迅速な対応ができない可能性がある。	K

④ 河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状・課題	
被害を軽減するための整備	○ 堤防断面が不足する区間の堤防整備や河道掘削を実施している。	
	○ 堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策を実施している。	
	● 洪水を安全に流すための対策と氾濫した場合でも洪水被害を軽減するための対策が必要である。	L
	● 複合的な災害等により人命被害の発生する危険性が高い地域の対策が必要である。	

5. 減災のための目標

協議会で令和7年度までの概ね5年間で達成すべき減災目標は以下のとおりである。

【概ね5年間で達成すべき目標】

鈴鹿川外河川で発生し得る大規模な水害に対し、「住民の防災意識の向上」、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。

※大規模な水害：想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水（越水・侵食・洗掘）による氾濫被害

※逃げ遅れ：立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化：大規模な水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

また、上記目標達成に向け、今後概ね5年間で河川管理者が実施するハード対策（※）に加え、以下の取組を実施する。

1. 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組
2. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な情報提供を行うための取組
3. 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

（※）河川管理者が実施するハード対策とは、以下の対策をいう

洪水を安全に流すためのハード対策：堤防整備・河道掘削等の流下能力向上対策、浸透・パイピング対策、侵食・洗掘対策

危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策

6. 概ね5年間で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

1) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関	
■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項			
・ 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を策定・公表し、市町に説明を実施	A	R4 年度	県
・ 想定最大規模の高潮における高潮浸水想定区域を指定	A	R4 年度	県
・ 水害リスク情報の空白域の解消（洪水・内水・高潮・ため池ハザードマップ策定・周知を含む）	A	引き続き実施	県、市町
・ 浸水検討や浸水実績などの資料を市に提供し、避難等を的確に行えるよう支援	C,D	随時	県
・ 水害危険性の確認（浸水状況等の確認等）	A,B	引き続き実施	県
・ 想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーション（浸水ナビ）の公表	A	引き続き実施	県
・ 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知	A	引き続き実施	市町
・ 首長も参加したロールプレイング等の実践的な洪水に関する避難訓練の実施	C,D	引き続き実施	市町
・ 日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとハザードマップを整備	D	引き続き実施	市町
・ 小学生も理解しやすいテキストを作成し、継続的な小中学校等における水災害教育の実施と伝承、「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成	B,E	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・ 実効性のある要配慮者施設の避難確保計画の作成と避難訓練を促進	D,E,F	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・ 住民の防災意識と知識を高め、水害から身を守る力を育むために、市民向けの防災講座を実施	E	引き続き実施	県、市町
・ SNS・広報紙等を活用した継続的な情報発信	E	引き続き実施	三重河川国道、県、市町、鉄道会社
・ 共助の仕組みの強化	E,F	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・ 高齢者福祉部局と連携した避難行動への理解促進、マイタイムラインなどの個人防災計画の作成	E,F	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・ 企業等と連携した避難体制等の確保	F	引き続き実施	三重河川国道、県、市町

■ 水色着色セル：流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

2) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目		目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する事項			
・避難指示の発令等に着目したタイムラインの見直し	C	必要に応じて実施	三重河川国道、県、市町、津地方気象台
・タイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの作成	C	引き続き実施	三重河川国道、市町
・想定最大規模の洪水浸水想定区域を踏まえた避難指示等の発令基準の見直し	C	必要に応じて実施	市町
・避難指示・緊急安全確保の発令対象エリアと発令順序の検討	C	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・水害時に着目した指定避難場所の見直し	D	引き続き実施	市町
・応急的な退避場所の確保や河川防災ステーションの整備	D	必要に応じて実施	三重河川国道、県
・情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習の実施	E	毎年度、出水期までに実施	三重河川国道、県、市町、津地方気象台
・水門開閉訓練の実施	K	毎年度実施	県、市町
・三重河川国道事務所と各自治体で設置する「情報連絡室」を活用した、雨量・水位や数時間先の水位予測などの早期の情報共有	E	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信、Lアラート、L字放送を用いた情報発信	E	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
■円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項			
・住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信	B,E,G	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・水位、雨量情報のさらなる周知	B,E	引き続き実施	県、市町
・円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線の補強などの施設（ハード）整備	D	必要に応じて実施	市町
・防災気象情報の改善	E,G	必要に応じて実施	津地方気象台

3) 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

主な取組項目		目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項			

・消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練	G,H,I	毎年度、出水期までに実施	市町
・関係機関が連携した実働水防訓練	G,H,I	毎年度、出水期までに実施	三重河川国道、県、市町
・迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と消防団の意見交換、重要水防箇所など水害リスクの高い箇所の共同点検	G	毎年度、出水期までに実施	三重河川国道、県、市町
・大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が減少するなか消防団員に対しての教育、水防協力団体の募集・指定を促進	G,H,I	引き続き実施	三重河川国道、市町
・水位状況を確認するための危機管理型水位計や量水標、簡易型河川監視カメラ等の設置	I	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
■市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項			
・災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	J	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
■一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項			
・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画を作成	K	必要に応じて見直し	三重河川国道、県、市町
・排水計画に基づく排水訓練の実施	K	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・堤防決壊時の対応（情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など）を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施	K	引き続き実施	三重河川国道、市町
・施設・庁舎の耐水化	K	必要に応じて実施	三重河川国道、県、市町
・水害BCP（事業継続計画）の作成	K	必要に応じて実施	三重河川国道、県、市町

4) 河川管理者等が実施する防災施設の整備・被害減少のための対策

主な取組項目		目標時期	取組機関
・堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	L	引き続き実施	県
・優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの治水安全を向上させるためのハード対策	L	引き続き実施	三重河川国道、県
・本川と支川の合流部等の対策	A,C,L	引き続き実施	三重河川国道、県

・多数の家屋や重要施設等の保全対策（樹木伐採、河道掘削等の実施）	J,L	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・立地適正化計画に基づく防災指針の検討、立地適正化計画の策定検討	J,L	引き続き実施	市町

■水色着色セル：流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

5) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組

主な取組項目		目標時期	取組機関
・想定される土砂災害リスクの周知	L	引き続き実施	県、市町、津地方気象台
・土砂災害に対する警戒避難体制の整備	L	引き続き実施	県、市町、津地方気象台
・早めの避難につなげる啓発活動	E,L	引き続き実施	県、市町、津地方気象台

7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによってその位置づけを明確化し、より組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

今後、取組方針に基づき各構成機関が連携して減災対策を推進し、毎年出水期前に開催する協議会において進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行う。

また、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととする。

なお、協議会は、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 雲出川外河川の減災に係る取組方針

令和3年12月14日

雲出川外大規模氾濫減災協議会

津市、松阪市、三重県県土整備部、三重県津建設事務所、三重県松阪建設事務所、
三重県津地域防災総合事務所、三重県松阪地域防災総合事務所
気象庁津地方气象台、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所、
国土交通省中部運輸局鉄道部、近畿日本鉄道株式会社

目 次

1. はじめに	1
2. 協議会の構成	4
3. 雲出川外河川の概要と主な課題	5
4. 現状の取組状況と課題	9
5. 減災のための目標	12
6. 概ね5年間で実施する取組	13
7. フォローアップ	16

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部において堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間にわたる浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者が発生した。

これを受け、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。この答申を受け、12 月 11 日に国土交通省から、全ての直轄河川とその沿川市町村において、概ね 5 年間で水防災意識社会を再構築する取組みを行う「水防災意識社会 再構築ビジョン」が示された。

その後、平成 30 年 7 月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受けて、水管理・国土保全局より、平成 30 年 12 月に「異常豪雨の頻発化に備えたダム洪水調節機能と情報の充実に向けて（提言）」が提言され、さらに、同年同月に「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について～複合的な災害にも多層的に備える緊急対策～」が社会資本整備審議会から答申され、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との認識を持つ必要があることが示された。

この答申を受け、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を、さらに充実し加速するため、平成 31 年 1 月 29 日に緊急行動計画が改定された。

令和元年房総半島台風・東日本台風など、気候変動の影響等により激甚な災害が頻発している状況に鑑み、国土交通省は社会資本整備審議会会長に対して、「大気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」を諮問し、令和 2 年 7 月、審議会から「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～」が答申された。この答申を踏まえ、国土交通省は、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すものとした。

雲出川水系においては、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、水防災意識社会の再構築に向けた取組として、地域住民の安全・安心を担う 2 市（津市、松阪市）、三重県、気象庁津地方气象台、国土交通省三重河川国道事務所で構成される三重四川災害対応連絡会雲出川委員会を開催し、減災のための目標を共有し、令和 2 年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

雲出川圏域県管理河川においては、地域住民の安全・安心を担う津市、松阪市、国土交通省三重河川国道事務所、気象庁津地方气象台、三重県が「雲出川圏域県管理河川水防災協議会」を設立し、水防災意識社会の再構築に向け取り組むこととし

た。

本協議会は、「水防災意識社会」を再構築することについて、これまでの各河川管理者の設立した協議会を統合し、本地域がより一体となって、減災のための取り組みを推進するためのものである。本地域の減災のための目標を共有し、円滑かつ迅速な避難、適確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として、平成 28 年度から平成 32 年度（令和 2 年度）までの取り組み進捗を踏まえ、令和 3 年度から令和 7 年度までの「雲出川外河川の減災に係る取組方針」（以下、「取組方針」という。）をとりまとめた。

取組方針の具体的な内容のポイントとしては、以下のとおりである。

- 近年、大規模浸水被害が発生していないほか、氾濫域が広域に拡散する特性を有していることから、水害リスクが地域住民に十分に認知されていない。大規模水害に対する住民意識の向上を図るため、洪水浸水想定区域図の作成・分かりやすい説明・周知やハザードマップの策定・周知、学校等における防災教育に取り組む。
- 洪水浸水想定区域図における、浸水深や浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域図等に基づき、早期の立ち退き避難を前提とした避難計画の作成及び水平避難を促すための工夫や、避難路の冠水等も考慮したハザードマップの作成に取り組む。
- 津市、松阪市の低平地や河口デルタでは、堤防が決壊した場合、短時間で氾濫流が到達する可能性がある一方、氾濫形態によっては地区内への避難や垂直避難が困難となり広域避難を要する。また、急激に水位上昇をする特性がある河川も存在することから、避難行動の判断に至るまでの時間を短くするため、これらのケースにおける避難指示の発令等に着目したタイムラインに基づく、より実践的な情報伝達演習や水防演習等の実施に取り組む。
- 社会経済活動の早期再開、幹線道路や鉄道網途絶の影響の最小化を図るため、速やかに氾濫水を排水するための排水計画を事前に作成し、その計画に基づく排水訓練の実施に取り組む。
- 住民に、よりタイムリーな情報提供ができるよう、インターネットやデジタル放送等を活用した水位、CCTV 画像の情報提供の強化に加え、大規模洪水時に重点的に監視すべき箇所を監視体制の構築と水防訓練や水防活動の強化に取り組む。
- 治水安全度を向上させるための堤防整備、河道掘削、樹木伐採等を重点的に実施する。

本協議会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識をさらに高めていくこととしている。

なお、取組方針は規約第 3 条を根拠として本協議会において作成したものである。(※本協議会で対象とする雲出川外河川とは下表の河川を示す。)

水系区分	河川名
一級水系	雲出川水系
二級水系	中ノ川水系 田中川水系 志登茂川水系 安濃川水系 岩田川水系 相川水系 碧川水系

2. 協議会の構成

協議会の構成は以下のとおりである。

関係機関	構成員	役職	
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所	所長	会長
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課	課長	
気象庁	津地方气象台	台長	
県	県土整備部 施設災害対策課	課長	副会長
	県土整備部 河川課	課長	副会長
	県土整備部 防災砂防課	課長	
	県土整備部 港湾・海岸課	課長	
	津建設事務所	所長	
	松阪建設事務所	所長	
	津地域防災総合事務所	所長	
	松阪地域防災総合事務所	所長	
市町	津市	市長	
	松阪市	市長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部	部長	

3. 雲出川外河川の概要と主な課題

(1) 雲出川外河川の概要と氾濫特性

<雲出川水系>

雲出川は、三重県の中部に位置し、八手俣川等の支川を合わせながら東流し、伊勢平野に出て波瀬川、中村川等を合わせて、その後、雲出古川を分派して伊勢湾に注ぐ、幹川流路延長 55km、流域面積 550km² の一級河川である。

氾濫域には、津市、松阪市の 2 市があり、伊勢自動車道、国道 23 号、近鉄大阪線、近鉄名古屋線、JR 名松線等この地方の根幹をなす交通網が発達している。これらの交通網を背景に津市久居地区や臨海部に工業団地が造成され、造船業等の重工業も盛んであるなど、この地域における社会・経済の中核が広がっている。

一方、雲出川流域の地形は、山地を蛇行し、侵食と堆積を繰り返しながら発達した河岸段丘や沖積平野を形成してきた。河口部は、河床勾配がほぼ水平となり、土砂が堆積しやすく、河口デルタ地帯が広がっている。このようにして侵食・堆積を繰り返してきた平野部は、古くから洪水のたびに氾濫してきた一方、沿川の市街地は河岸段丘上に形成され、洪水時には中流部に存在する無堤部（霞堤）で洪水を一時貯留するなど浸水を許容する土地利用がなされてきた。しかし、近年においては、浸水のおそれのある低平地の一部で市街化が進行している状況にある。また、支川波瀬川については、小流域かつ上流部での河床勾配が約 1/10～1/100 と急峻で、時間雨量 30mm 以上の降雨が発生すると、概ね 1～2 時間程度で急激に水位が上昇する特性がある。

一度氾濫が起これば津市・松阪市の低平地が水没し、浸水が長期化する可能性があることから、その被害は甚大となることが想定される。

<外河川>

志登茂川は、津市芸濃町棕本に位置する農業用ため池横山池に源を発し、東南方向を流れ、途中、中の川、前田川、横川、毛無川を合わせ、伊勢湾へと注ぐ、幹川流路延長 14.75km、流域面積 49.19 km² の二級河川である。その流域は、三重県の中南勢地域に位置し、流域は、津市市域（旧津市、旧河芸町、旧芸濃町、旧安濃町の一部）が中心となり、山地の一部に亀山市、鈴鹿市が入る。

安濃川は、その源を津市芸濃町の山間部に発し、東流して忍田地先において平野部に至り、津市安濃町を南東流し津市において穴倉川・美濃屋川を合わせ、東に向きを変えた後伊勢湾に注ぐ、幹川流路延長 23.9km（法定区間）、流域面積 110.7 km² の二級河川である。

岩田川は、その源を津市片田薬王寺町地先の貯水池に発して東流し、浜垣内地先に三泗川を合流させた後に南東へ流向を変え、津市街地を貫流した後に伊勢湾に注ぐ幹川流路延長 11.7 km（法定区間）、流域面積 33.0 km² の二級河川である。

相川は、その源を三重県津市のほぼ中央に位置する農業用のため池、風早池に発し、同市久居北口町・久居相川町を東流しながら天神川、河口部で川関川、月見川等を合わせた後、伊勢湾に注ぐ、流路延長約 6.50km、流域面積約 23.93 km² の二級河川である。

(2) 過去の主な洪水等による被害状況

<雲出川水系>

○昭和 34 年 9 月洪水（台風第 15 号、伊勢湾台風）

台風の接近に伴い 1 時間雨量 40～60mm の強い雨が数時間降り続き、記録的な洪水となった。雲出川本川の各所で破堤し、総雨量は川上雨量観測所 525mm、白山雨量観測所 470mm を記録した。流域での洪水被害は、被災家屋約 3,000 戸に及んだ。

○昭和 57 年 8 月洪水（台風第 10 号）

総雨量は 807.5mm、最大日雨量 722.5mm、最大時間雨量 85mm に達し、中村川上流の松阪市嬉野町上小川と津市美杉町下之川の山中を中心に集合豪雨に見舞われた。雲出川は支川中村川で破堤し、流域での洪水被害は被災家屋約 1,400 戸に及んだ。

<外河川>

○昭和49年7月洪水

紀伊半島南方にあった熱帯低気圧がゆっくりと紀伊半島東部を北上したため、津市では、2時間雨量109.5mm、24時間雨量330.5mmの記録的な集中豪雨に見舞われた。毛無川及び前田川が破堤、志登茂川及び毛無川が氾濫し、浸水面積1,313ha、浸水家屋7,024戸という未曾有の被害となった。安濃川や岩田川では溢水及び内水によりあわせて5千戸をこえる家屋が浸水するという甚大な被害が発生した。

○平成 16 年 9 月洪水（台風第 21 号と前線による集中豪雨）

日雨量としては津地方気象台の観測史上最多となった。志登茂川では、溢水及び内水による浸水被害が発生し、夕方の満潮時になると、横川の近鉄橋梁付近より、越水し横川左岸堤内地へと水が流れ込んだ。

相川流域では、床上浸水 33 戸、床下浸水 180 戸の被害が発生した。

(3) 雲出川外河川の現状と課題

<雲出川水系>

雲出川水系では、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風による甚大な被害を契機として、昭和 36 年に直轄河川改修事業が始められた。数度にわたる治水計画の変更がなされた後、平成 18 年 9 月に「雲出川水系河川整備基本方針」が策定され、平成 26 年 11 月に「雲出川水系河川整備計画」が策定されているところである。これまでに、河口から築堤、河道掘削等が実施されてきており、支川中村川では洪水時に流下阻害となっていた鉄道橋梁の架け替えが行われるなど、洪水被害の軽減が図られている。また、雲出川及び雲出古川の河口部では、昭和 28 年 9 月の台風第 13 号による高潮災害を受け、海岸災害防止事業として三重県から委託を受けた国が、高潮堤防を概成させたが、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風を契機に、伊勢湾等高潮対策事業を三重県が実施した。平成 15 年には東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、これまでに河口部において堤防の耐震対策が実施されてきている。

<外河川>

志登茂川の治水事業としては、昭和34年の伊勢湾台風の被害を受け、伊勢湾等高潮対策事業として防潮堤が築かれた。また、昭和49年の集中豪雨を受けて激甚災害対策特別緊急事業が実施された。

さらに河道改修の懸案区間であった市道江戸橋の改築に関連して、広域基幹河川改修事業により平成13年より着手し、令和元年に完成している。平成27年9月に「志登茂川水系河川整備基本方針」が策定され、平成27年11月に「志登茂川水系河川整備計画」が策定されているところである。

安濃川は昭和34年9月の伊勢湾台風では高潮による甚大な被害を受けたため、河口からJR橋までの区間に防潮堤が築かれ、伊勢湾台風規模の高潮に対して必要な堤防高が確保されている。平成15年3月に「安濃川水系河川整備基本方針」が策定され、平成15年5月に「安濃川水系河川整備計画」が策定されているところである。

岩田川は、昭和34年9月の伊勢湾台風では高潮による甚大な被害を受けたため、河口からJR橋までの区間に防潮堤が築かれ、伊勢湾台風規模の高潮に対して必要な堤防高が確保されている。また、岩田川の支川である三泗川（延長1.25km）は洪水時には安濃川の洪水が三泗堤防より越流してきて、岩田川に流下させる役割も持っているため、安濃川及び岩田川の改修に併せて全川改修を進めていく必要がある。平成15年3月に「岩田川水系河川整備基本方針」が策定され、平成15年5月に「岩田川水系河川整備計画」が策定されているところである。

相川下流部は、昭和28年台風13号により甚大な被害を被り、災害復旧事業により改修が始まり、その後伊勢湾台風の被害を受け、伊勢湾高潮対策事業により高潮堤の築堤及び河川改修がなされている。平成3年からは相川本川の改修に中小河川改修事業として着手している。平成22年6月に「相川水系河川整備基本方針」が策定され、平成22年11月に「相川水系河川整備計画」が策定されているところである。

こうした治水事業の現状と過去の水害を踏まえた主な課題は、以下の通りである。

- ハード対策が進むにつれ、地域が洪水に対する意識が希薄となってしまうことが問題であり、現状は計画堤防高に満たない堤防や質的整備が完了していない堤防に加え、流下能力向上のための河道掘削も完了しておらず、現在の整備水準を上回る洪水に対して、浸水被害が懸念されることから、想定される水害リスクを住民に周知する必要がある。
- 一度氾濫が発生した場合には、沿川における家屋倒壊や広範囲で大規模な浸水被害が発生する可能性があることや、支川波瀬川は短時間での急激な水位上昇の洪水特性を有しているものの、水害リスクが地域住民に十分に認知されていないため、的確な避難行動のために必要な情報の提供・周知が必要であるとともに、効果的な水防活動を実施するための訓練等が必要である。
- 津市、松阪市の低平地や河口デルタでは、氾濫流の到達時間が短い可能性があり、また浸水が広範囲に及ぶ可能性に加えて長期間の浸水が発生すること

が懸念されることから、長期化する浸水を一日も早く解消するため、堤防整備等のハード対策に併せ、大規模水害を想定した排水計画の作成等が必要である。

- 「雲出川水系流域治水プロジェクト」等と連携しながら、ハード・ソフト一体で多層的に取り組みを推進していく必要がある。

以上の課題を踏まえ、雲出川外河川の大規模水害に備え、具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築をめざすものである。

4. 現状の取組状況と課題

雲出川外河川における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題の抽出を行った。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○ 課題：●（以下同様）

項目	現状・課題	
想定される水害リスクの周知	○洪水予報河川・水位周知河川において、想定最大外力の降雨における浸水想定区域を三重河川国道事務所や三重県のホームページ等で公表している。	A
	○水位周知河川以外の河川においても、順次策定している。	
	○想定最大規模の高潮における高潮浸水想定区域図を三重県のホームページ等で公表している。	
	● 想定最大規模降雨における洪水及び高潮浸水想定区域図等の水害リスク情報が十分認識されていない。	
	● 浸水想定がない区域がある。	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	○ 河川水位の動向に応じて、水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」（国交省・気象庁共同発表）を自治体向けに通知しているとともに、「洪水予報」については一般に周知している。	B
	○ 三重河川国道事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）の体制を確立している。	
	● 洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認識されていない。	
避難指示、緊急安全確保の発令基準	○ 市町は、避難指示、緊急安全確保の発令に関する基準を地域防災計画に記載し、その基準に基づき発令。	C
	● 避難率を高める必要がある。	
	● 発令対象エリアと発令順序について整理を行う必要がある。	
避難場所、避難経路	○ 市町のハザードマップにおいて避難場所等については指定・周知済み。	D
	● 特別警報発表時など、全ての避難所を同時かつ迅速に開設することが困難である。	
	● 浸水区域外への広域避難について未検討である。	
	● 避難場所が不足する市町での応急的な退避場所の確保が必要。	
住民等への情報伝達の体制や方法	○ 雨量・水位情報や避難指示等の避難に関する情報は、メール、ホームページ、広報車、屋外スピーカー、デジタルデータ放送等の発信が主として利用されている。	E
	● 防災行政無線が聞こえにくいという地域住民の意見もあり補完する施設や対策が必要である。	
	● 災害時要援護者への情報伝達方法が未検討である。	

	●避難行動につながるリアルタイム情報を充実させる対策が必要である。	
避難誘導體制	○市職員、消防団員、自主防災組織が連携し、消防、警察と調整しながら避難誘導を実施している。	
	●避難が必要な全ての方の避難誘導體制を構築することが人員的に困難である。	F
	●災害時要援護者への避難誘導方法が未検討である。	

②水防に関する事項

項目	現状・課題	
河川水位等に係る情報提供	○水防に係る情報としては、国土交通省が基準水位観測所の水位の動向に即して「水防警報」を発した場合は、三重県に通知しており、県は水防管理者に通知している。また、NHKを通じて津地方気象台から水防管理者に通知がされている。	
	○優先的に水防活動すべき重要水防箇所等、洪水に対しリスクの高い区間について、水防連絡会等で周知しているほか、水防をになう消防団や地域住民と現地を確認している。	
	○危機管理型水位計や簡易型監視カメラを設置し、川の防災情報にて公開している。	
	●水防活動の際の様々な判断をするため、現場で水位情報を入手する手段として「川の防災情報」のURLやQRコードを水防連絡会等で周知しているが、必ずしも活用されているとは限らない。	G
河川の巡視区間	○管理区間において、河川管理者や市職員、消防団が巡視を実施している。	
	●巡視する関係者全てが河川に関するエキスパートではないため、水防に関する知識を有しているとは限らない。	H
水防資機材の整備状況	○各市で土のう袋やシート等を庁舎、水防倉庫などに備蓄している。	
	○三重河川国道事務所において、応急復旧用の根固めブロックや大型土のう、土砂等を備蓄している。	
	●備蓄資機材情報の共有や大規模災害時における相互支援のルールが確立されていない。	I
市庁舎等の水害時における対応	○市庁舎支所、消防等の防災機関の施設、学校、コミュニティセンター等、災害時における応急対策活動拠点としての機能の検討を進めている。	
	●災害時に防災拠点となる支所や消防署等の施設が浸水区域内に存在する。	J

③氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項目	現状・課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生	

	による出動体制を確保している。	
	● 想定最大規模の洪水を対象とした被災に対する排水計画や災害対策車両・機器の運用がなく、迅速な対応ができない可能性がある。	K
	● 自治体排水施設は農林、下水道、建設の各部局に分散しており、運用方法については連携しながら検討をする必要がある。	

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状・課題	
被害を軽減するための整備	○ 堤防断面が不足する区間の堤防整備や河道掘削を実施している。	
	○ 堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策を実施している。	
	● 洪水を安全に流すための対策と氾濫した場合でも洪水被害を軽減するための対策が必要である。	L
	● 複合的な災害等により人命被害の発生する危険性が高い地域の対策が必要である。	

5. 減災のための目標

協議会で令和7年度までの概ね5年間で達成すべき減災目標は以下のとおりである。

【概ね5年間で達成すべき目標】

雲出川外河川で発生し得る大規模な水害に対し、「住民の防災意識の向上」、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。

※大規模な水害：想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水（越水・侵食・洗掘）による氾濫被害

※逃げ遅れ：立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化：大規模な水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

また、上記目標達成に向け、今後概ね5年間で河川管理者が実施するハード対策（※）に加え、以下の取組を実施する。

1. 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組
2. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な情報提供を行うための取組
3. 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

（※）河川管理者が実施するハード対策とは、以下の対策をいう

洪水を安全に流すためのハード対策：堤防整備・河道掘削等の流下能力向上対策、浸透・パイピング対策、侵食・洗掘対策

危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策

6. 概ね5年間で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

1) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組

主な取組項目		目標時期	取組機関
■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項			
・ 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を策定・公表し、市町に説明を実施	A	R4 年度	県
・ 想定最大規模の高潮における高潮浸水想定区域を指定	A	R4 年度	県
・ 水害リスク情報の空白域の解消（洪水・内水・高潮・ため池ハザードマップ策定・周知を含む）	A	引き続き実施	県、市
・ 内水浸水想定区域図を作成	A	今後検討予定	市
・ 想定最大規模降雨を対象とした氾濫シミュレーション（浸水ナビ）の公表	A	引き続き実施	県
・ 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知	A	引き続き実施	市
・ 首長も参加したロールプレイング等の実践的な洪水に関する避難訓練の実施	C,D	引き続き実施	市
・ 日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとハザードマップを整備	D	引き続き実施	市
・ 小学生も理解しやすいテキストを作成し、継続的な小中学校等における水災害教育の実施と伝承、「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成	B,E	引き続き実施	三重河川国道、 県、市
・ 実効性のある要配慮者施設の避難確保計画の作成と避難訓練を促進	D,E,F	引き続き実施	三重河川国道、 県、市
・ SNS・広報紙等を活用した継続的な情報発信	E	引き続き実施	三重河川国道、 県、市、鉄道会社
・ 共助の仕組みの強化	E,F	引き続き実施	三重河川国道、 県、市
・ 高齢者福祉部局と連携した避難行動への理解促	E,F	引き続き実施	三重河川国道、

進、マイタイムラインなどの個人防災計画の作成			県、市
・企業等と連携した避難体制等の確保	F	引き続き実施	三重河川国道、 県、市

■水色着色セル：流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

2) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する事項		
・避難指示の発令等に着目したタイムラインの見直し	C	必要に応じて実施 三重河川国道、 県、市、津地方気 象台
・タイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの見直し	C	必要に応じて実施 三重河川国道、市
・想定最大規模浸水想定区域を踏まえた避難指示等の発令基準の見直し	C	必要に応じて実施 市
・避難指示・緊急安全確保の発令対象エリアと発令順序の検討	C	引き続き実施 三重河川国道、 県、市
・水害時に着目した指定避難場所の見直し	D	引き続き実施 市
・応急的な退避場所の確保や河川防災ステーションの整備	D	必要に応じて実施 三重河川国道、県
・情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習の実施	E	毎年度、出水期 までに実施 三重河川国道、津 地方気象台、県、 市
・水門開閉訓練の実施	K	毎年度実施 県、市
・三重河川国道事務所と関係機関で設置する「情報連絡室」を活用した早期の情報共有	E	引き続き実施 三重河川国道、 県、市
・報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信、Lアラート、L字放送を用いた情報発信	E	引き続き実施 三重河川国道、 県、市
・防災施設の機能に関する情報提供の充実	A,E	引き続き実施 三重河川国道、県
・避難のためのダム放流情報提供	A,E,F	引き続き実施 県
・ダム放流情報を活用した避難体系の確立	A,E,F	引き続き実施 市町
■円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項		
・住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信	B,E,G	引き続き実施 三重河川国道、 県、市

・水位、雨量情報の更なる周知	B,E	引き続き実施	県、市
・避難指示等の発令判断を的確に行うための水位情報の共有と伝達	C,G	引き続き実施	三重河川国道、 県、市
・円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線の補強などの施設（ハード）整備	D	H28年度から検討	市
・防災気象情報の改善	E,G	必要に応じて実施	津地方気象台

3) 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

主な取組項目		目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項			
・消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練	G,H,I	毎年度、出水期 までに実施	市
・関係機関が連携した実働水防訓練	G,H,I	毎年度、出水期 までに実施	三重河川国道、 県、市
・迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と消防団の意見交換、重要水防箇所など水害リスクの高い箇所の共同点検	G	毎年度、出水期 までに実施	三重河川国道、 県、市
・大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が減少するなか消防団員に対しての教育、水防協力団体の募集・指定を促進。	G,H,I	引き続き実施	三重河川国道、市
・水位状況を確認するための危機管理型水位計や量水標、簡易型河川監視カメラ等の設置	G	引き続き実施	三重河川国道、 県、市
■市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項			
・災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	J	引き続き実施	三重河川国道、 県、市
■一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項			
・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画を作成	K	必要に応じて見直 し	三重河川国道、 県、市
・排水計画に基づく排水訓練の実施	K	引き続き実施	三重河川国道、 県、市
・堤防決壊時の対応（情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など）を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施	K	引き続き実施	三重河川国道、市
・施設・庁舎の耐水化	K	必要に応じて実施	三重河川国道、 県、市

・水害 BCP(事業継続計画) の作成	K	必要に応じて実施	三重河川国道、 県、市
---------------------	---	----------	----------------

4) 河川管理者等が実施する防災施設の整備・被害減少のための対策

主な取組項目		目標時期	取組機関
・下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合におけるダム、排水施設の操作方法等、危機管理運用(事前放流等の実施、体制構築)	K	引き続き実施	県
・堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	L	引き続き実施	県
・優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの治水安全を向上させるためのハード対策	L	引き続き実施	三重河川国道、県
・ダムの操作規則の点検	K	引き続き実施	県
・本川と支川の合流部等の対策	A,C,L	引き続き実施	三重河川国道、県
・多数の家屋や重要施設等の保全対策(樹木伐採、河道掘削等の実施)	J,L	引き続き実施	三重河川国道、 県、市
・立地適正化計画に基づく防災指針の検討、立地適正化計画の策定検討	J,L	引き続き実施	市

■水色着色セル：流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

5) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組

主な取組項目		目標時期	取組機関
・想定される土砂災害リスクの周知	L	引き続き実施	県、市、 津地方気象台
・土砂災害に対する警戒避難体制の整備	L	引き続き実施	県、市、 津地方気象台
・早めの避難につなげる啓発活動	E,L	引き続き実施	県、市、 津地方気象台

7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによってその位置づけを明確化し、より組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

今後、取組方針に基づき各構成機関が連携して減災対策を推進し、毎年出水期前に開催する協議会において進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行う。

また、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととする。

なお、協議会は、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 櫛田川外河川の減災に係る取組方針

令和3年12月14日

櫛田川外大規模氾濫減災協議会

松阪市、多気町、明和町、三重県県土整備部、三重県松阪建設事務所、
三重県 松阪地域防災総合事務所、気象庁津地方气象台、
国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所、蓮ダム管理所、
国土交通省中部運輸局鉄道部、近畿日本鉄道株式会社

目 次

1. はじめに	1
2. 協議会の構成	4
3. 櫛田川外河川の概要と主な課題	5
4. 現状の取組状況と課題	9
5. 減災のための目標	12
6. 概ね5年間で実施する取組	13
7. フォローアップ	17

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部において堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間にわたる浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者が発生した。

これを受け、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。この答申を受け、12 月 11 日に国土交通省から、全ての直轄河川とその沿川市町村において、概ね 5 年間で水防災意識社会を再構築する取組みを行う「水防災意識社会 再構築ビジョン」が示された。

その後、平成 30 年 7 月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受けて、水管理・国土保全局より、平成 30 年 12 月に「異常豪雨の頻発化に備えたダム洪水調節機能と情報の充実に向けて（提言）」が提言され、さらに、同年同月に「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について～複合的な災害にも多層的に備える緊急対策～」が社会資本整備審議会から答申され、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との認識を持つ必要があることが示された。

この答申を受け、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を、さらに充実し加速するため、平成 31 年 1 月 29 日に緊急行動計画が改定された。

令和元年房総半島台風・東日本台風など、気候変動の影響等により激甚な災害が頻発している状況に鑑み、国土交通省は社会資本整備審議会会長に対して、「大気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」を諮問し、令和 2 年 7 月、審議会から「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～」が答申された。この答申を踏まえ、国土交通省は、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すものとした。

櫛田川水系においては「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、水防災意識社会の再構築に向けた取組として、地域住民の安全・安心を担う 1 市 2 町（松阪市、多気町、明和町）、三重県、気象庁津地方气象台、国土交通省三重河川国道事務所、蓮ダム管理所で構成される三重四川災害対応連絡会櫛田川委員会を開催し、減災のための目標を共有し、令和 2 年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

櫛田川圏域県管理河川においては、地域住民の安全・安心を担う松阪市、多気町、明和町、国土交通省、気象庁津地方气象台、三重県が「櫛田川圏域県管理河川水防

災協議会」を設立し、水防災意識社会の再構築に向け取り組むこととした。

本協議会は、「水防災意識社会」を再構築することについて、これまでの各河川管理者の設立した協議会を統合し、本地域がより一体となって、減災のための取り組みを推進するためのものである。本地域の減災のための目標を共有し、円滑かつ迅速な避難、適確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として、平成 28 年度から平成 32 年度（令和 2 年度）までの取り組み進捗を踏まえ、令和 3 年度から令和 7 年度までの「櫛田川外河川の減災に係る取組方針」（以下、「取組方針」という。）をとりまとめた。

取組方針の具体的な内容のポイントとしては、以下のとおりである。

- 近年、大規模浸水被害が発生していないほか、氾濫流が市町界を超えて広域に拡散する特性を有していることから、水害リスクが地域住民に十分に認知されていない。大規模水害に対する住民意識の向上を図るため、洪水浸水想定区域図の作成・分かりやすい説明・周知やハザードマップの策定・周知、学校等における防災教育に取り組む。
- 洪水浸水想定区域図における浸水深や浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域図等に基づき、早期の立ち退き避難を前提とした避難計画の作成及び水平避難を促すための工夫や、避難路の冠水等も考慮したハザードマップの作成に取り組む。
- 下流部の沿川の低平地では、堤防決壊した場合、短時間で氾濫流が到達する可能性があり、また、流域が小さく、急激に水位上昇をする流出特性がある河川も存在する。このことから、避難行動の判断に至るまでの時間を短くするため、これらのケースにおける避難指示の発令等に着目したタイムラインに基づく、より実践的な情報伝達演習や水防演習等の実施に取り組む。
- 社会経済活動の早期再開、幹線道路や鉄道網途絶の影響の最小化を図るため、速やかに氾濫水を排水するための排水計画を事前に作成し、その計画に基づく排水訓練の実施に取り組む。
- 住民に、よりタイムリーな情報提供ができるよう、インターネットやデジタル放送等を活用した水位、CCTV 画像の情報提供の強化に加え、大規模洪水時に重点的に監視すべき箇所を監視体制の構築と水防訓練や水防活動の強化に取り組む。
- 治水安全度を向上させるための堤防整備、河道掘削、樹木伐採等を重点的に実施する。

本協議会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識をさらに高めていくこととしている。

なお、取組方針は規約第 3 条を根拠として本協議会において作成したものである。(※本協議会で対象とする櫛田川外河川とは下表の河川を示す。)

水系区分	河川名
一級水系	櫛田川水系
二級水系	碧川水系 三渡川水系 阪内川水系 金剛川水系 中川水系 笹笛川水系 大堀川水系 外城田川水系

2. 協議会の構成

協議会の構成は以下のとおりである。

関係機関	構成員	役職	
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所	所長	会長
	中部地方整備局 蓮ダム管理所	所長	
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課	課長	
気象庁	津地方气象台	台長	
県	県土整備部 施設災害対策課	課長	副会長
	県土整備部 河川課	課長	副会長
	県土整備部 防災砂防課	課長	
	県土整備部 港湾・海岸課	課長	
	松阪建設事務所	所長	
	松阪地域防災総合事務所	所長	
市町	松阪市	市長	
	多気町	町長	
	明和町	町長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部	部長	

3. 櫛田川外河川の概要と主な課題

(1) 櫛田川外河川の概要と氾濫特性

<櫛田川水系>

櫛田川水系は、三重県中部に位置し、蓮川等の支川を合わせながら伊勢平野に出て佐奈川を合わせた後、松阪市法田で祓川を分派し伊勢湾に注ぐ幹川流路延長87 km、流域面積436km²の一級河川である。

氾濫域には、松阪市、多気町、明和町の1市2町があり、JR紀勢本線、JR参宮線、近鉄山田線、国道23号、42号、166号等の県内主要都市、名古屋や大阪方面を結ぶ動脈が発達している。流域の主要産業は電気機械産業(電子部品)、農業(松阪肉牛、茶、椎茸)、食品産業(海苔)等で、また、多気町の多気クリスタルタウンをはじめとし、松阪市や明和町でも工業団地の整備が進められ、この地方の社会・経済の中樞が広がっている。

一方、櫛田川流域の地形は、本川上流部の山地部と本川中流の河岸段丘、及び本川下流の松阪市の市街地を中心とする平野部とに大別され、中流部は掘込河道区間となっており、河岸侵食による家屋の倒壊・流失等の可能性がある。また、下流部は低平地が広がっており、一度堤防決壊による氾濫が起これば、氾濫流が拡散するとともに、浸水が長期化する可能性があるほか、氾濫流によって家屋の倒壊・流失等の可能性があるなどの氾濫特性をもつことから、その被害は甚大となることが想定される。また、支川佐奈川については、流域面積が20km²にも満たない小流域で降った雨が一気に流出する特性がある。

また、櫛田川流域は日本有数の多雨地帯である大台ヶ原に隣接し、上流部での年平均降水量が約2,500 mmを越えているため古くから洪水災害が発生してきた。

<外河川>

三渡川は、その源を三重県松阪市小阿坂町の鉢ヶ峰に発し、松阪市西部を東流しながら、岩内川、堀坂川、百々川等の支川を合流した後、松阪市松崎浦において伊勢湾に注ぐ、流路延長約21.1 km、流域面積約54.31 km²の二級河川である。

その流域は、三重県の中央部に位置し、松阪市の1市からなり、山地部は針葉樹の植林が広がり、中上流域から下流部にかけて水田地帯の集落を縫うように流下し、下流部の感潮・汽水域には広大な干潟が形成されるなど、豊かな自然環境を有している。

金剛川は、松阪市の中心部に広がる松阪低地を形成した河川で、その源は山室町妙楽寺の南にあり、山室山及び山室町を過ぎると東に向かって流れ、久保町焼橋付近までは用水路となり北に向い、垣鼻町や朝田町方面では堤防がある河川となる。その後、西野々町で真盛川と名古須川を合わせ、高須町で勢々川を合わせ、河口部で愛宕川を合わせて、大口の入江から海に注ぐ、総流路延長21.7km、流域面積50.92km²の二級河川である。

笹笛川は、三重県多気郡明和町池村及び三重県度会郡玉城町上田辺に位置する農業用ため池斎宮調整池に源を発し、明和町中央部を北西方向へ流れ、伊勢湾に注ぐ二級河川で、流域面積13.2km²、流路延長は河口から斎宮調整池までが約11.2kmの二級河川である。

(2) 過去の主な洪水等による被害状況

<櫛田川水系>

○昭和 34 年 9 月洪水（台風第 15 号、伊勢湾台風）

台風の接近に伴い 1 時間雨量 40～60mm の強い雨が数時間続き、記録的な洪水となった。櫛田川本川の各所で破堤し、流域での洪水被害は、被災家屋約 3,800 戸に及んだ。

○昭和 57 年 8 月洪水（台風第 10 号）

台風の接近に伴い断続的な強い雨が降り、総雨量は蓮観測所 673mm、宮前観測所 462mm、粥見観測所 473mm を観測し櫛田川本川上流域を中心に豪雨となった。流域での洪水被害は、被災家屋 13 戸であった。

○平成 6 年 9 月洪水（台風第 26 号）

流域で最大 1 時間雨量 40～60mm を記録し、総雨量は波瀬観測所 552mm を観測した。櫛田川下流部において計画高水位を上回り、漏水が発生するなど堤防が危険な状態であった。大臣管理区間の洪水被害は、被災家屋 5 戸であった。

<外河川>

三渡川の流域で発生した主要な洪水被害としては、平成 5 年 11 月に百々川にて越水し、床下浸水 20 戸の被害が生じている。平成 12 年 9 月の東海豪雨では床下浸水 56 戸、床上浸水 5 戸の被害が生じている。最近では、平成 16 年 9 月の台風 21 号の襲来により、百々川の越水による道路の冠水や、内水氾濫により床下浸水 119 戸、床上浸水 28 戸の被害が生じた。

金剛川の流域で発生した主要な洪水被害としては、昭和 42 年 10 月の台風 34 号による名古屋川の破堤、昭和 46 年 8 月から 9 月の台風 23、25、26 号と秋雨前線による金剛川の破堤、昭和 47 年 9 月の台風 20 号と豪雨による内水、及び昭和 51 年 9 月の台風 17 号と豪雨による愛宕川・名古屋川の溢水がある。

このうち、昭和 42 年 10 月の台風では名古屋川が破堤するなど内水被害を含めた浸水家屋 1,597 戸に加え、倒壊家屋 246 戸に及ぶ被害が発生した。また、昭和 46 年 8 月から 9 月の台風及び秋雨前線においても、金剛川の破堤により 1,691 戸の浸水被害にみまわれた。

笹笛川の流域で発生した主要な洪水被害としては、昭和 47 年 9 月台風 20 号、昭和 49 年 7 月集中豪雨、昭和 51 年 9 月台風 17 号、昭和 57 年 9 月台風 18 号、平成 2 年 9 月台風 19 号等による家屋浸水を伴う浸水被害が挙げられる。昭和 49 年 7 月の集中豪雨では、浸水面積 492ha、浸水家屋 41 戸の被害が生じている。

(3) 櫛田川の現状と課題

<櫛田川水系>

櫛田川水系での本格的な治水事業は、昭和 7 年に三重県により着手され、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風による甚大な被害を契機として、昭和 37 年から直轄河川改修事業が始められた。数度にわたる治水計画の変更がなされた後、平成 15 年 10 月に「櫛田川水系河川整備基本方針」が策定され、平成 17 年 8 月に「櫛田川水系河川整備計画」が策定されているところである。これまでに、河

口からの築堤、漏水対策等が実施されてきており、平成3年には蓮ダムが完成するなど、洪水被害の軽減が図られている。また、河口部では、昭和28年9月の台風第13号による高潮災害を受け、海岸災害防止事業として三重県から委託を受けた国が、高潮堤防を概成させたが、昭和34年9月の伊勢湾台風を契機に、伊勢湾等高潮対策事業を三重県が実施した。平成15年には東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、これまでに河口部において堤防の耐震対策が実施されてきている。

<外河川>

三渡川における治水事業は、昭和40年から災害関連事業として部分的な改修が行われ、昭和47年からは堀坂川合流点からJR名松線まで局部改良事業が行われた。昭和51年より中小河川改修事業として着手し、現在は広域河川改修事業として改修を進めている。

百々川は、昭和52年より高潮対策として排水機場及び松ヶ崎水門が改修された。昭和63年より小規模河川改修として着手し、現在は広域河川改修事業として改修を進めている。平成20年9月に「三渡川水系河川整備基本方針」が策定され、平成21年1月に「三渡川水系河川整備計画」が策定されているところである。三渡川流域内における治水事業は実施されているものの、流下能力の小さい狭窄部の存在、河積不足を起こしている鉄道橋・道路橋の存在等、現況河道には課題が残されている。

金剛川は、昭和42年の災害を契機に上流から下流にかけて災害復旧事業が実施されてきた。このほか、昭和42年から小規模河川改修事業、及び昭和48年から中小河川改修事業が実施された。平成29年4月に「金剛川水系河川整備基本方針」が策定され、平成29年10月に「金剛川水系河川整備計画」が策定されているところである。

笹笛川の治水事業としては、昭和34年の伊勢湾台風を契機として、伊勢湾高潮対策事業として河口から八木戸樋門（現在の笹笛川防潮水門）までの改修が行われた。また、昭和54年から八木戸樋門から国道23号までの延長約1.9kmの改修が実施され、平成4年度から国道23号より上流延長約3.4km区間の改修を暫定計画として実施している。平成29年10月に「笹笛川水系河川整備基本方針」が策定され、平成30年2月に「笹笛川水系河川整備計画」が策定されているところである。

こうした治水事業の現状と過去の水害を踏まえた主な課題は、以下のとおりである。

- ハード対策が進むにつれ、地域の洪水に対する意識が希薄となってしまうことが問題であり、現状は計画堤防高に満たない堤防や質的整備が完了しておらず、現在の整備水準を上回る洪水に対して、浸水被害が懸念されることから、想定される水害リスクを住民に周知する必要がある。
- 一度氾濫が発生した場合には、沿川における家屋倒壊や広範囲で大規模な浸水の発生、また氾濫流が市町界を超えて広域に拡散する特性を有しているが、水害リスクが地域住民に十分に認識されていないため、的確な避難行動

のために 必要な情報の提供・周知が必要であるとともに、効果的な水防活動を実施するための訓練等が必要である。

- 下流部の沿川の低平地では、氾濫流の到達時間が短い可能性があり、また浸水が広範囲に及ぶ可能性に加えて長期間の浸水が発生することが懸念されることから、浸水を一日も早く解消するため、堤防整備等のハード対策に併せ、大規模水害を想定した排水計画の作成等が必要である。
- 「櫛田川水系流域治水プロジェクト」等と連携しながら、ハード・ソフト一体で多層的に取り組みを推進していく必要がある。

以上の課題を踏まえ、櫛田川外河川の大規模水害に備え、具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築をめざすものである。

4. 現状の取組状況と課題

櫛田川外河川における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題の抽出を行った。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○ 課題：●（以下同様）

項目	現状・課題	
想定される水害リスクの周知	○洪水予報河川・水位周知河川において、想定最大外力の降雨における浸水想定区域を三重河川国道事務所や三重県のホームページ等で公表している。	
	○水位周知河川以外の河川においても、順次策定している。	
	○想定最大規模の高潮における高潮浸水想定区域図を三重県のホームページ等で公表している。	
	● 想定最大規模降雨における洪水及び高潮浸水想定区域図等の水害リスク情報が十分認識されていない。	A
	● 浸水想定がない区域がある。	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	○ 河川水位の動向に応じて、水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」（国交省・気象庁共同発表）を自治体向けに通知しているとともに、「洪水予報」については一般に周知している。	
	○ 三重河川国道事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）の体制を確立している。	
	● 洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認識されていない。	B
避難指示、緊急安全確保の発令基準	○ 市町は、避難指示、緊急安全確保の発令に関する基準を地域防災計画に記載し、その基準に基づき発令。	
	● 住民の安全で確実な避難のために、深夜や早朝を避けての避難勧告等を発令するタイミングや発令対象エリア、発令順序の整理が必要。	C
避難場所、避難経路	○ 市町のハザードマップにおいて避難場所等については指定・周知済み。	
	● 浸水想定区域内に避難所が立地している地区もあり、浸水区域外への広域避難について検討がされていない。	D
	● 避難所の収容人数の確保が必要である。	
	● 避難場所が不足する市町での応急的な退避場所の確保が必要。	
住民等への情報伝達の体制や方法	○ 雨量・水位情報や避難指示等の避難に関する情報は、メール、ホームページ、広報車、屋外スピーカー、デジタルデータ放送等の発信が主として利用されている。	

	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民や企業が防災情報をもとに自ら判断し行う準備行動や避難行動を啓発するための防災教育が不十分である。 ● 避難情報の情報伝達手段が住民に十分浸透していない可能性がある。また、災害時要援護者への情報伝達方法の検討が不十分である。 ● 避難行動につながるリアルタイム情報を充実させる対策を充実させるが必要である。 	E
避難誘導體制	○ 市町職員、消防団員、自主防災組織が連携し、消防、警察と調整しながら避難誘導を実施している。	
	● 夜間、荒天時においては、避難誘導時の誘導者及び住民双方の安全の確保が必要である。	F
	● 災害時要援護者への避難誘導方法の検討が不十分である。	

②水防に関する事項

項目	現状・課題	
河川水位等に係る情報提供	○ 水防に係る情報としては、国土交通省が基準水位観測所の水位の動向に即して「水防警報」を発した場合は、三重県に通知しており、県は水防管理者に通知している。また、NHKを通じて津地方気象台から水防管理者に通知がされている。	
	○ 優先的に水防活動すべき重要水防箇所等、洪水に対しリスクの高い区間について、水防連絡会等で周知しているほか、水防を担う消防団等と現地を確認している。	
	○ 危機管理型水位計や簡易型監視カメラを設置し、川の防災情報にて公開している。	
	● 水防活動の際の様々な判断をするため、現場で水位情報を入手する手段として「川の防災情報」の URL や QR コードを周知しているが、必ずしも活用されていない。	G
河川の巡視区間	○ 管理区間において、河川管理者や市職員、消防団が巡視を実施している。	
	● 巡視する関係者全てが河川に関するエキスパートではないため、全ての人が水防に関する十分な知識を有している訳ではない。	H
水防資機材の整備状況	○ 各市で土のう袋やシート等を庁舎、水防倉庫などに備蓄している。	
	○ 三重河川国道事務所において、応急復旧用の根固めブロックや大型土のう、土砂等を備蓄している。	
	● 備蓄資機材情報の共有や大規模災害時における相互支援のルールが確立されていない。	I

③氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項目	現状・課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	○ 排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生による出動体制を確保している。	
	● 想定最大規模の洪水を対象とした被災に対する排水計画や災害対策車両・機器の運用がなく、迅速な対応ができない可能性がある。	J

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状・課題	
被害を軽減するための整備	○ 堤防断面が不足する区間の堤防整備や河道掘削を実施している。	
	○ 堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策を実施している。	
	● 洪水を安全に流すための対策と氾濫した場合でも洪水被害を軽減するための対策が必要である。	K
	● 複合的な災害等により人命被害の発生する危険性が高い地域の対策が必要である。	

5. 減災のための目標

協議会で令和7年度までの概ね5年間で達成すべき減災目標は以下のとおりである。

【概ね5年間で達成すべき目標】

櫛田川外河川で発生し得る大規模な水害に対し、「住民の防災意識の向上」、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。

※大規模な水害：想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水（越水・侵食・洗掘）による氾濫被害

※逃げ遅れ：立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化：大規模な水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

また、上記目標達成に向け、今後概ね5年間で河川管理者が実施するハード対策（※）に加え、以下の取組を実施する。

1. 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組
2. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な情報提供を行うための取組
3. 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

（※）河川管理者が実施するハード対策とは、以下の対策をいう

洪水を安全に流すためのハード対策：堤防整備・河道掘削等の流下能力向上対策、浸透・パイピング対策、侵食・洗掘対策

危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策

6. 概ね5年間で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

1) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関	
■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項			
・ 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表し、市町に説明を実施	A	R4 年度	県
・ 想定最大規模の高潮における高潮浸水想定区域を指定	A	R4 年度	県
・ 水害リスク情報の空白域の解消（洪水・内水・高潮・ため池ハザードマップ策定・周知を含む）	A	引き続き実施	県、市町
・ 内水浸水想定区域図を作成	A	今後検討予定	市町
・ 浸水実績等の把握	A	引き続き実施	市町
・ 想定最大規模降雨を対象とした氾濫シミュレーション（浸水ナビ）の公表	A	引き続き実施	県
・ 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知	A	引き続き実施	市町
・ 首長も参加したロールプレイング等の実践的な洪水に関する避難訓練の実施	C,D	引き続き実施	市町
・ 日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとハザードマップを整備	D	引き続き実施	市町
・ 小学生も理解しやすいテキストを作成し、継続的な小中学校等における水災害教育の実施と伝承、「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成	B,E	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・ 実効性のある要配慮者施設の避難確保計画の作成と避難訓練を促進	D,E,F	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・ SNS・広報紙等を活用した継続的な情報発信	E	引き続き実施	三重河川国道、県、市町、鉄道会社
・ 共助の仕組みの強化	E,F	引き続き実施	三重河川国道、県、市町

・高齢者福祉部局と連携した避難行動への理解促進、 マイタイムラインなどの個人防災計画の作成	E,F	引き続き実施	三重河川国道、県、市 町
・企業等と連携した避難体制等の確保	F	引き続き実施	三重河川国道、県、市 町

■水色着色セル：流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

2) 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する事項		
・避難指示の発令等に着目したタイムラインの見直し	C	必要に応じて 実施 三重河川国道、県、 市町、津地方気象台
・タイムラインを踏まえた水害対応チェックリスト の見直し	C	必要に応じて 実施 三重河川国道、市町
・想定最大浸水想定区域を踏まえた避難指示等の発 令基準の見直し	C	必要に応じて 実施 市町
・避難指示・緊急安全確保の発令対象エリアと発令順 序の検討	C	引き続き実施 三重河川国道、 県、市町
・水害時に着目した指定避難場所の見直し	D	引き続き実施 松阪市 多気町、明和町
・応急的な退避場所の確保や河川防災ステーション の整備	D	必要に応じて 実施 三重河川国道、県
・情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための 洪水対応演習の実施	E	毎年度、出水 期までに実施 三重河川国道、 津地方気象台、県、市町
・水門開閉訓練の実施	K	毎年度 実施 三重河川国道、県、市町
・三重河川国道事務所と関係機関で設置する「情報連 絡室」を活用した早期の情報共有	E	引き続き実施 三重河川国道、県、市町
・報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信、Lアラ ート、L字放送を用いた情報発信	E	引き続き実施 三重河川国道、県、市町
・防災施設の機能に関する情報提供の充実	A,E	引き続き実施 三重河川国道、蓮ダム、 県
・避難のためのダム放流情報提供	E	引き続き実施 蓮ダム
・ダム放流情報を活用した避難体系の確立	A,E,F	引き続き実施 市町
■円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項		
・住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援する ため、スマートフォンを活用したリアルタイム情報	B,E,G	引き続き実施 三重河川国道、県、市町

の提供やプッシュ型情報の発信			
・水位、雨量情報の更なる周知	B,E	引き続き実施	県、市町
・避難勧告等の発令判断を的確に行うための水位情報の共有と伝達	C,G	引き続き実施	三重河川国道、県、市町
・円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線の補強などの施設（ハード）整備	D	引き続き実施	市町
・防災気象情報の改善	E,G	必要に応じて実施	津地方气象台
・ダム放流警報設備等の耐水化や改良	A,K	必要に応じて実施	蓮ダム

3) 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項		
・消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練	G,H,I	毎年度、出水期までに実施 市町
・関係機関が連携した実働水防訓練	G,H,I	毎年度、出水期までに実施 三重河川国道、県、市町
・迅速かつ的確な水防活動のための水防関係者間での連携・協力、重要水防箇所など水害リスクの高い箇所の共同点検	G	毎年度、出水期までに実施 三重河川国道、県、市町
・大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が減少するなか消防団員に対しての教育、水防協力団体の募集・指定を促進	G,H,I	引き続き実施 三重河川国道、市町
・水位状況を確認するための危機管理型水位計や量水標、簡易型河川監視カメラ等の設置	G	引き続き実施 三重河川国道、県、市町
■市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項		
・災害拠点病院・大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	J	引き続き実施 三重河川国道、県、市町
■一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項		
・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画を作成	J	必要に応じて見直し 三重河川国道、県、市町
・排水計画に基づく排水訓練の実施	J	引き続き実施 三重河川国道、県、市町

・堤防決壊時の対応（情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など）を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施	J	引き続き実施	三重河川国道、市町
・施設・庁舎の耐水化	J	必要に応じて実施	三重河川国道、県、市町
・水害BCP（事業継続計画）の作成	J	必要に応じて実施	三重河川国道、県、市町

4) 河川管理者等が実施する防災施設の整備・被害減少のための対策

主な取組項目	目標時期	取組機関
下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合におけるダムの操作方法等、危機管理運用（事前放流等の実施、体制構築）	K	蓮ダム
・堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	K	県
・優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの治水安全を向上させるためのハード対策	K	三重河川国道、県
・本川と支川の合流部等の対策	A,C,K	三重河川国道、県、市町
・多数の家屋や重要施設等の保全対策（樹木伐採、河道掘削等の実施）	J,K	三重河川国道、県、市町
・立地適正化計画に基づく防災指針の検討、立地適正化計画の策定検討	K	市町

■水色着色セル：流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

5) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
・想定される土砂災害リスクの周知	K	県、市町、津地方気象台
・土砂災害に対する警戒避難体制の整備	K	県、市町、津地方気象台
・早めの避難につなげる啓発活動	E,K	県、市町、津地方気象台

7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによってその位置づけを明確化し、より組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

今後、取組方針に基づき各構成機関が連携して減災対策を推進し、毎年出水期前に開催する協議会において進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行う。

また、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととする。

なお、協議会は、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 宮川外河川の減災に係る取組方針

令和3年12月14日

宮川外大規模氾濫減災協議会

伊勢市、多気町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、
三重県県土整備部、三重県伊勢建設事務所、三重県松阪建設事務所、
三重県松阪地域防災総合事務所、三重県南勢志摩活性化局、
気象庁津地方气象台、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所
国土交通省中部運輸局鉄道部、近畿日本鉄道株式会社

目 次

1. はじめに	1
2. 協議会の構成	4
3. 宮川外河川の概要と主な課題	5
4. 現状の取組状況と課題	8
5. 減災のための目標	12
6. 概ね5年間で実施する取組	13
7. フォローアップ	17

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川下流部において堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間にわたる浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほど多数の孤立者が発生した。

これを受け、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。この答申を受け、12 月 11 日に国土交通大臣から、全ての直轄河川とその沿川市町村において、概ね 5 年間で水防災意識社会を再構築する取組みを行う「水防災意識社会 再構築ビジョン」が示された。

その後、平成 30 年 7 月豪雨をはじめ、近年各地で大水害が発生していることを受けて、水管理・国土保全局より、平成 30 年 12 月に「異常豪雨の頻発化に備えたダム洪水調節機能と情報の充実に向けて（提言）」が提言され、さらに、同年同月に「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について～複合的な災害にも多層的に備える緊急対策～」が社会資本整備審議会から答申され、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との認識を持つ必要があることが示された。

この答申を受け、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組を、さらに充実し加速するため、平成 31 年 1 月 29 日に緊急行動計画が改定された。

令和元年房総半島台風・東日本台風など、気候変動の影響等により激甚な災害が頻発している状況に鑑み、国土交通省は社会資本整備審議会会長に対して、「大気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」を諮問し、令和 2 年 7 月、審議会から「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な「流域治水」への転換～」が答申された。この答申を踏まえ、国土交通省は、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すものとした。

宮川水系においては「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、水防災意識社会の再構築に向けた取組として、地域住民の安全・安心を担う 1 市 1 町（伊勢市、玉城町）、三重県、気象庁津地方气象台、国土交通省三重河川国道事務所で構成される三重四川災害対応連絡会宮川委員会を開催し、減災のための目標を共有し、令和 2 年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

宮川圏域県管理河川においては、地域住民の安全・安心を担う伊勢市、多気町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、国土交通省三重河川国道事務所、気象庁津地方气象台、三重県が「宮川圏域県管理河川水防災協議会」を設立し、水防

防災意識社会の再構築に向け取り組むこととした。

本協議会は、「水防災意識社会」を再構築することについて、これまでの各河川管理者の設立した協議会を統合し、本地域がより一体となって、減災のための取り組みを推進するためのものである。本地域の減災のための目標を共有し、円滑かつ迅速な避難、適確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として、平成 28 年度から平成 32 年度（令和 2 年度）までの取り組み進捗を踏まえ、令和 3 年度から令和 7 年度までの「宮川外河川の減災に係る取組方針」（以下、「取組方針」という。）をとりまとめた。

取組方針の具体的な内容のポイントとしては、以下のとおりである。

- 近年、大規模浸水被害が発生していないほか、氾濫流が広域に拡散する特性を有していることから、水害リスクが地域住民に十分に認知されていない。大規模水害に対する住民意識の向上を図るため、洪水浸水想定区域図の作成・分かりやすい説明・周知やハザードマップの策定・周知、学校等における防災教育に取り組む。
- 洪水浸水想定区域図における、浸水深や浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域図等に基づき、早期の立ち退き避難を前提とした避難計画の作成及び水平避難を促すための工夫や、避難路の冠水等も考慮したハザードマップの作成に取り組む。
- 下流部での沿川の低平地では堤防決壊した場合、短時間で氾濫流が到達する可能性があるため、避難行動の判断に至るまでの時間を短くするため、避難指示の発令等に着目したタイムラインに基づく、より実践的な情報伝達演習や水防演習等の実施に取り組む。
- 社会経済活動の早期再開、幹線道路や鉄道網途絶の影響の最小化を図るため、速やかに氾濫水を排水するための排水計画を事前に作成し、その計画に基づく排水訓練の実施に取り組む。
- 住民に、よりタイムリーな情報提供ができるよう、インターネットやデジタル放送等を活用した水位、CCTV 画像の情報提供の強化に加え、大規模洪水時に重点的に監視すべき箇所を監視体制の構築と水防訓練や水防活動の強化に取り組む。
- 治水安全度を向上させるための堤防整備等を重点的に実施する。

本協議会は、今後、毎年出水期前に関係機関が一堂に会し、進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識をさらに高めていくこととしている。

なお、取組方針は規約第 3 条を根拠として協議会において作成したものである。（※協議会で対象とする宮川外河川とは次頁の河川を示す。）

水系区分	河川名
一級水系	宮川水系
二級水系	笹笛川水系 大堀川水系 江川水系 外城田川水系 神津佐川水系 泉川水系 五ヶ所川水系 中の谷川水系 伊勢路川水系 大江川水系 河内川水系 村山川水系 小方川水系 古和川水系 奥川水系

2. 協議会の構成

協議会の構成は以下のとおりである。

関係機関	構成員	役職	
国	中部地方整備局 三重河川国道事務所	所長	会長
	中部運輸局 鉄道部 安全指導課	課長	
気象庁	津地方气象台	台長	
県	県土整備部 施設災害対策課	課長	副会長
	県土整備部 河川課	課長	副会長
	県土整備部 防災砂防課	課長	
	県土整備部 港湾・海岸課	課長	
	松阪建設事務所	所長	
	伊勢建設事務所	所長	
	松阪地域防災総合事務所	所長	
	南勢志摩地域活性化局	局長	
市町	伊勢市	市長	
	多気町	町長	
	玉城町	町長	
	大紀町	町長	
	度会町	町長	
	大台町	町長	
	南伊勢町	町長	
企業	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部	部長	

3. 宮川外河川の概要と主な課題

(1) 宮川外河川の概要と氾濫特性

<宮川水系>

宮川水系は、三重県の南部に位置し、大内山川等の支川を合わせて伊勢平野に出て、河口付近で大湊川を分派し、伊勢湾に注ぐ、幹川流路延長 91km、流域面積 920km² の一級河川である。

氾濫域には、三重県伊勢市、玉城町の 1 市 1 町があり、伊勢自動車道、一般国道 23 号、近鉄山田線、JR 参宮線等のこの地方の根幹をなす交通網が発達しており、これらの整備に伴って海岸地域における工業立地や、年間 800 万人以上が訪れる伊勢神宮を核とした観光地化が進んでいる。また、古くから伊勢神宮との関わりが深く、神宮につながる渡し跡も残り、勢田川沿いの問屋街は、歴史的構造物を保存したまちづくりが進められており、宮川下流部には複数の土木遺産が現存するなど、この地域における社会・経済の中樞が拡がり、文化の基盤を成している。

一方、宮川流域の地形は、上流域は概ね紀伊山地によって占められており、1,000m を超える標高の山々に囲まれており、中流域に入ると河岸段丘が発達し丘陵地形となり、下流域は JR 参宮線宮川橋付近から河口部にかけて三角州が広がり本川内にも特徴的な中州がある。下流部は低平地が広がっており、一度氾濫が起これば拡散するとともに、浸水が長期化する可能性があるほか、氾濫流によって家屋の倒壊・流失等の可能性があり、甚大な被害が発生するリスクを有している。

また、宮川流域は、日本有数の多雨地帯である大台ヶ原が源流にあることから、年平均降水量は山間部で 3,400mm 以上、平野部で約 2,000~2,500mm となることから古くから洪水災害が発生してきた。

<外河川>

支川五十鈴川は、三重県伊勢市の八称宣山（標高 426m）に源を発し、皇大神宮（内宮）の端を流れ、朝熊川等の支川を合わせて、五十鈴川派川を分派し、河口付近で支川の勢田川・大湊川を合わせ、伊勢湾に注いでいる。松尻川は、勢田川に流入する小支川であり、豊受大神宮（外宮）の南側に位置する高倉山（117m）に源を発し、都市排水や農業排水を受け流下し勢田川に合流する。

(2) 過去の主な洪水等による被害状況

<宮川水系>

○昭和 49 年 7 月 7 日洪水（台風第 8 号及び集中豪雨（七夕災害））

雨量は三重県南部で 300~500mm に達した。大台山系には連続降雨 850mm 以上、さらにこの地域に端を発する水系に局地的な豪雨をもたらし、伊勢市周辺を中心に浸水被害、山・崖崩れが発生した。7 日に勢田川が氾濫し、伊勢市の広域が浸水した。被害は、浸水面積約 3,100ha、被災家屋約 14,000 戸であった。

○昭和 57 年 8 月洪水（台風第 10 号）

宮川観測所で総雨量 580mm 以上の大雨があり、伊勢市を中心に被害が発生した。被害は、浸水面積約 1,000ha、被災家屋約 2,500 戸であった。

○平成 16 年 9 月洪水（台風第 21 号）

宮川村（現 多気郡大台町）では 1 時間に 139mm の猛烈な雨を観測した。また、宮川雨量観測所でも、最大時間雨量 119mm、総雨量 753mm を記録した。基準地点の岩出で昭和 50 年の観測開始後最高水位である 10.16m を記録し、中島・大倉地区の無堤地区で越水し、洪水被害は被災家屋約 300 戸、浸水面積約 200ha であった。

○平成 23 年 9 月洪水（台風第 12 号）

降り始めからの総降水量は、宮川雨量観測所 1630mm を記録する記録的な大雨となった。洪水被害は被災家屋 196 戸、浸水面積 316ha であった。

○平成 29 年 10 月洪水（台風第 21 号）

宮川下流で年間降水量の約 1/4～1/3 の雨量を記録し、勢田川流域では甚大な被害が発生した七夕豪雨の累積雨量を大幅に上回る 584mm となった。伊勢市内では、満潮と台風による高潮・大雨のピークがほぼ同時に発生した影響もあり、雨量排水不良による浸水に加えて、勢田川・桧尻川・汁谷川からの氾濫も生じ、家屋浸水と店舗浸水を合わせて約 1,800 棟以上の浸水被害が発生した。

<外河川>

○平成 23 年 9 月洪水（台風第 12 号）

上流の気象庁の宮川観測所で 1 時間に 89mm の猛烈な雨を観測し、降り始めからの総雨量が 1,600mm 以上（8 月 31 日～9 月 5 日）に達し、中島・大倉地区において、越水および内水氾濫による浸水が生じ、床上浸水家屋 17 戸、床下浸水家屋 14 戸の被害が生じた。大内山川流域の被害状況は、地域交流センター及び阿曾公民館を含め、床上浸水 52 戸、床下浸水 59 戸、家屋損壊（半壊）2 戸が生じた。

○平成 29 年 10 月洪水（台風第 21 号）

小俣雨量観測所において観測史上最大の 539mm を記録し、外城田川上流部では、計画雨量の 2 倍を超える雨量に相当し、堤防からの越水などにより床上浸水家屋 278 戸、床下浸水家屋 250 戸の被害が生じた。

(3) 宮川外河川の現状と課題

<宮川水系>

宮川水系での本格的な治水事業は、昭和 13 年 8 月洪水を契機として、三重県が岩出から下流の中小河川改修工事に着手した。その後、昭和 49 年 7 月洪水を契機に、昭和 50 年に一級河川の指定を受け、直轄河川改修事業が始められた。その後、平成 19 年 11 月に「宮川水系河川整備基本方針」が策定され、平成 27 年 11 月に「宮川水系河川整備計画」が策定されているところである。これまでに、昭和 32 年に宮川ダムが完成し、昭和 49 年 7 月洪水の被害が甚大であった勢田川については、直轄河川激甚災害対策特別緊急事業が実施され、浚渫や引堤、護岸整備等が行われ勢田川防潮水門・排水機場も完成している。また、平成 6 年 9 月洪水、平成 16 年 9 月洪水で中流部右岸側の無堤地区で浸水被害が発生したが、浸水被害を解消することを目的とした床上浸水対策特別緊急事業により築堤

護岸や河道掘削等が実施され、洪水被害の軽減が図られてきている。また、宮川、五十鈴川、勢田川の河口部では、昭和 28 年 9 月の台風第 13 号による高潮災害を受け、高潮対策事業が実施されたが、昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風を契機に、伊勢湾高潮対策事業を三重県が実施した。平成 15 年には東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、これまでに大湊川において堤防の耐震対策が実施されてきている。

<外河川>

五十鈴川は、昭和 21 年から同 23 年にかけて直轄事業として改修工事を実施、同 24 年から三重県において中小河川改修事業として引き続き事業を実施している。

桧尻川は、堤内地盤が勢田川の計画洪水位よりも低く、流下能力も小さいことから内水氾濫が続いていたが、平成 19 年度までに桧尻川排水機場を完成させるとともに、桧尻橋下流の暫定改修を完了している。

大内山川は、昭和 49 年 7 月の台風 8 号で、大きな被害を受けたのを契機に、昭和 54 年度より改修が進められてきている。また、平成 23 年 9 月台風 12 号の被害を受け、阿曾地区の約 1.0km を対象に災害関連事業を実施している。

宮川水系における治水事業は実施されているものの、五十鈴川（派川含む）や桧尻川、大内山川では、流下能力不足等の課題が残されている。

こうした治水事業の現状と過去の水害を踏まえた主な課題は、以下のとおりである。

- ハード対策が進むにつれ、地域が洪水に対する意識が希薄となってしまうことが問題であり、現状は計画堤防高に満たない堤防や質的整備が完了していない堤防に加え、流下能力向上のための河道掘削も完了しておらず、現在の整備水準を上回る洪水に対して、浸水被害が懸念されることから、想定される水害リスクを住民に周知する必要がある。
- 一度氾濫が発生した場合には、沿川における家屋倒壊や広範囲で大規模な浸水の発生など、水害リスクが地域住民に十分に認知されていないため、的確な避難行動のために必要な情報の提供・周知が必要であるとともに、効果的な水防活動を実施するための訓練等が必要である。
- 下流部の低平地では、氾濫流の到達時間が短い可能性があり、また浸水が広範囲に及ぶ可能性に加えて長期間の浸水が発生することが懸念されることから、長期化する浸水を一日も早く解消するため、堤防整備等のハード対策に併せ、大規模水害を想定した排水計画の作成等が必要である。
- 「宮川水系流域治水プロジェクト」等と連携しながら、ハード・ソフト一体で多層的に取り組みを推進していく必要がある。

以上の課題を踏まえ、宮川外河川の大規模水害に備え、具体的な取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築をめざすものである。

4. 現状の取組状況と課題

宮川外河川における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題の抽出を行った。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○ 課題：●（以下同様）

項目	現状・課題	
想定される水害リスクの周知	○ 洪水予報河川・水位周知河川において、想定最大外力の降雨における浸水想定区域を三重河川国道事務所や三重県のホームページ等で公表している。	A
	○ 水位周知河川以外の河川においても、順次策定している。	
	○ 想定最大規模の高潮における高潮浸水想定区域図を三重県のホームページ等で公表している。	
	● 想定最大規模降雨における洪水及び高潮浸水想定区域図等の水害リスク情報が十分認識されていない。	
	● 浸水想定がない区域がある。	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	○ 河川水位の動向に応じて、水防に関する「水防警報」や避難等に資する「洪水予報」（国交省・気象庁共同発表）を自治体向けに通知しているとともに、「洪水予報」については一般に周知している。	B
	○ 三重河川国道事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）の体制を確立している。	
	● 洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認識されていない。	
避難指示、緊急安全確保の発令基準	○ 市町は、避難指示、緊急安全確保の発令に関する基準に基づき発令。	C
	● 避難勧告発令等の判断、伝達マニュアルの見直しが必要となっている。	
避難場所、避難経路	○ 市町のハザードマップにおいて避難場所等については指定・周知済み。	
	○ 指定緊急避難所をハザードマップに安全度ランクを付けている。	

	<ul style="list-style-type: none"> ● 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図により浸水エリアが更新されるため、指定緊急避難場所の安全度の見直しが必要。 ● 避難場所が不足する市町での応急的な退避場所の確保が必要。 	D
住民等への情報伝達の体制や方法	○ 雨量・水位情報や避難指示等の避難に関する情報は、メール、ホームページ、広報車、屋外スピーカー、デジタルデータ放送等の発信が主として利用されている。	
	● 住民や企業が防災情報をもとに自ら判断し行う準備行動や避難行動を啓発するための防災教育が不十分である。	E
	● 高齢者等は、メール、最新システム等の利用が難しい。防災無線も台風時は暴風や豪雨により聞きとりにくいことから、自ら避難情報を取得してもらえよう啓発が必要である。	
	● 避難行動につながるリアルタイム情報を充実させる対策が必要である。	
避難誘導體制	○ 市町職員、消防団員、自主防災組織が連携し、消防、警察と調整しながら避難誘導を実施している。	
	● 避難対象区域の規模が大きい地区は、消防団、職員の人数も限られており、現場での呼びかけだけは避難誘導が困難である。	F
	● 避難誘導の体制は確立されているが、これに即した避難訓練が未実施であるため、訓練の充実を図る必要がある。	

②水防に関する事項

項目	現状・課題
河川水位等に係る情報提供	○ 水防に係る情報としては、国土交通省が基準水位観測所の水位の動向に即して「水防警報」を発した場合は、三重県に通知しており、県は水防管理者に通知している。また、NHK等を通じて住民に周知している。
	○ 優先的に水防活動すべき重要水防箇所等、洪水に対しリスクの高い箇所について、水防連絡会等で周知しているほか、水防をになう消防団や地域住民と

	<p>現地を確認している。</p> <p>○危機管理型水位計や簡易型監視カメラを設置し、川の防災情報にて公開している。</p> <p>●水防活動の際の様々な判断をするため、現場で水位情報を入手する手段として「川の防災情報」のURLやQRコードを水防連絡会等で周知しているが、必ずしも活用されているとは限らない。</p>	G
河川の巡視区間	○管理区間において、河川管理者や市町職員、消防団が巡視を実施している。	
	●巡視する関係者全てが河川に関するエキスパートではないため、水防に関する知識を有しているとは限らない。	H
水防資機材の整備状況	○各市で土のう袋やシート等を庁舎、水防倉庫などに備蓄している。	
	○三重河川国道事務所において、応急復旧用の根固めブロックや大型土のう、土砂等を備蓄している。	
	●備蓄資機材情報の共有や大規模災害時における相互支援のルールが確立されていない。	I

③氾濫水の排水、施設運用に関する事項

項目	現状・課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器は平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、常時、災害発生による出動体制を確保している。	
	●想定最大規模の洪水を対象とした被災に対する排水計画や災害対策車両・機器の運用がなく、迅速な対応ができない可能性がある。	J

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状・課題	
被害を軽減するための整備	○堤防断面が不足する区間の堤防整備等を実施している。	
	○堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策を実施している。	
	●洪水を安全に流すための対策と氾濫した場合でも	K

	洪水被害を軽減するための対策が必要である。	
	●複合的な災害等により人命被害の発生する危険性が高い地域の対策が必要である。	

5. 減災のための目標

協議会で令和7年度までの概ね5年間で達成すべき減災目標は以下のとおりである。

【概ね5年間で達成すべき目標】

宮川外河川で発生し得る大規模な水害に対し、「住民の防災意識の向上」、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。

※大規模な水害：想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水（越水・侵食・洗掘）による氾濫被害

※逃げ遅れ：立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化：大規模な水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

また、上記目標達成に向け、今後概ね5年間で河川管理者が実施するハード対策（※）に加え、以下の取組を実施する。

1. 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組
2. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な情報提供を行うための取組
3. 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

（※）河川管理者が実施するハード対策とは、以下の対策をいう

洪水を安全に流すためのハード対策：堤防整備・河道掘削等の流下能力向上対策、浸透・パイピング対策、侵食・洗掘対策

危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策

6. 概ね5年間で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

1) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組

主な取組項目		目標時期	取組機関
■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項			
・ 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表し、市町に説明を実施	A	R4 年度	県
・ 想定最大規模の高潮における高潮浸水想定区域を指定	A	R4 年度	県
・ 水害リスク情報の空白域の解消（洪水・内水・高潮・ため池ハザードマップ策定・周知を含む）	A	引き続き実施	県、市町
・ 内水浸水想定区域図を作成	A	引き続き実施	市町
・ 想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーション（浸水ナビ）の公表	A	引き続き実施	県
・ 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの策定・周知	A	引き続き実施	市町
・ 首長も参加したロールプレイング等の実践的な洪水に関する避難訓練の実施	C,D	引き続き実施	市町
・ 日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとハザードマップを整備	D	引き続き実施	市町
・ 小学生も理解しやすいテキストを作成し、継続的な小中学校等における水災害教育の実施と伝承、「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料を作成	E	引き続き実施	三重河川国道、 県、市町
・ 実効性のある要配慮者施設の避難確保計画の作成と避難訓練を促進	D,E,F	引き続き実施	三重河川国道、 県、市町
・ SNS・広報紙等を活用した継続的な情報発信	E	引き続き実施	三重河川国道、 県、市町、鉄道会社
・ 水害危険性（浸水状況等）の確認・周知（簡易浸水センサーやスマートメータ等を活用した浸水状況検知）	E	引き続き実施	三重河川国道、 県、市町

・ 共助の仕組みの強化	E,F	引き続き実施	三重河川国道、 県、市町
・ 高齢者福祉部局と連携した避難行動への理解促進、マイタイムラインなどの個人防災計画の作成	E,F	引き続き実施	三重河川国道、 県、市町
・ 企業等と連携した避難体制等の確保	F	引き続き実施	三重河川国道、 県、市町

■ 水色着色セル：流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

2) 避難行動の確実化に向けた迅速かつ的確な情報提供を行うための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■ 情報伝達、避難計画等に関する事項		
・ 避難指示の発令等に着目したタイムラインの見直し	C	必要に応じて 実施 三重河川国道、県、 市町、津地方気象台
・ タイムラインを踏まえた水害対応チェックリストの作成	C	引き続き実施 三重河川国道、市町
・ 想定最大規模の洪水浸水想定区域を踏まえた避難指示等の発令基準の見直し	C	必要に応じて 実施 市町
・ 避難指示・緊急安全確保の発令対象エリアと発令順序の検討	C	引き続き実施 三重河川国道、 県、市町
・ 水害時に着目した指定避難場所の見直し	D	R3 年度 市町
・ 応急的な退避場所の確保や河川防災ステーションの整備	D	必要に応じて 実施 三重河川国道、県
・ 情報伝達の相手先・手段・内容等を確認するための洪水対応演習の実施	E	毎年度、出水 期までに実施 三重河川国道、津地方 気象台、県、市町
・ 水門開閉訓練の実施	K	毎年度実施 県、市町
・ 三重河川国道事務所と関係機関で設置する「情報連絡室」を活用し、早期の情報共有を図る	E	引き続き実施 三重河川国道、 県、市町
・ 報道機関を通じた迅速かつ的確な情報発信、Lアラート、L字放送を用いた情報発信	E	引き続き実施 三重河川国道、 県、市町
・ 防災施設の機能に関する情報提供の充実	A,E	引き続き実施 三重河川国道、県
・ 避難のためのダム放流情報提供	A,E,F	引き続き実施 県
・ ダム放流情報を活用した避難体系の確立	A,E,F	引き続き実施 市町
■ 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項		
・ 住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォンを活用したリアルタイム情	B,E,G	引き続き実施 三重河川国道、 県、市町

報の提供やプッシュ型情報の発信			
・ 水位、雨量情報の更なる周知	B,E	引き続き実施	県、市
・ 円滑かつ迅速な避難に資するための防災行政無線の補強などの施設（ハード）整備	D	引き続き実施	市町
・ 防災気象情報の改善	E,G	必要に応じて実施	津地方気象台

3) 氾濫による被害の軽減のための迅速かつ的確な水防活動・排水活動の取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項		
・ 消防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練	G,H,I	毎年度、出水期までに実施 市町
・ 関係機関が連携した実働水防訓練	G,H,I	毎年度、出水期までに実施 三重河川国道、 県、市町
・ 迅速かつ的確な水防活動のための河川管理者と消防団の意見交換、重要水防箇所など水害リスクの高い箇所の共同点検	G	毎年度、出水期までに実施 県、市町
・ 大規模洪水の減少により、実際の水防活動経験者が減少するなか消防団員に対する教育、水防協力団体の募集・指定を促進。	G,H,I	引き続き実施 市町
・ 水位状況を確認するための危機管理型水位計や量水標、簡易型河川監視カメラ等の設置	G	引き続き実施 三重河川国道、 県、市町
■市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項		
・ 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	J	引き続き実施 市町
■一刻も早い生活再建や社会経済活動の回復を可能とするための排水活動に関する事項		
・ 氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した三重河川国道事務所管内排水計画を作成	J	必要に応じて見直し 三重河川国道、 県、市町
・ 排水計画に基づく排水訓練の実施	J	引き続き実施 三重河川国道、 県、市町
・ 堤防決壊時の対応（情報伝達、復旧工法、排水計画の検討など）を演習することを目的に、堤防決壊シミュレーションを実施	J	引き続き実施 三重河川国道、市町
・ 施設・庁舎の耐水化	J	必要に応じて実施 三重河川国道、 県、市町

・水害 BCP(事業継続計画) の作成	J	必要に応じて 実施	三重河川国道、 県、市町
■ダムの危機管理型の運用方法の高度化			
・下流河川の氾濫時又はそのおそれがある場合におけるダムの操作方法等、危機管理運用（事前放流等の実施、体制構築）	-	引き続き実施	県

■水色着色セル：流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

4) 河川管理者等が実施する防災施設の整備・被害減少のための対策

主な取組項目		目標時期	取組機関
・堤防の天端舗装などの危機管理型ハード対策の実施	L	引き続き実施	県
・優先的に対策が必要な堤防整備や河道掘削などの治水安全を向上させるためのハード対策	K	引き続き実施	三重河川国道、 県、市町
・本川と支川の合流部等の対策	A,C,L	引き続き実施	三重河川国道、県
・多数の家屋や重要施設等の保全対策（樹木伐採、河道掘削等の実施）	J,L	引き続き実施	三重河川国道、県、 市町
・立地適正化計画に基づく防災指針の検討、立地適正化計画の策定検討	K	引き続き実施	市町

■水色着色セル：流域治水プロジェクトの取組内容を反映した項目

5) 土砂災害に対する警戒避難体制を充実・強化するための取り組み

主な取組項目		目標時期	取組機関
・想定される土砂災害リスクの周知	K	引き続き実施	県、市町、 津地方気象台
・土砂災害に対する警戒避難体制の整備	K	引き続き実施	県、市町、 津地方気象台
・早めの避難につなげる啓発活動	E,K	引き続き実施	県、市町、 津地方気象台

7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによってその位置づけを明確化し、より組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

今後、取組方針に基づき各構成機関が連携して減災対策を推進し、毎年出水期前に開催する協議会において進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行う。

また、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととする。

なお、協議会は、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。